

第三十一回 参議院内閣委員会會議録第十八号

昭和三十四年四月七日(火曜日)午前十一時五十九分開会

委員の異動

四月二日委員前田佳都男君辞任につき、その補欠として安井謙君を議長において指名した。
四月六日委員安井謙君、山本利寿君及び松本治一郎君辞任につき、その補欠として前田佳都男君、西岡ハル君及び森中守義君を議長において指名した。
本日委員西岡ハル君及び高瀬莊太郎君辞任につき、その補欠として山本利寿君及び石黒忠篤君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 永岡 光治君
理事 松岡 平市君
山本 利寿君
千葉 信君

委員

大谷 藤之助君
大谷 賛雄君
木村 篤太郎君
野本 品吉君
堀木 謙三君
前田 佳都男君
増原 恵吉君
松村 秀逸君
伊藤 顕道君
森中 守義君
矢嶋 三義君
横川 正市君
石黒 忠篤君

國務大臣

文部大臣 橋本 龍伍君
厚生大臣 坂田 道太君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 吉田 信邦君
総理府総務長官 松野 頼三君
総理府総務副長官 佐藤 朝生君
内閣総理大臣官房公務員制度調査室長 増子 正宏君
行政管理局長 山口 西君
自治庁長官 後藤田正晴君
官庁官房長官 門叶 宗雄君
防衛庁長官 丸山 信君
調達庁長官 大石 幸章君
調達庁総務部長 石野 信一君
大蔵省主計局長 村上 一君
文部省政務次官 高見 三郎君
文部大臣官房総務参事官 齋藤 正君
文部省初等中等教育局長 内藤 三郎君
文部省社会教育局長 福田 繁君
文部省体育局長 清水 康平君
厚生省政務次官 池田 清志君
厚生大臣官房長官 森本 潔君
厚生大臣官房官房審議官 小山進次郎君
厚生省医務局長 小澤 龍君
厚生省児童局長 高田 浩運君

農林政務次官 石坂 繁君
農林大臣官房長官 齋藤 誠君
事務局側 参事(事務次長) 宮坂 完孝君
常任委員 会専門員 杉田正三郎君

説明員

文部省管理 局助成課長 今村 武俊君

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選
○農林漁業基本問題調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉信君外六名発議)
○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永岡光治君) これより内閣委員会を開会いたします。
委員の異動がありました。去る四月六日山本利寿君及び松本治一郎君が辞任され、その後任として西岡ハル君及び森中守義君がそれぞれ委員に選任されましたが、本日西岡ハル君が辞任され、後任に山本利寿君が選任されました。
以上御報告いたします。

○委員長(永岡光治君) それではこれより議事に入ります。
まず、理事補欠互選の件についてお

語りいたします。ただいま御報告いたしました通り、山本利寿君が一たん委員を辞任されましたが、本日委員に復帰されましたので、この際山本君を再び理事に選任することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと仰る者あり〕
○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めさう決定いたしました。

○委員長(永岡光治君) 次に、衆議院送付にかかる内閣提出法律案二件につきまして、これより順次提案理由の説明を聴取いたします。
まず、農林漁業基本問題調査会設置法案について説明を求めます。

○政府委員(松野頼三君) ただいま議題となりました農林漁業基本問題調査会設置法案についてその提案の理由を御説明申し上げます。
わが国農林漁業の生産力は、戦後著しく増大し、国民経済の復興と成長に寄与するところ大なるものがあるにもかかわらず、その反面、農林漁業と他産業との間の所得の較差はなお相当の開きを示しているものであります。

このような情勢に対処いたしまして、農林漁業政策の基本目標は、農林漁業と他産業との均衡ある発展を確保し、農林漁業の所得の増大を通じて農山漁家の生活の安定向上をはかることにあると考えます。また、このことは、ひとり農林漁業対策上の基本的事項であるばかりでなく、国民経済の体質改善とその安定的成長に資するゆえんでもあると考えるのであります。

従いまして、農林漁業における生産性の向上と所得の増大をはかるため、今後、さらに生産基盤の整備拡充と生産流通機構の合理化を推進すべきはもとよりであります。また、新たな角度から農林漁業内部における経営の改善、就業構造の近代化等の基本問題やこれらと関連する雇用、価格、流通、貿易その他の国民経済上の諸問題について、調査審議を行い、農林漁業の基本的施策の確立をはかることが現下の緊急の課題と考えるのであります。

以上申し上げましたような見地から、この際、総理府に、その附属機関として、農林漁業基本問題調査会を設置し、広く各界の学識経験者の意見を聞き、農林漁業の基本的施策の確立に資することとしたのであります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。
農林漁業基本問題調査会の任務は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農林漁業に関する基本問題を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項について内閣総理大臣に意見を述べることができるといたしております。

調査会は、委員三十人以内で組織することとし、ほかに特別の事項を調査審議するため必要に応じ、臨時委員二十人以内を置くこととしたし、さらに専門調査員三十人以内及び幹事十五人以内の設置を考へております。

また、調査会は、農林省の所管事項と密接な関連がございますので、その

庶務は、農林省大臣官房で行うこととしたしております。

さらに、調査会の調査審議は、おおむね二年を目途にその結論を得たい考えのもとに、この法律の有効期限を、昭和三十六年三月三十一日限りとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いします次第であります。

○委員長(永岡光治君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、国民年金制度の実施に伴う事務機構を整備するため、新たに厚生省に年金局及び国民年金審議会を設置するとともに、医療に関する制度等について調査審議させるため、医療制度調査会を設置するほか、地方支分部局のうち、地方復員部を廃止すること等をそのおもな内容とするものであります。

まず、改正の第一点は、年金局及び国民年金審議会の設置であります。御承知の通り、国民年金制度につきましては、かねての公約通り、拠出及び無拠出による老齢、障害及び母子の三年金を包括する国民年金法案をすでに今国会に提案いたし、無拠出の年金につきましては、本年十一月分から支給を開始し、拠出制の年金につきましては、昭和三十六年四月から保険料徴収を開始する予定であります。本制度

は、所得保障の本格的な形式として国民の福祉の向上にきわめて重要な意義を有するものと考えられるものであります。わが国としては全く未経験の分野に属する本制度が円滑に運営され、所期の目的を達成するためには、その実施のための事務機構の整備が不可欠の要件と考えられるのであります。このため、行政審議会の答申の次第もあり、新たに厚生省の内部部局として年金局を設置することとし、国民年金事業の企画、立案、指導監督等の事務に当らせようとするものであります。

またこれに関連いたしまして、国民年金事業の実施に関する重要事項につきまして、広く国民各階層の意見を徴し、その適切な運営に資するため、附属機関として新たに国民年金審議会を設置することとした次第であります。

改正の第二点は、医療制度調査会の設置であります。政府におきましては、国民の医療保障の実現を期するため、国民皆保険四年計画の達成、医療機関の整備等諸般の施策の推進に当たっているものであります。国民皆保険の進展と医療事情の推移にかんがみ、従来の医療制度等につきましても根本的に検討を行う必要があると考えられますので、本調査会を設置し、各方面からの御意見を承わり、新しい情勢に適合した適切な医療制度の樹立に資したいと存じているのであります。なお、本調査会における審議につきましては、その設置の趣旨にかんがみまして、二カ年程度の審議をもつて結論を得られるよう予定しております。

改正の第三点は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持管理を新たに国立公園部の所掌事務としたこととあります。第二次世界大戦中海外におきまして戦没された方々の遺骨であつて遺族に引渡すことができないものが多数保管されているのであります。これらの遺骨につきましては、現在都内千鳥ヶ淵の地に建設いたしております墓苑に納めることになつております。この墓苑は、国が設立する墓苑でありますので、今後の維持管理につきましても、国が直接行うことが適当であると考え、これに關する事務を国立公園部の所掌事務とした次第であります。

改正の第四点は、受胎調節に関する事務を公衆衛生局の所掌から児童局の所掌としたこととあります。受胎調節につきましては、漸次その普及をみ、逐年その成果を上げて参りましたが、本来受胎調節は、母体の健康を保護することを目的とするものであります。児童局の行政面を取り扱つております母子衛生の分野と密接な關係を有し、健全な家庭の建設という点で共通の理念を持つものであります。従いまして、受胎調節に関する事務を児童局の事務とし、これらの事務を一体的に行うことにより、今後一そう家庭の福祉の向上をはかることができるものと考え、この改正であります。

改正の第五点は、地方復員部の廃止であります。地方復員部は、現在、横須賀、呉及び佐世保の三カ所に設置されておられ、旧海軍にかかわる復員關係その他の業務整理に關する事務等をつかさどつておられますが、漸次事務量の減少に伴い、これらの事務を中央において集約的に処理する方が能率的であると考えられますので、これらの機關を廃止し、今後引揚援護局において処理することとした次第であります。

○委員長(永岡光治君) 次に、国家公務員に対する寒冷手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案(参第一号)を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○千葉信君 議事進行について。社会党の委員がまだそろつておりませんから、委員部の方から至急連絡をとつてもらつて、来てもらつてからやりたいと思ひます。速記をちよつととめてもらいたいのと思ひます。

○委員長(永岡光治君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(永岡光治君) 速記を起して下さい。

御質問の方はありませんか。別に御発言もなければ、本案は予算を伴う法律案でありますので、国会法第五十七条の三、及び本院規則第五十条第二項の規定によりまして、この

際、本法律案に対する内閣の意見をお述べ願ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) この法律案は、寒冷手当及び石炭手当の支給額をそれぞれ引き上げようとするものであります。その内容につきましては、なお検討の余地があり、またこれらの手当については、制度的にも再検討をする必要があります。なお、この法律案を実施するためには、相当額の新規財源を必要といたしますが、新年度予算にはそのための経費は計上されておられませんので、政府といたしましては、賛成いたしかねる次第でございます。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ、これより本案の討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○松岡平市君 申すまでもなく、この法律案は、当委員会にしばしば提出されておりますのみならず、これは前々、前国会におきましては、この法律案は当委員会におきまして、全会一致で可決いたしました。本会議におきましても可決の後、衆議院に送付せられて、審議未了になつた法律案そのままでございます。その後いろいろ諸情勢の変化等もございまして、いろいろわれわれも考慮いたしましたが、この法律案をこの段階におきましては、多少の修正をすることが妥当であると思われるのであります。そこで、お手元に配付いたしましたような修正案を提出いたしております。

要するに修正案は、この法律案中寒
冷地手当、薪炭手当等については一応
これは認めない。もつぱら石炭手当に
ついては、諸般の事情上これは認めざるを得ないだろう、しかしその手当の
数量等については、やはり原案通りは
認めがたいということ、お手元に差
し上げていような修正案を提出した
わけであり。すなわち本法律案
中、もつぱら石炭手当については、数字
を変更して認めるという趣旨のもので
ございます。で、法律案のうち「第二
条第一項及び第二項の改正規定中『第
二条第一項中「百分の二十」を「百分
の二十五」に改め、同条第二項を「
と」の部分に全部書きかえまして、こ
れを単に第二条第二項に改める。そし
て同改正規定の表がついておりますの
表のうち、四トンとあるのを三・五
トンに、その次に三・五トンとあるの
を三・二トンに、その次に三・一トン
とあるのを三・二トンに、それから下段の
一・三トンを一・二トンに改める。そ
れから附則中、昭和三十四年四月一日
とありますのを公布の日に改める。
こういふふうに修正をして可決をし
ていただきますと考へます。同時に附
帯決議案を付したいと思ひます。

読み上げますが、
附帯決議案(案)
寒冷地手当の現行支給率、支給地
域区分等については、種々不合理不
均衡の点があるので、政府は、これ
を合理的な制度に改めるよう根本的
検討を加えられ度い。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言も
なければ、討論は終局したものと認め
て御異議ございませんか。
○横川正市君 ただいま討論とともに
提案をされた修正案に對し、ま
して、社会党を代表して反対の意見を申
上げたいと思ひます。
この法律案が過去二回にわたりまし
て本院の当委員会で審議をされまし
て、そのつどこの実施に伴う予算を問
題とするにおもなる原因がありまし
て、必要とする諸事項については、こ
れは当院では満場一致了承をされて
おつた法律案であつたかと思ひのであ
ります。この観点に立ちますと、法律
案の必要とする事項については了とさ
れ、国が予算上資金上、これに對して
法律案の通過以前に予算上の裏づけを
しなかつたという理由で次回回しと
なつたのが、前回の衆議院の議決の私
は結果であつたといふふうに思ひので
あります。もちろん、まあ、予算の件
り法律案でありますから、参議院で議
決される場合に、私は当然政府及び与
党の皆さんの中にも、衆議院における
予算を必要とすることを了承の上で賛
否を明らかにされ、しかもさういふこ
とを了解の上で私は賛成をされたもの

と、こゝろ理解いたしておるのでありま
す。法律案そのものの提案されている
内容が了解されておるにかかわらず、
今回は私はこの修正案のそのものの
持つております理由というものは、法律
案を必要とするという理由以外に、予
算の問題による理由を相当大幅にこれ
は削減した修正案であるといふふうに
考へていひたいと思ひます。
もちろん、予算の支出上の問題であり
まして、政府においてはこれらの点に
ついて種々検討をされたかと思ひま
す。しかし、たとへば、これは必要で
あるといふことになりますと、私は、
前回の仲裁裁定のように、予算の通過
後におきましても、各省それぞれ移用
その他の資金上の手当をいたしまし
て、これを完全にのむといふ態度を決
定できるのでありますから、さういふ
点からいいますと、予算が私は全然こ
れに手当のできなかったという理由を
発見することは非常に困難なんであり
ます。

同時に、前二回の国会でこの法律案
が審議されて了とされております
当委員会において、私は、その予算の
内容について政府、与党間においてい
ろいろ話し合ひの結果支出することが
できなかったといふことを、きわめて
遺憾に思ひ次第でありまして、さうい
う点から修正案に對しましては、これ
は当然、法律案の持つております趣旨
その他が当然の内容であるといふこと
を強く私も考へておりますので、
修正案に對しましては反対をいたした
い、かように考へる次第でございま
す。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言も
なければ、討論は終局したものと認め
て御異議ございませんか。
○委員(長) 異議なしと呼ぶ者あり
○委員(長) 永岡光治君 御異議ないと
認めます。
それでは、これより採決に入ります。
まず、松岡君提出の修正案全部を問
題に供します。本修正案に賛成の方の
挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員(長) 永岡光治君 多数と認めま
す。よつて、松岡君提出の修正案は可
決されました。

次に、ただいま可決されました修正
部分を除いた原案全部を問題に供しま
す。修正部分を除いた原案に賛成の方
の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員(長) 永岡光治君 全会一致と認
めます。よつて、国家公務員に對する
寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の
支給に關する法律の一部を改正する法
律案は、多数をもつて修正すべきもの
と議決せられました。

次に、先刻討論中に述べられました
松岡君提出の附帯決議案を議題といた
します。本附帯決議案を本委員会の決
議とすることに賛成の方の挙手を願ひ
ます。

〔賛成者挙手〕
○委員(長) 永岡光治君 全会一致と認
めます。よつて、松岡君提出の附帯決
議案は全会一致をもつて本委員会の決
議とすることに決定いたしました。

この際、ただいまの附帯決議案に對
し、政府の御所信をお述べ願ひます。
○政府委員(佐藤朝生君) ただいま御
決議になりました附帯決議の御趣旨に
つきましては、御趣旨に従つて検討を
加えたいと思ひます。

○委員長(永岡光治君) なお、議長に
提出する審査報告書の作成につきまし
ては、慣例により委員長に御一任願ひ
たいと存じますが、御異議ございませ
んか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(永岡光治君) 御異議ないと
認め、さう取り計らいます。

○委員長(永岡光治君) 次に、文部省
設置法の一部を改正する法律案を議題
といたします。
質疑を続行いたします。なお、政府
側出席の方々は、橋本文部大臣、齋藤
総務参事官、福田社会教育局長、説明
員として吉里社会教育施設主任官、今
村教育施設部助成課長であります。御
質疑のおありの方は、順次御発言を願
ひます。

○横川正市君 前回の委員会で設置法
についての審議をいたしました、大
臣が出席されておりましたので、た
で、その点について確認の意味で二、
三お伺ひしたいと思ひます。
まず第一は、官房に官房長を設置し
たいという意向なんでありまして、前
回の委員会でも私が質問をいたしました
趣旨に答へられた内容を検討いたしま
すと、必ずしも官房長を置かなくても
いい機構上の内容を持つておるのでは
ないだろうか、かように私は思ひので
あります。その第一は、文部省の場合
には、たとへば人事管理、予算執行、
それから局の運営さういふものは、
一つの事業目的を目的にいたしまし
て統一運営をされるということより
か、それぞれ別個に自主運営をされ
る部面が非常に多い。ことに附屬機
関——大学その他の機関を見まして

も、あまり中央の官房強化によりまして、それらに対する指図がましいことをやることによつて、かえつて運営を自己がうまくいかないということになるのではないだろうか。たとえこれを大蔵省の官房長設置の問題に勘案いたしますと、大蔵省の場合には、税徴収それから予算編成というふうな統一した目的に従つて部内の官房が一応の中心になつて動くというところは必要でありましようけれども、私はそれは違つた意味で、文部省の場合には性格的に違つたのではないだろうか、こういう点を御指摘申し上げたわけでありまう。その点について大臣のお答えをいただきたいと思ひます。同時に、官房の場合には三課で、全体の職員が千百十二人、そういうような構成でありますので、この面からも官房を置く必要は私には認めない。ことに法務省に官房を置かない理由をただしましたところが、官房を置かない理由としては、法務省はそれぞれその部局の独立性を官房を置くことによつてその結果ができるのではないかと、これを、法務省それ自体が知つておりました、そして官房を置くことに対しては別に大きな熱意を示しておらない、こういうようなことのように私は思ふのであります。それと同じような意味で文部省には官房を置く必要はないのではないかと、この点を私はお聞きしたわけでありまうが、その点についてはまだ十分なお答えをいただきたいと思ひます、その点からお答えいただきたい。

【委員長退席、理事千葉信君着席】
○国務大臣(橋本龍伍君) 前回御審議の際、よそに出ておりましたことに

恐縮でございました。その際にもお話を申し上げたと思ひますが、文部省も実はだんだんに各局内の総合を要する部面がだんだん大きくなつて参りました、昭和二十七年ごろからしばしば官房長設置につきまして、あるいは政府部内におきまして、あるいはまた、昨年は国会にも法案を出したこともあるのであります。これはいろいろおつたのであります。これはいろいろ程度の問題はあろうと思ひますし、各省それぞれその総合性を要する問題の範囲でありますとか、あるいはまた、必要性について多少の強弱の差はあると思ひますが、今日文部省の仕事を御覧の御覧、あるいは勤労青少年の教育の問題等いろいろ大学につきましても、あるいはまた初等、中等教育関係、あるいはまた社会教育からそれに関する施設面に關しまして、いろいろ各局間及び部外との連絡調整を強化する部面がふえておるのであります。私、文部省の仕事を見まして、どうも私手がけて参りましたほかの行政面等から見ても、もう少し部内におきます総合会議によりまして、相互のやり取り観点というものを十分に打合せ調整をする必要が非常にあると思ひますのであります。なお、省内に關します関係で官房の事務を能率的に遂行いたしますために、ぜひ官房長を必要とすると思ひます。どうかよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

で、法務省についての御意見がございました。私は実は法務部内の組織等よく存じておりませんけれども、おそらく各省それぞれによりまして事情は

あると思ひますし、文部省におきます官房長設置の必要性というものはつきまして、いろいろな強弱の差とか色合いの差はあると思ひますけれども、ただいま申し上げましたような観点から見まして、官房長を置いて、大臣、次官の手助けをせしめてもらいたいと思ひます。これは、昨年度でございまして、横川正市君 提案をされたのであります。それから、必要であるということの理由をお聞きいたしますと、おそらくそういう答えしか出てこないわけですが、実際には私は機構上の問題では、日本の場合には非常に複雑多岐であつて、これを簡素化しなければいけないというの、これは大臣の所屬する内閣及び政友の方針ではないかと思ひます。私も、私もそれに對しては非常に賛成をいたしておるわけでありまう。ことに役所の事務で能率の一番落ちるの、そこにかかるといふと、一つ一つの窓口を何回か通るといふことで、もう一つは、縦に職階上の判断を一つの書類に何回か受けなければならぬ。そうしない最終的決裁を得られないという非常に重複した、私は機構そのものが簡素化しなければならぬ大きな理由になつておるのであると思ひます。そういう意味合いから、私どもは機構をできるだけ簡素化し、判子を押す窓口を少くして、そうして要望に備へるような事務能率を上げたい、これは当然の私は考え方と一致すると思ひます。そういう観点から、この官房を置く場合にどういふ結果が出てくるかといふと、おそらく幾つかの部局がありまして、その部局の中の連絡が不十分ということになれば、これはまあ省議を開いて省議の結果出て

くる結論に對して、次官ないしは大臣がいろいろな決裁をする。そういう事務の内容を官房で取りまとめ、官房長が決裁をして、あとはその上にあげていかない事務と、これを二つに種類を分けまして、そうしてできるだけその事務の簡素化ということよりか事務の複雑さを、いわゆる政務次官、大臣のところへ、繁雑さをこれを少くして、こういふ考え方が私は一つだと思ひます。もう一つは、官房に相当大きな権限を持たす。たとえば人事上の問題から言へば、局長から次官へというコースよりか、官房長から次官へというコースを持つていく、こういう重要な官房長に持たせて省内の統括をしていく、この二つの面が私はねらいとして出されておるのではないかと思ひます。結果的に今度逆の意味でどこに問題が出てくるかといふと、部局の自主性と、それから運営に對して部局だけできめられない、いわば自主性のない運営をしいられる結果にならないか、ことにそういう結果は文部省のような場合に、教育部面に携つておつて、それぞれの部局は独立性と自主性を持たなければならぬ場合と、それから大蔵省のような予算編成をやる場合の総合連絡をする官房とでは、おのずとその性格が異なってくる。官房長を置いておる場合であつても大蔵省のような官房で必要だといふ言い分と、それから法務省のようには必要でないといふ言い分といふのは、私はそこにそれぞれ部局の自主性のある運営ということに主眼を置いておるからだと考えていいのではないかと、こういう官房を置く意味合いから、二つの点から、一体文部省の場合

にはどうなのか、こういうことをお聞きしておるわけなんです。ただ、今大臣のお答えになつたような科学技術その他の問題といふことになれば、ますますこれは独自の一つの機構を作りまして、総合的に科学の発展のために努力をしなければならぬ問題なわけでありまう。それは官房との関係といふものは、あまり大きく持つ必要はないのじゃないか。ただ、現在の官房の中に人事、会計それらが課でもつて構成されておるからという意味合いがあるようでありまうが、それならばこれは部とか局とかいふゆる人事に即応し、会計に即応した機構というものを作らねばと思ひ、同時に、これは人員の配置で決定さるべきものである、こういうふうな機構上の問題としては考えるべきだと思ひます。その点で前回の委員会のときには御質問したのであります。今大臣の答えのようになつたかと思ひます。もう少し私どもは納得のいくように政策上の意味からもお答えいただきたい。

○国務大臣(橋本龍伍君) 率直に申し上げて、私は大蔵省あたり省議も非常によくやつておりますし、官房長の仕事も非常に多いのであります。厚生省も、官房長によりまして調整に相当のウエイトを置ながらやつておるわけでありまう。文部省に参りまして各局がそれぞれ自主性を持つてやらなければならぬ部面もございまして、けれども、もう少しやはり文部行政全体というものが、相当大きな問題についてはみんなの頭で脈絡をとりながらやらなければならぬといふことを、私自身は痛感をしていておる次第であります。

で、お話しのございました御質問の点は、非常に大事なポイントでござい

すが、官房長は私、任命するに当りまして非常に大きな大官房長制度といつたような、たとえば防衛庁だとか大蔵省あたりに似たようなものを官房長の手によつて、もともとその次官なり大臣に上つてくる案件自身を相当大きくそこでさばりてしまふというよりな程度の官房長を置くのは、私は行き過ぎだと思つておるのではありませんが、どうも今日文部省の中で大学事務局あるいは初中局あるいは社会教育局、調査局、管理局に分れておりましてその間に総合的に、つまりお話しのございましたように、将来はそういう各局に、きょう触れておる中でたとえば科学研究に關する部局があるいは独立させていくとか何とかいうような面の問題といふものは、だんだん進化していく上

長をぜひほしいと考える次第であります。○横川正市君 連絡を密にしたいというなら、これは局は局議、省は省議といふ重要な機関があつて、そこで相当問題の検討は行へる、あるいは昼食会の場所といふのはあるわけでありま

臣、次官の意図を受けて總體的な立場で接合をするということが非常に便利な場合が多いのであります。こういう趣旨で、この官房長を活用して参りたいと考えております。○横川正市君 重点になつてゐる最後

案は通つておりませんけれども、大事な人事でございまして、そのときに備えて内部ではいろいろな検討をいたしております。実際的にはただいまお話しのとつた点につきましては、これは文部省は文部省としての省の性格があり、各局の性格がございまして、大臣の勝手て個別に大官房長を置こうとか、あるいはまたそれに次官が副次官のような官房長を置くまいとかなん

私はやはりどなたが所管大臣をやられましたも、今日の要するに各局といふものは、どういふ立場に置いてどういふ面と接合をしても、その全体にわたつて総合調整をするに當つては、その総合調整の面においても官房長といふものは、省内においても、あるいはそういう面でも省外に接合する場合においても、おのづからやはり私は地位がきまつてくると思ひますので、先ほど申しましたのは、どうでもやれるけれども、文部省の官房長といふものは大体こういうような趣旨でいかなと運営がうまくいかなし、また、そういう趣旨をやつて今以上に能率を上げていきなさい、大臣や次官の仕事も幅のあるものにして参りたい、こういうような考え方でも申し上げた次第であります。従ひましてはかの方が来られましたときに、多少の差はあろうと思ひますけれども、おのづからそういう性格的な制約といふものは受けると思つております。

○横川正市君 ところで官房の内容なんですが、予算は六十一万二千円であり

たつて相當みなで考えなければならぬという問題といふものが平素相當あるわけでありまして、もちろん、それは大臣、次官の主宰で省議を開いてやるわけでありまして、そうした問題を大臣、次官の手助けをしなから、相當やはり指図を受けて取りまゝめ連絡調整をはかつていくということになつて参ると思つておるのではありません。なお、今日割合に各局独立でやつておるのを、もう少し相互の連絡といふものを密にする体制でやる方が私はいいと考えております。そういう趣旨で私は何といひますか、省内一休の教育行政といふものをもう少し進めて参りたいと思ひますし、その機関として官房

○國務大臣(橋本龍伍君) 要するに、局議や省議で、細大漏らさずまゝとめていくということが無理でございまして、それで取りまゝとめて参ります立場にございまして、それがやはり事務参事官あたりを集めて、局長を集めて次の省議を開くまでにこういう方向へまゝとめてくれといふたような方向は、やはりおのづから仕事に限界がございまして、で、官房長の設置をいたしまして、うして省全体にわたります問題についてこれの次官なり大臣なりの意図を受けて取りまゝとめていくということにやつて、官房長は相當大きな仕事をす

○國務大臣(橋本龍伍君) 実はまだ法

○國務大臣(橋本龍伍君) 実はまだ法

○國務大臣(橋本龍伍君) 官房長の設置に伴ひます機構でございまして、これは先般申し上げましたように、現在調査局の所管になつております広報

五

課、これは広報関係の職員は十人でございすが、この人員並びに機構を官房に移しまして官房の新定員三百二十七人という予定であります。官房の設置に伴ひましてそれ以上のふやし方はいたしておりません。

○横川正市君 大体予算の面、それから機構の面、現在の官房の内容からいきましたも、非常勤職員、それから臨時筆生を百六十人も使つて相当たくさんな事務をかかえてゐる。こういう点は私は当然官房長を置くことによつて解決をしなければならぬ問題だ、こういうふうに思ふのであります。同時に、先般私ちよつとお聞きしたのであります、文部省内の一般職の職員団体と、それから地方教育委員会が当然人事その他を担当いたします教員の職員団体、この二つについては直接的な関係と、それから直接ではありませんが、相当内容についてはおもしろなる関係を持つ文部省としての接面をどこに持つてゐるのだと言つて聞いたところが、これは初等中等教育局の地方課という話であります。これは、まあ私は行政上の窓口としては地方課あたりは適當でありまして、こゝへ校長さんかだれかが出てきて、いろいろなことを陳情するところ、いふことならば話はわかるのであります、いやしくも職員団体を構成してゐるものの窓口としては、いかにも文部省はどうも事務管理において一歩も二歩も後退しておつたのではないかというふうに考へておるわけでありまして、その点でたとへば官房を置く場合には官房の人事課、あるいは管理課というふうなところで必要として窓口を設ける、直接の問題としては文部省の中の職員

団体、それから直接ではありませんが、れども、相当重要な接点として持つております全国の教員の職員との窓口、これを当然設けるべきだと思ふのであります、その点について大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) 実は事務的な問題について申し上げた後、申し上げたいと思つたんですが、ただいまお話しした点は当然考へて参ります。ただ、接触して参ります面におのづから公務員の待遇関係の問題と、それからいろいろ教育行政に関する問題とあるものですから、私は現実の問題としては今度官房長ができたんで、そういう面での接触を全部官房へ持つてこれらにも意に満ちない場合もあるかと思ひます。ですからお話しがございました点は十分考慮いたしまして、当然官房の所掌になると思ひますけれども、おのづからやはり仕事の内容に従ひまして従来の地方課で考へていたような仕事、地方課でやつていたような接触も必要かと思ひます。

○委員長(永岡光治君) ただいま委員の異動がございました。高瀬庄太郎君が辞任せられ、後任に石黒忠篤君が委員に選任されました。以上御報告申し上げます。

○横川正市君 次に、青年の家の問題であります、これは相当私は一般世に上伝えられるところでは、いろいろな意味合いで受け取られてゐるのではないかと思ふ。機構上の問題からゆきましても、これは文部省で果してこれを所管すべきものか、それとも設置されている場所にも密接な関係のある県が責任を持つのか、もちろんこれは文

部省の財産であれば委託をするという格好になるであらう、そういうことでまず運営という問題は考へられるべきではないだらうか。それからどういふ人々を集めて、どういふふうな教育をして、どういふ結果を期待するんだというところになります、青年の家を作ります、ぜひ一つこゝへ来て

練成をやつて下さいといふだけの簡単なものじゃないと思ひます。言いかえますと、これは戦時中の修練道場のような格好で、青年のいろいろな欲望をいわば一つの国家的に合致するようにならねばならぬ、そういうふうな方針がこの中にあるのではないか、つまりそういうふうにおいがるんではないか。実は私も先ほど言つたように地方の県に委託すべきじゃないか、こう思ひますし、同時に、文部省では日本学士院とか、それから国立近代美術館とか、あるいは国立西洋美術館のような職員構成でゆきまします、これは文部省の職員として所掌してゐるんじゃないかと、独立してゐるわけですね。ですからこの青年の家の場合も、職員とか予算とかいふ問題も、当然これは一つの独立した自主性を持たせたものを作る必要があるんじゃないか、こういうふうな運営上、それから経営上の問題から考へるわけでありまして、その点について大臣の御意見を承つておきたい。

○国務大臣(橋本龍伍君) 実は中央青年の家は、今度初めてであります、御承知のように地方の青年の家を二、三年前からやつておるわけでありまして、非常に御所望が多うございまして、そうして喜ばれて地方公共団体で作

り、そしてやはりこれはもう社会教育法の精神に従ひまして青年の自主性を尊重しながら、ほんとうに喜ばれて運営をしておるわけでありまして。今回やります中央青年の家と申しますのも、戦時中の特別の練成といふようなことを考へてゐるのではありません、その中で、全国的にも地方の青年の家をつつと発展をさせて参りたいと思ひます。そして、それから一般の社会教育面で青年団等の自主的な活動の助成をいろいろやつておるわけでありまして、そのために青年たちが共同生活を通じて、

自発的に規律の精神を体得したり、また共同学習を通じて社会的な知識を持つたりといふことはきわめて意義のあることだと思ひます。そういうふうな趣旨からいまして、中央青年の家を作りました、ただ地方々々の一地方だけにどめないで、より広い視野から、全国の青年が一堂に会して青年相互の研修と交歓をはかる機会を与えるといふことがいいんじゃないかといふことで作つた次第でございまして、そしてこの運営に当りましては、何か近代美術館、その他これは文部省の附属機関という形で、そしてやはり国家公務員がつつと所掌いたしておるわけでございます。これもやはり同じような形で、附属機関という形でまとめ、特に青年に親しみをもち、熱を持つてゐる人に任命をしてやつてもらいたいと思ひます。地方に委託したらというお話もございしますが、これでも一つの便法かと思ひますが、財産としても国の財産でございまして、それから経費等から見ましても、結局どうやつて全国的な利用に供するといふことであります。

れば、どうしてもやはり国で見なければなりませんので、施設も経費も国で持つといふことで、これは社会教育法の本旨に従つて、文部省の附属機関という形でやつて参りますことが一番便宜だと考へてこゝに提案をした次第であります。

○横川正市君 最後にちよつと、質問の内容に答えが少しはつきりしなかつたと思ふのでありますが、今度の青年の家は、この設置法によりまして、社会教育局の優先機関として設置されることになつてゐるわけでありまして、それから文部省設置法の十四条の規定によるこの日本学士院とか、国立近代美術館とか、国立西洋美術館等の職員、それから予算も同じくそれに伴つてありましようが、それぞれ附属機関か、独立機関か、独立して私をそれぞれ運営されてゐるんじゃないかと思ひます。その前者のあれでございます、社会教育局の優先機関になつてゐるものであります、運営は一体優先機関といふことと、十四条による独立機関といふことと、どういふふうに使ひ分けようとしておられるのか。

○政府委員(福田繁君) ただいまの御質問の点でございしますが、この設置法の十四条の規定によりますと、たとえば科学博物館とか、西洋美術館とか、その他いろいろの機関が置かれておりますが、これらの機関は御承知のようにそれぞれ独自の機能を持つた、教育研究に関する事業を行うような機関になつております。ところで、この国立青年の家の方におきましては、そういうものでなくて、単なる附属の機関として、たとえば文部省が持つております自然教育園とか、あるいは

○政府委員（福田繁君） この団体宿泊訓練でございますが、こういふ施設におきましては、一般のホテルや何かのように個々の個人々々を泊めるといふようなことでなく、やはりある程度まとまつた青年の宿泊というものを期待いたしているわけであります。従つて、地方の各府県に従来作りました青年の家等におきまして、大体この青年団等あるいは勤労に従事している若い人たちの団体的な宿泊というものが非常に多いわけであります。従つてそういうた青少年を対象にいたしまして、宿泊によつてお互いがお互い同士の気持をあたためながら、生活上のいろいろな規律と申しますか、生活基準と申しますか、そういうたことについていろいろ宿泊を通じて青年がそういう教養なり、あるいは規律というものを身につけてもらふ、こういうふうな

の自発的な学習なり、あるいは自発的な規律の立て方、こういうようないわゆる上から与えるものでなくして、青年がお互いに切磋琢磨によつて自発的にそやういふものを身につけていこうというところが非常に大事な点でございます。従つて、従来地方の青少年の家庭において、あるいは野外活動を通じてそやういふたものを身につけてもらふといふような施設として設けられてきたわけでありまして、従つて、私どもは団体という言葉は使つておりますけれども、これは個人よりもむしろグループなり集団といふものを相手にして、そのグループなり集団の中で青年がお互いにそやういふものを身につけていって、りっぱな青少年としてそれが育つていくことを期待して

そこで、やはり健全なレクリエーション、健全な宿泊所を提供する、そういう考えの上に立つた青年の家といふものが、非常に望ましいわけです。そういう点からいいますと、どうもいろいろとおつしやいますが、戦前の団体訓練、こういうふうに考えられるわけです。この点をいま少しはつきりさしていただきたい。

○政府委員(福田繁君) その点につきましては、ただいま申し上げた通りであります。たとえば、地方におきましてこの面でやつております青少年の宿泊訓練所、あるいはまた、野営訓練所といういろいろな名称を使つておりますけれども、そういうもののおもな行事を考へてみますと、たとへば、香川県で作つておりますような事、年の家におきましては、教育キャンプとか臨海学習とか、水泳あるいは

ましては、そういう青少年団体の利用を側の意見も十分にこれに反映いたしまして、意見を聞いて、これの運営に當つていきたいと考えております。従つて、先ほど来申し上げますように、決して好きなものを押しつけるというような態度でなく、青少年がみんな希望するようなものをここでやつていきたい、こういうふうに考えております。

○伊藤顕道君 青年の家について、味らにお伺いしたいと思うのですが、味間の関係もありますから、機構の点で大臣に一つ、二つお伺いしたいと思います。

政府の一つの機関である行政審議は、先ほど横川委員からも御指摘があったように、機構の簡素化とか、あるいは、なるべく新設をやめて、改組活用、こういうことを強調しておら

るな出て参ります問題はさへくたに、従来の、特に上の方に立ちまする責任者の組織というものは、ある度私は考えていかなければならぬ思つておるわけであります。従ひまして、今日まで大学教育とか初中教育でありますとか、あるいは社会教育のさばいて参りました体育面の問題大きく参りましたので、取り上げてまとめて参つたわけであります。今まとして、中央集権化といつたような問題はございませぬ。

なお、ついでに私、この際申し上げたいと思ひますのですが、全然さううような趣旨でなしに、やはりよく見の出て参りますのは、今日の縦り機関の省、部の編成に対して、科学研究というものを主体にした局を作たらどうかという意見が相当ござい

するし、また別に、大学から幼稚園までを通して、私学というのは特殊の面もあるから、私学局を作つたらどうだという意見がございまして、こういうふうな意見は始終出て参るわけでありまして、やはり縦割り、横割りあわせで適当に考えなければならぬのでありまして、体育局を考えましたのも、ただいま私の申し上げましたような面、大学、中小学、社会というふうに分け方なしに、横に体育面を大きく取り上げる必要を感じられてやりました次第でありまして、特に中央集権化をはかるためにやつたというふうなつもりは毛頭ございせん。今回の官房長についてもそうです。

○伊藤道雄君 お言葉ではございせんが、その問題に関連して、さきに文部省は、教育委員会の公選制を任命制にしてゐる。また、教育委員会に対する指導助言を強化してゐる。あるいは視学、監学制度を強化しようとしてゐる。こういう一連の動きは、やはり中央集権が底にあるのではないか、そういうふうにかえらる。この点はいかがですか。

○国務大臣(橋本龍伍君) 教育委員会の制度につきましては、その当時たいぶ御議論のあつたところでございせんが、あくまで教育というものをほんとうに中正によくやつて参ります上において、今日の実情で、この公選制をとるよりも、公選で出てきた自治体首長の推薦によつて、自治体議会が承認するという形の方が、より公正な人事を期することできるという、これは、いろいろ御意見はあると思いますが、そういう趣旨でできたものでございせん。私は、今日もやはりそういう方向

はいいと考えているのでございせん。欧米等におきましては、教育委員について、公選制をとつておられますところ、日本のような制度をとつておられますところ、いろいろなのがありますが、これは、あくまでも教育というものを一そう落着いた中正なものとしてやつて参りたいという考え方で出たものでございまして、特別に中央集権強化のために無理をしてやつていようつもりはございせん。

○伊藤道雄君 最後に、一点お伺いしたいと思いますが、文部省は、御承知のように、全国の教師の意思に反して、強力な反対にもかかわらず、勤務評定を強行されている。これは、もちろんを復活されている。これは、もちろん表面は道徳教育というところになつておりますけれども、実質は、戦前の修身科のねらいであります。こういう一連の反動文教政策も、以上申し上げたような関連で、今文部省の中央集権化の一つの現われである。こういうふうな私どもは解釈しているわけですが、その点について、大臣の明確なお考えを伺いたしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍伍君) 本会議また委員会等でたびたび申し上げたところでございますが、勤務評定の問題につきましては、ずっと以前から法律の規定のございするものは、あくまでも、やはりこの教員の人事管理をやるに当りまして、やはりこの教育、学問に対する研究的態度でありますとか、あるいは子供に對する態度でありますとか、それそれの人々の得手、特質を考えながら、科学的になるべく公正な人事管理をやつて参りたいという

の趣旨でできた法律でございまして、これを実施をしようというわけでございます。

なお、道徳教育の問題についてでございますが、これは、もう昨年から、一時間特設科目を置いております。これが戦後、昭和二十二年以来の教育においても、道徳というものが必要でないという意味ではないので、算数を教えないがらでも、国語を教えないがらでも、常住やはり道徳的な態度というものを子供に教えて参つたのであります。が、ただそれだけでは足りませんので、従来までのこの道徳教育に加えて、一週に一時間特設の科目を加えて、道徳についての子供の関心を高める、そうした機会をふやそうという考え方でございまして、ぜひ一つ、こういう面につきましては、一般の御理解を願つて、一そう教育の能率を上げたいと考えておる次第でございまして、特別な政治的意図などを考えてはおりません。

○矢嶋三義君 時間の制約がありますので、政府委員の答弁時間も制約いたしますので、あしからず、頭を整理して、簡にして要を尽して下さい。

まず、官房長設置の問題については、おそろく質疑があつたと思ひますから繰り返しません。事務次官と官房長の関係、特に大物事務次官がいる場合の官房長の関係等、本質的な問題があると思ひますが、触れません。ただ、現実的にわが国の現在の各省庁の行政機構等を見ますときに、一応先刻来の大臣の答弁を了したいと思います。今後は、行政能率の向上のために格段の配慮をわすれずわしておきたい。

お伺いたしたい点は、おおむね文部省の提案理由というものは、むらにでき

ているのですが、「科学技術教育の振興に関する問題等」、「等」がありまされども、こういう説明は、どなたが提案したか知らぬけれども、適当でない。だから、他の委員から食いつかれる。今、科学技術教育は大事だからといって、科学技術教育と言つたら政治家はころり参るといふような感覚で、こういうものを書くといふのは、これはあまりつばやないです。社会教育、あるいは体育行政にしても、あるいは大学学術局、初等中等教育局、これらの問題も、これに匹敵する、それ以上のものが山積しているわけですが、文部省には、何もこれで国会議員が、科学技術といふばすぐ参るからというふうなことで、ことさらこういう文章を表わすといふのは、どなたが起草したか知らぬけれども、あまりつばやない。反省いかん。一分間で答弁をして下さい。

○国務大臣(橋本龍伍君) まことに恐縮であります。これは、例示は要らないことでありまして、要するに趣旨は、大学それから初中局あるいはそのほかといつたような縦割り関係だけでは済まない問題が時々たくさんございまして、そういう面で、省内全体をあげて、相互に関連のある問題について十分練つていかなきゃならぬ。その機関の一人として官房長を入れることによつて能率を上げたい、こういう考え方であります。

○矢嶋三義君 その答弁でけっこうです。ところで、この「科学技術」という言葉が出ていますが、先般審議いたしました科学技術会議議員に文部大臣は入つてゐるわけですが、この科学技術会議の運用と、あなたのところでは

視している科学技術、さらに科学技術教育というものは、きわめて密接不可分の関係があり、しかも、文部省の使命の大きいところがあると思ひます。おおむねわが国の科学技術振興というものは業界の意向が強く反映いたしました。そして応用面に偏重して、基礎的な面が軽視されてゐる、そういう立場において文部省内自体の問題もありませんが、さらに、科学技術会議等の関連において文部省の果す使命が大きい。私が聞きたい点は、科学技術会議にタッチするところのあなたのところの事務当局は、だれが責任者になつてゐるかという、名前を特定してもらふこと、この矢嶋の基本的な見解について、どう御意見を持つかおるか。これも一分間で答弁を願ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) 科学技術会議は、十四日発足をいたしました。文部省においては、事務当局では大学学術局長が責任者でございまして、そしてこの官房と連絡をとりながら、内部的な取りまとめをやりたいという考え方でありまして。なお、この基本的な、基礎研究というものをとおもひながら、科学技術の振興を考えなきゃならぬといふことは非常に大事だと思ひまして、実は学術会議あるいは東大の総長等とも相談をいたしまして、文部大臣として、科学技術会議の運営に當る基本方針を私は最初から一つ述べて参りたいと思つておられますので、十四日までには検討いたしてお次第でございせん。

○矢嶋三義君 次に、社会教育局長に伺ひます。この国立中央青年の家の運営について、基本的などういふ心がけ

を持つていかうかといふことを、二分間
にまゝめて答へていただきた。

○政府委員(福田繁君) お尋ねの件で
ございすが、先ほども申し上げまし
たように、私は、この国立青年の家に
つきましては、青年の健全な育成に資
するといふ趣旨でございすので、で
きるだけこの地方の青年団体の意向
といふものを十分反映するように、民
主的にこれを運営していきたいとい
ふことが念願でございす。従つて、事
業の実施等につきましては、そつとい
つた青年関係の団体の意見も十分取り
入れて運営したいと思ひます。同時に
また、この勤勞青少年等につきまして
は、文部省以外の各省にわたる問題も
多少ございすので、そついつた点に
つきましては、これは、総理府を中心
にいたしまして、できるだけ関係各省
の御意向も伺ひながら、参考にいたし
たいと思ひておられます。

○矢嶋三義君 あなたは、社会教育局
長として、ことに青年問題にはタツチ
されてゐると思ひますが、総理府の
青少年問題協議会とはどういふ関連で
行政を運営してゐるのか。

○政府委員(福田繁君) 御承知のよう
に、この中央青少年問題協議会は、最
初、青少年の不良化防止といつたよう
な観点からいろいろ施策をするために
設けられたものと思ひますが、しかし
ながら、不良化防止といひましても、
裏返せば、青少年の健全なる育成とい
ふことを抜きにしては、いろいろな施
策はできませんので、そついつた点に
つきましては、文部省でおあすかり
たいと思ひます。青少年関係
の行政と密接な関係がございす。

○矢嶋三義君 佐藤総理府副長官に伺
ひます。青少年問題協議会の発足
の経過は、今、福田局長の答へした通
りである。ところが、最近、青少年問
題協議会は総理府で所管してゐるの
であるが、あなた方は、文部省の意向を
無視して、独断の傾向があると思ひま
すが、どういふ見解を持つておられま
すか。同時に私は、この青少年問題に
ついては、警察庁あるいは法務省等
も若干あつておられますが、最も大
きな発言力を持つものは文部省でなけ
ればならぬ。しかし、最近どうも総理
府が若干独断している傾向がある。い
かがですか。

○政府委員(佐藤昭生君) 青少年問題
協議会は、各省のいろいろな青少年問
題についての連絡調整をはかつてお
ります。機関でございすし、もちろ
ん、各省と密接な連絡を保つてお
りすし、また、文部省とも密接な連絡を
保つて仕事をやつておられます。つ
もりでございす。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺ひます
が、具体的な問題をあげますが、こ
のたび皇太子殿下のめつたい御成婚に際
して、日本の青年諸君を百名ばかり海
外旅行させると、一応私はけつこうな
ことだと思ひます。問題は、この派遣
者の選考等いろいろな問題がございす
ね。それからまた、これを送り出すも
のの心がけ、それから、海外旅行した
後に、これを受け入れる場合の心がけ
等いろいろな問題がある。それらの取
扱ひ方によつては、私はマイナス面も
出てくると思ひます。それは、今日は主

題でないから論じません。しかし、こ
に青年の家が、国立のものができ
るわけですが、この具体的な問題として
あつたこの百名の派遣とか選考とい
うものについては、私は、当然これは
文部省が主導権を持つべきだと思ひ
ます。青少年問題協議会の方でこれ
の主導権を持つて、そつして団員の選
考等をするといふことは、私は、行政
機構面からいつても逸脱だと思ひま
す。文部大臣は、いかなるお考えを持
つておられますか。

○国務大臣(橋本龍伍君) この青年の
海外派遣につきましては、派遣する趣
旨なり心がまえなりのほかに、どうい
う方面にやつたらいいかといつたよう
ないろいろな考え方がございす。その
で、私は、文部大臣の意見を十分尊重
してはもらいたいと思ひます。けれど
も、内閣でまとめられるのは、私は
けつこうだと思つてゐるのでありま
す。ただ、私も、実は内閣で十分慎重
に一つおまとめ願ひたいと思ひます
のは、この間、私はちよつと仄聞いた
しますと、ヨーロッパ班とアメリカ班
と東南アジア班といふように、三つに
分けるのだといふうな話がございま
したので、私は、今日これだけ移民政策
等について骨を折つてゐる折柄でもあ
るし、青年を出すといふならば、農村
青年も相当出るのだが、南米あたりに
一人も行かないといふのはおかしい
じやないか。もう少し練つたらどうか
といふことを、私は、側面から言ひ
たいので、いろいろ派遣の方向であ
りますとか、あるいはまた、派遣す
る青年の、何と申しますか、質と申
しますか、それからまた、行つてもら
う青年たちに与える心がまえといつた

面につきましても、十分文部省あたり
の意見を聞いてほしいし、あと農林で
ありますとか、通産とか、外務とか、
いろいろ内閣においては練つていた
きたいと思ひておる次第であります。

○矢嶋三義君 私は、先ほどの文部大
臣の答へは、わが国の文教府の最高責
任者としては感心いたしました。賛成
いたしかねます。これは、行政機構
の関係もありすが、いつの時代でも、
おおむね総理府とか内閣官房でやるこ
とは、若干現実上いたし方ないと思
ひますが、政治的な考慮といふものが
入りがちなものです。政党的な色彩と
いふものが相当程度入りがちなもの
です。総理府とか内閣官房でやること
は、そつといふ立場において、この青
少年の問題を対象にやる行政運営とい
ふのは、あくまでも私は、教育的な立
場でなければならぬ。それが学校教育
であらうが、社会教育であらうが、教
育的な立場でやらなければならぬ。そ
うなれば、内閣全体の行政についての
最も大きな発言力を持ち、それからイ
ニシアをとりべきものは、当然私は文
部省でなければならぬ。文部大臣の議
見といふものが強く反映しなければなら
ぬものだ。かように考えますが、そ
ういふ私の考えからいふと、先ほどの
文部大臣の答へは、私は十分賛同する
わけにはいかないのですが、重ねてお
尋ねいたします。

○国務大臣(橋本龍伍君) 文部大臣の
意見は百パーセント採用してもらいた
いと思ひまして、強く主張しておる次
第でございす。ただ、農林省等も、
派遣についてはいろいろな御希望も
ございすし、私は、まあ総合調整を
せられる場所として、内閣では立つて

いかぬから、文部省へよこせといふ
は強く申しておらないだけでありま
して、文部省の考え方といふものにつ
きましては、今、矢嶋委員のお話の
ございましたように、本問題については、
最優先で尊重してもらいたいと思ひ
ておられます。

○矢嶋三義君 やがて国会は自然休
会に入りますので、緊急案件につ
いて、国家のためにお尋ねいたします。
その一つは、予算委員会でも論議し
たのですが、もぐり入学の件です。こ
れは、要望によつて、文部省から通達
を出していただいた。ところが、武蔵
野市に現実にこつといふ問題が起つて
いる。文部省の通達を受けて、現在も
ぐり入学してゐる生徒に対して、中
学校一万円、小学校七千円出せば、そ
の生徒はもぐり入学しても、そのま
ま学校に置く。しかし、中学校一
万円、小学校七千円出さない子供は、
文部省から通達が出てゐるので、二
年生でも三年生でも、自分の校区に
帰ると、強制的に追い出されてゐる。
文部省の通達をそつといふふう
に解釈して、そつといふふう
に運用すること、私は、絶対許され
ないと思ひます。文部大臣の見解
いかがですか。

○国務大臣(橋本龍伍君) これはと
んでもない話で、事実を調べて、厳
重に監督いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 この本質的なもぐり入
学の問題は論じません。ただ、今後の
あなたたちの行政措置をいかにする
かといふ点ですが、当然、こつとい
ふ事態に對しては、地方教育行政の組織及び運
営に関する法律の第五十二条で、文
部大臣は、教育委員会に対して措置要
求をすべきであると思ひますが、い

ですか。こういう場合に使わなければ使ふ場合はありません。

○国務大臣(橋本龍伍君) 事実そんなようなことがございましたら、これはもう嚴重に、法律に従つて指導助言をいたすつもりであります。

○矢嶋三義君 さつそく本日武蔵野市について調査して、その実情はいかがであつたか、それから、それに対して文部省はいかなる措置をしたかということ、できるだけ早く委員長を通じて本委員会に報告していただきたいと思ひますが、よろしくございしますか。

○国務大臣(橋本龍伍君) とんでもない話でありますから、直ちに調べます。

○矢嶋三義君 では、お願いいたしておきます。

次に伺ふ点は、昨日報ずるところによりますと、福岡県の門司市を中心とする北九州五市の市教育委員会は、北九州の実情から、現段階において勤務評定を施行することは、教育上適当でないという結論に達した、御了承いただきたいという意味の意思表示を文部省になしたということです、この北九州の五市の教育委員会の自主的な、現地の実情に即したところの意思表示は、文部省はこれを受け入れるべきだと思ひますが、文部大臣の見解いかがですか。

○国務大臣(橋本龍伍君) さうな話を聞いておりません。

○矢嶋三義君 もしその書類が来たとしたら、いかに取り扱われますか。

○国務大臣(橋本龍伍君) 文部省の今日までの考え方は、私愛える必要がないと考へておられますので、教育委員会の方からさういふ御意見があります

れば、どういふ事情でありますか、文部省の考え方をなるべく順奉してもらいたいと思ひますので、十分懇談をいたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 法の定むるところによつて、都道府県の教育委員会がこれを企画し、市町村教育委員会がこれを実施するとなつてゐる。その実施機関であるところの当該市教育委員会が、現在のその地域の実情から、どうも教育上適当でない、やるにしても、もう少ししばらく猶予期間を置いた方が適當である、こういう見解に立つたとするならば、この意向といふものは、助言と指導権を持つてゐる文部省としては、これを受け入れるべきであつて、いや、それではいかぬから、何日までに強行しろといふふうな、かような態度に文部省は出るべきでない。これは、私は明白だと思ひますが、重ねて文部大臣の御所見を伺ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) もちろん、法の定める範囲内において実施をいたしますのは教育委員会の権能でございますが、やはり法を順奉してもらひなければならぬので、その範囲内で実施をはかつてもらいたいと思つております。

○矢嶋三義君 この点については、決して文部省は無理押しをしないように、特に私は要望を申し上げておきます。

最後に、もう一点伺ひたい点は、これまで、最近非常にクロージアップして参つたことですが、かつてこの国会開会以来若干質疑応答がなされましたけれども、例の給食費、これは大体十円見当上ることなんでしょうが、これは、全国的に見れば大へんなことだ

と思ひます。ことに本年度の予算の性格からして、ボーダー・ライン層、低額所得層に対して冷淡である。国民年金にしても、ことに都市の低額所得層というのは対象とならない。それ以外に、やれ新聞、放送料の値上げとか、あるいは足賃の値上げとか、いろいろそれらの事項を取り上げて、要するに千二百万人になんなんとするところのボーダー・ライン層、低額所得層といふものは、非常に政治家に熱視されてゐるということがある。よくよく民主教育の一柱として非常に充実して参りました給食費が、わずかながらも、十円程度上つていくといふことは、これは、全国的に見た場合に、しかも、これは義務教育の生徒児童が対象ですから、事は私は重大だと思ひます。アメリカからの小麦の供与が云々といふことをいわれておられますけれども、こういう時期が来るといふことは、もう数年来文教委員会でも質疑されてゐることであつて、その程度のことについては、私は、国が予算措置を講じて、父兄の教育費の負担が少しでも軽くなるように当然やるべきであると思ひますが、国会がまさに自然休会に入らんとするときに、さういふことが末端で行われるといふことは、まことに遺憾であると思ひます。文部大臣の基本的な今後の善処の方針と、所管局長から実情を、三分間程度で承つておきます。

○国務大臣(橋本龍伍君) アメリカからたただの小麦が来るのが減つて参りましたので、やむを得ず給食費を上げたわけでありまして、ただ、ボーダー・ライン層につきましては、今もお話のございましたように、教科書代であります

すとか、そのほかの点で負担を軽くするやうな措置をすつと講じて参りました。

なお、給食費自体について、現状維持にしたらどうかというお考えでございます。これは、将来の問題といたしまして、給食費の負担をできるだけ重くならぬようにいたしたいと思ひますが、当面の問題といたしましては、やはり給食費については、もつともつと範圍を広げていくという重要な課題もございします。今回の給食費負担に關しましては、小麦の値上りについてだけある程度止めるのはやむを得ないと思ひます。次第であります。

○政府委員(清水康平君) 小麦粉について、今までの経緯をちよつと申し上げたいと思ひます。

今御質問がございました通り、アメリカの小麦の贈与が、三十三年度に比しまして半減したといふことが一つ、それからもう一つは、三十四年度から五十万程度給食人員がふえるといふことが大きな原因、それからもう一つは、パンをおいしくする意味において、今までパンの粉が普通粉をだいたい使つておつたのでありますが、少しであります。それを準強力粉、あるいは強力粉に組みかえた。これは、非常に影響は少ないでございますが、主としてその三つの点で、三十四年度からは、約五十万程度増上する状況でございます。国といたしましては、三十四年度も、従前通り百グラムの小麦粉に対して一円の補助、金額で十五億七千万円予算を計上いたしておるのでございまして、一食につきまして、パンについてだけ申し上げますと、五十銭上りま

す。というところ、御承知のごとく、給食にはA型、B型、C型がございまして、A型が一週間に五日ないし六日、B型は四日、C型は三日になつてゐますが、月に二十日間給食した場合に、月に十円上るといふことになるわけでありまして、これは完全給食の場合でございます。しかしこれは、まだ給食を普及していかなければならぬ場合に、やはり影響は大きくございします。特に先生が今御指摘なさいましたやうなボーダー・ラインの方々に對してはどうするか、この点につきましては、御承知のごとく、前年度までは必要保護児童が一・五%であつたのであります。二%に上つて、その増分は七千四百万円になつておるのでございします。給食の補助費は、御承知のごとく、設置者が二分の一以上持つた場合にその半分といふことになつておりますが、われわれの予算は、全額持つた場合の二分の一になつており、しかも、それはA型が中心になつておりますので、人員から申しますといふと二%でありますけれども、二・八%ぐらゐに相なつておるわけでございます。しかしながら、今後給食の重要性などを考えますときに、われわれといひましては、給食費の値上りを極力押えまして、補助金を増すとか、あるいはその他の方法を講じまして、あるいはまた、現場におきます方々の共同購入等にも工夫をお願いいたしますと同時に、文部省といたしましては、給食費の値上りを極力押えて、給食の普及充実に今後努めて参らなければならぬと思つてゐる次第でございます。

○矢嶋三義君 所管清水局長の大臣へ

の説明工作といいますがぬ。そういう働きかけが不十分であるから、今後努力をお願いしておきます。

○八木幸吉君 私、国立青年の家のことについて、文部大臣にお尋ねいたします。

現在各府県における青年の家の設置状況を専門員室で調べていただいたのでありますが、それによりますと、三十年代から三十二年までの三年間では、一府十一県七市五町二村、合計二十六カ所、三十三年は、十三県三市で十六カ所、現在までに四十二カ所設置されておつて、補助金が、昭和三十年から三十二年までが一千七十九万五千円、三十三年と三十四年の間が各六千万円、こういふ調へになつております。

そこで、私の伺いたい第一点は、かように非常に全国に不平均に補助金が出ておりますが、これは、地方からの申請によつてでありましたらうけれども、これを全国的に普及するという道をとらないで、国立の方の青年の家が、米軍の何か施設が返つてくるので、それに便乗した形でやるといふのは、私、どうも納得がいかないのであります。地方の一体青年の家の実績はどういふふうになつておるか、非常に成功している所と非常に成功してない所と、ごく簡単にわけつてありますから、何つておきたいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) ただいまの御質問であります。私もさういふ趣意は、おっしゃるやうな趣意に従ひまして、できるだけ全国的に、各府県に青年の家を設置していきたいというように考えております。また、府県当局におかれましては、非常に早急に熱望される所と、いろいろな準備その他

の都合によりまして、あと回しになつていふやうな県もあるやうでございます。しかしながら、できるだけ全国的に、この青少年のために健全な施設として奨励をしていきたいという考えには変わりございません。ただ、今のお話でございますが、効果の上つておる施設と効果の上つていない施設というやうなお尋ねでございますが、私もその承知いたしております。範囲では、たとえば、従前、三十二年以前に、補助金はわずかでございまして、設置いたしました施設は、割合に府県あるいは市町村におきまして小さな施設でございまして、従つて、三十三年度に作りまして十六の施設といたしまして、趣きが違つておりまして、従前作りまして十六の施設でございまして、これは利用者非常に多くて、とてもこれでは足りないといふので、各府県とも、増設を計画いたしておる所が非常に多々ございます。ただ、三十三年度の施設でございまして、これはまだ完成いたしてない施設もございまして、フルに利用いたしておりません。この三十四年度におきまして、三十三年度に計画いたしました施設がでか上りますれば、相当にこれはまた利用者がふえるものと考えております。さういふ意味で、地方の各府県、市町村等におきまして、あるいは青少年団体等からも、非常にこれは要望されておる施設だと考えます。

○八木幸吉君 今の答弁ですと、小さいものの方がよく利用されておる。それであれば、国で一カ所一億円以上も金かけてやるよりも、小さいものをもつとふやした方がより能率的ではないか、こう考えるのですが、いかがですか。

○政府委員(福田繁君) 私の申し上げましたのは、ちよつと誤解を招いたやうでございますが、小さい施設の方が利用率が多いと言つて比較を申し上げたわけではございませんので、小さい施設を従来各府県、市町村において作つて参りましたが、これは非常に利用者が多くて、とても収容等の関係から要求を満たし得ないほど需要があるといふことを申し上げたわけでございます。従つて、やはりある程度規模の大きなものも必要だといふので、三十三年度から六千万円の補助金を計上いたしまして、さらに規模の大きなものに着手してきたといふのが現状でございます。

○八木幸吉君 私の申すのは、つまり村にもできておる、村にできておるから非常に利用されるので、それを県庁所在地へ持つていくとか、あるいは全国的のものを静岡に作れば、たとえば、北海道でも鹿児島でも、来るにしても非常に旅費がかかるというので、小さく、府県よりも市町村単位でこしらへた方がより効果的ではないかと、今の御答弁ではさうに思ふのです。この点いかがですか。

○国務大臣(橋本龍伍君) 私、補足して申し上げます。

実はさういふことであります。青年の家の前からの残つておるものがあつたり、戦後作つたりしたのが非常に利用されております。非常に希望がありまふので、国費を出して、お話のございましたやうに、この二年ばかり始めたのであります。で、この二年間だけの設立された分の利用成績というものは

を特別に取つておりませんが、一般的に聞いておきますところによりまして、全部非常に成績を上げておるやうであります。従ひまして、最近二年間やりまして、いふやうな規模でせひやつてくれといふ要望が非常に多いのでございまして、ただ、お話がございましたやうに、それなら全部一ぺんにやつたらどうかといふお話につきましては、まあ財政上、大蔵省と交渉いたしまして、もう一ぺんにやるほど金が取れませんが、それから、もう一つは、やはり府県費をつけます上、まあ府県によつて、大きな仕事をやつております所がございまして、すなわち、青年の家をやりたいといふ希望は全部持つておるやうでございますが、必ずしも全部が今すぐいふことではございせんので、大蔵省と相談してできるだけ取りました金を、各府県から出て参りますので、これは非常に要望が多うございまして、順番をつけて、成果の上りやうな、非常に緊要度の高きやうな所から配分いたしておるわけでございます。この二年間にできましただけの特別の成績というものを取つておりますが、聞いておられますところでは、皆非常によく運営をされておるといふことであります。

○八木幸吉君 私は、全部一ぺんにやつたらいいやないかといふのは、ななくして、むしろその逆の気持で、村の方が成績が上れば、わずかな金でも、さういふものの方にやつたらいいやないか、さういふ意味で申し上げたわけでございます。

もう一点伺いたのですが、この国立で今度の青年の家をおこしえにならる、国の費用をお使いになるという

は、何か国家目的のものがなければならぬと思ふのですが、先ほどの社会党側の委員の方と当局との質疑応答を何つておきますと、地方の青年団の意向になるだけ治うやうにやりたいといふことで、何のために国でやるか、府県でもいいやないか、府県でやるという以外に、国でやるということの理由が少しも現れていないと思ふのです。そこで、国でやるためには、何か、たとえば愛国心を高揚するとか何とか、昔内ヶ原でやりましたけれども、現在も国家目的のものがなければならぬ、その点をどういふふうにお考えになつておるのか、これは大臣から、根本的な問題ですから……。

○国務大臣(橋本龍伍君) 府県でとおつしやいますけれども、たとえば、神奈川県(全国の都道府県の青年を集めてやるというやうなことは事実でないことではあります。今日われわれの考えておりますのは、この社会教育面におきまして、青年の自主的活動の助成といふものも全国的にわたつてせひやりたいと考えておる次第で、ただ、なかなか、やはり経費の関係等もあり、また、この幹部の指導の熱心でないところもあり、御承知のやうに、青年団の設置状態につきましても、活動状態についても、むらがあるわけでありまして、で、これは、各市町村でも十分やつてもらいたいし、府県でもやつてもらいたいと思ひますが、やはりこの日本の全体の青年団の幹部というやうなものが、これはやはり、ボーイスカウトにしても何にしても、さうでありますが、指導幹部の訓練ということが非常に大事でありますので、府県等でもさういふやうにやつておるわ

けであります。全国的に各府県から代表者に集まつてもらつて、そうしていろいろな相互の連絡をはかるということが望ましいと考えておる次第であります。学習指導等につきましても、この中央青年の家でできるだけやりまして、そうして各府県では府県で、やはりそういったような府県内で青年団活動をやつてもらう、こういうつもりであります。

○委員長(永岡光治君) 答弁それから質問を簡潔にお願いいたします。

○八木幸吉君 私の方の質問と大臣の方の答へとが食い違つておるようになっています。神奈川県に全国の者を全部集めるということもできないというふうにおつちやつたのですが、私は、そんなことを一つも言つておりません。この国立青年の家は、神奈川県ではないけれども、静岡県に全国の青年をお集めになつてゐる。それを国家でおやりになるならば、国家目的の何か指導精神といふものがなければならぬ。それは一体どういふものか、こういうことを伺つてゐるのです。

○國務大臣(橋本龍伍君) ほんとうにりつばな青年を育てたい。そして要するに、青年が自主的活動をする心がまえなり、また指導方法なりといふものを体得いたしまして、そして各地方々々で活動してもらいたい、そのための訓練をやるわけでありまして。

○八木幸吉君 どうも私、びんと来ませんが、時間の関係もありますから、その点につきましては、この程度にとどめておきます。

そこで私、文部省の金の使い方について伺いたのでありますが、この中央青年の家のために一億一千九百万の

金が必要。なお、今後経常費の金が相当要る。ところが一方、私危険校舎の調査をしてみたのでありますが、耐力度五千点以下、これは専門的な言葉で、私にもちよつと内容がわからないところがあるのですけれども、いわゆる危険校舎と称せられてゐるものが、三十二年五月一日現在で三百七十七万五千九百九十坪ほどある。ずいぶん大きな数であります。ところが、その危険度をもう少し内容的に調べてみますと、このうちで四千五百点以下の、しかも義務制の学校だけで二百五十四万二千九百坪ある。最も危険度の高い、たとへば二千点以下のものでも約二万五千坪あります。この二万五千坪の危険校舎といふものは、何回も今まで私は文部省に伺ひましたけれども、はっきりした答へがないのですが、たとへば、三十メートルくらいの高さが来たらこわれるかもしれないという校舎が、この中に私相当あると思ひます。

あるいは、関東震災程度の地震が来ればこわれるかもしれないものが、この二千点以下の中には私は相当あると思ふ。この二万五千坪の二千点以下の、しかも義務制の学校の校舎をこのまま放置しておいて、もう一つ目的はつきりしない青年の家に一億一千万円も金をかけるといふことは、これは、文部省の金の使い方としては間違つてゐるのじゃないか。たとへば、文部大臣のお孫さんが小学校に行つておつて、その小学校が三十メートルの台風が来たらこわれるかもしれない、そういう学校、義務教育のそういう学校を放置しておいて、青年の家、こういったようなことに金を使うということは、私は、金の使い方としては間

違つてゐるのじゃないか。危険校舎の非常に危険度の多いものを、なぜもつと早く、金をおかけになつてお直しにならぬのか。私は、すぐこの危険校舎を鉄筋に直せ、そんなことを言つてゐるのじゃない。たとえば、柱の間に筋かいを設けるとか、つかえ棒を作るとか、安い金でもいいと思ふ。自分の子供が学校に行つていて、そうして九月になり、十月になつて、台風が来たらこわれるかもしれない、死ぬかもしれない、こういったような学校を放置しておいて、青年の家に何億というようなことは、私は、文部行政の最高責任者としては、非常に私はこれは怠慢じゃないかと思ふ。この点数の取り方は非常にむづかしい。はりの大きさがどうだとか、地盤の關係はどうだとか、台風がどの程度ならつづれないとか、いろいろな相聞の係数がありますけれども、一番危険度の激しい千五百点以下でも、なお千坪から義務教育だけでもある。これを放置して、わずかに今年度の義務教育の学校だけで八億七千三百二十八万五千円しか使つていない。私は、金の使い方が非常に間違つてゐるし、こんなことで義務教育の子供を預かる教育の責任がとれるかと、私はこう思ふのですが、いかがでしょう。

○國務大臣(橋本龍伍君) 危険校舎につきまして、非常に危険度のあるものを放置してはおけません。ただ、三十メートルもの台風という、これは大へんな台風でございまして、木造建築物は、いろいろなあふない点がございます。使つておられますものにつつきましては、これは相当の金額をかけてお

りますので、危険の度合いの高いものからどんどん改修をいたしてゐる次第でございます。もちろん、老朽校舎の問題につきましては、なるべく早くやりたいと思ひますが、目前の非常な危険といふものは十分考へて、そういうふうなもの、そのまゝにはいたしておらないのであります。ただ、この老朽校舎が一つでも残つてゐる間は、ほかのものをやるなどというの、お考えはしませんけれども、これはやはり、おのずから文教行政面として、いろいろな広い面があるわけでございます。今日この老朽校舎の建て直しについて、今日この老朽校舎の建て直しについて、相当の心配をいたしなから、国費全体としては、その一部をさして、中央青年の家といふものを作るといふのも必要なことと考えております。

○八木幸吉君 もう一点。そういったしますと、千五百点以下の耐力度の校舎は、三十メートルの台風には耐えられませんが、

○政府委員(齋藤正君) 危険校舎につきましては、全国の悉皆調査をいたしまして、四千五百点以下のものにつつきましては全部、四千五百点から五千点までのものにつつきましては、その三分の二を全部、五カ年間でこれを改築する計画を立てまして、本年度義務制については二十六億余の予算を計上したわけでございます。お話のございましたこの危険度、それから坪数については、若干私たちの持つております資料と違つてゐるよう存じております。

○八木幸吉君 私は、三百七十万坪に及ぶ危険校舎、五千点以下の危険校舎を一本に直せ、そんなことを言つてゐるのじゃないのです。一番危険度の多い千五百点以下のものが三十メートルの台風には耐えるかと言つてゐるので、そんなものはないと、今文部大臣がおつしやるから、私は、千五百点以下のもので、三十メートルの台風につぶれるのじゃないかと思ふ。現に室戸台風で、大阪の郊外の豊中市の新築の校舎がつぶれて、人が死んだということがあるのです。三十メートルの台風はあつたにないとおつしやいますけれども、毎年台風の時期になりますと、鹿児島県から福井県の方に行くのが台風の中行事です。でありますから、非常に危険なものは、何をいふまでも補強工事しなければならぬ。これは、文部当局として当然だと思ふ。この三十メートルで、千五百点以下のものは一件もこれはないのか。これを伺ひたい。

○説明員(今村武俊君) 千五百点以下の建物、三十二年五月一日現在の調査において現われてきたわけでございます。それで、私ども、実際問題として、そういうのが建つてゐるはずもないのじゃないかと考へましたので、個々にその学校について當つてみました。當つてみました結果、調査の漏れであつたものもございまして、それから、近く学校を統合するためにその建物には不要になるから、ほうつておいてもいいのだとか、あるいはまた、近く小学校の生徒が減るので、その分は取りこわしてしまふれば十分だから、それでほうつておくのだ、そういったようなことでもございまして、千五百点以下のものについて放置してあるがために、児童生徒の身体、生命に危険を及ぼすようなものはないということ

が、その後の調査の上から明瞭になつております。

○八木幸吉君　そういたしますと、これで私は終りますが、つまり文部省の調べでは、三十メートルの風が吹いても、これだけの校舎は一件もないと、こう承してよろしくございませうか。これは、文部大臣から御説明願いた

○国務大臣(橋本龍伍君)　技術的な問題でございますが、政府委員から答へさせていただきます。

○説明員(今村武俊君)　台風の程度によりまして、いろいろ進捗と思ひますけれども……。

○八木幸吉君　三十メートル。

○説明員(今村武俊君)　三十メートルというその台風も、学校の校舎に当る方向もございまして、いろいろ進捗と思ひますが、最近二十八年以降の毎年毎年の災害の度合いを見て参りますと、実に目立つほど激減しておるわけでございます。昨年度の伊豆の、あれほどの被害を受けても、あれで流れた学校は二校しかなかったというような事情でございまして、それからまた、私ども補助金の分配に当りましては、三千点以下のもの、四千点以下のもの、四千五百点以下のものという工合に分類いたしまして、三千点以下のものにつきましては、その年度の申請の出たものは、なるべく優先的に採択するように努力いたしておりますので、絶無とまでは申し上げませんけれども、そのような御心配はだいぶ少くなつておる、かように考えております。

○森中守義君　一、二問お尋ねいたします。

この改正案の中に、青年の家の内部組織については、文部省令で定める、こういう工合になつておりますね。今まで、大体青年の家の中身について、いろいろな御質問がありました、その政令、省令の内容を示していただき

○政府委員(福田繁君)　これは、他のものと大体同じように考えておりますが、大体この管理、運営に要する職員もおりまして、その大体庶務関係あるいは会計関係あるいは事業の関係、そういうこともこの組織をこの省令でもつてきめるようにいたしたいと思ひております。

○森中守義君　私は、省令とか政令というものの区別が大体わかつてはいるつもりですが、そういう管理、運営だけのことをこの省令で定めるのですか。そういうことになれば、先刻来御答へがあつたように、たとえば、育成の具体的な目標は何か、あるいは何年で何人かをどういう方法で育成をするのか、そういうのは別にきめないので

○政府委員(福田繁君)　おつしやいましたような点は、内部組織ではございませんで、内部組織と申し上げますのは、やはり庶務、会計あるいは事業といったような、そういう職員関係の配置あるいはそれに関連する必要な組織をこの省令できめるということでございます。

○森中守義君　組織、運営ということでは、それでいいでしょう。しかし先刻来承わらんとしている内容というものは、ときに何かの国家目標を持つてい

ておりますから、再びそういうことがあつてはいかぬということで、今私が一、二指摘したように、何人をついて、その内容はどういふものなのか。こういうのが何かの形にまとまりがついていなければ、やはり質問に対する答へにならないし、また、釈然として、中央青年の家というものがどういふものであるかということが理解ができない。従つて、そういうものは何によつてきめるのですか。

○政府委員(福田繁君)　今おつしやいましたような具体的な行事のスケジュール等は、これは省令できめるものではなくして、この青年の家のいわば運営委員と申しますか、たとえば一般の学識経験者あるいはまた団体等の関係者を網羅しました運営委員というやうなものを設けまして、具体的に、たとえば、一般の青年に対してはこういう学習方法がよいとか、あるいはまた、野外活動の場合は、こういうスケジュー

ルによつた方がよいというやうな、いわば学校で申しますれば教科課程みたいなものは、これは省令でなくして、その個々の具体的な行事について、その中のやり方としてきめていきたい、こういうやうに考えております。

○森中守義君　さつき八木先生の方から、予算が一億一千九百万取れてい

る、こういうお話がありました。私も、実はどのくらいの高高になつておるのか聞きたかつたのですが、それでわかりましたけれども、この一億一千九百万という予算が計上されてい

であつて、その中にはどういふ研修の内容等というやうなことは、まだきまつていないというやうなことのようですが、そういうものはまだできていないのですか。この金高は、何によつてきたのですか。

○政府委員(福田繁君)　この一億一千九百万の積算でございますが、これは、本年度創設でございますので、今まであります米軍が使つておりました施設を転用して使うというやうな関係上、非常に施設が痛んでおります。従つて、その施設をある程度補修をいたしまして、これを利用しなければならぬというやうな状態になつておりますので、その一億一千九百万の中には、そういう施設の補修というやうな経費が非常にかさみます。それが約半分以上になつておりますが、六千二百八十万というやうな、そういう補修費がかかれます。そのほか、この設備等も相当いたさなければなりませんので、宿泊等の必要な設備も相当整備する予定になつております。そういうものを除きますと、事業費としては割合に小さいものであります。私どもは、いろいろ事業をやります際に、できるだけこの青年に対する負担というものをかけないやうにいたしたいというやうな観点から、一応事業費というものを、これはまあ事業費と申ししましても、庁費その他の関係の消耗品等の資金でございまして、約一千万円見込んでおります。で、今おつしやいましたやうな、具体的な行事のスケジュールにまかなつていくわけでありまして、これは、今申しましたやうに、具体的にこの運営委員等に諮りまして、たと

えば、研修の場合はこういう方式の方がいい、あるいはまた、野外活動については、たとえば一週間なら一週間の宿泊の場合には、こういうスケジュールでいくというやうな、いろいろの具体的な問題についてスケジュールをきめまして、これを実施していきたい、こういうやうに考えておりますので、一般的にはまだきめておりませ

○森中守義君　はなはだもつてけしからぬ。そういうばかな話はないです。一億一千九百万という金を組んで、それで、この法律は四月一日の施行になつておる。それで具体的な案がないとは何事ですか。少くとも全国から何名、何月に呼んで、何日間研修をする、研修の内容はどういふものか、それについては、青年一人に対して幾ら金がかかつて、今、局長が課長か知

りたいと思つておる、こういう話であるが、一体これで育成効果があると思ひますか、全国から集めて、どういふ内容のものであつて、そういうばかげた、こういう案ですが、少くとも私は、省令は、今言われたから、手元に

あるわけですか。しかし、具体的な研修の内容というものは、案としてはできていない、それでもつて四月一日施行とは何事ですか。講師はだれとだれとだれであるとか、何名であるとか、もう少し金高も正確にしない、こういうのは話にならない。もつと具体的な説明してもらいたい。そんなばかな話はない。

○政府委員(福田繁君)　実は、先ほど申し上げましたやうに、今年度発足いたしますにつきましても、具体的に、

この施設を補修いたしましたして利用するといふことから、若干実際の青年の家の事業の発足は、少しおくれると存じております。しかしながら、この間に私どもは、具体的な、いかなるスケジュールによつて、今おつしやいますか、具体的なこまかい事業の内容をきめていきたいと考えておりますが、私ども構想をいたしまして持つておりますのは、これは一例でありますけれども、たとえば、全国の青年学級に学んでいる勤労青少年がこの施設を利用したいといふような場合には、たとえば、期間を一週間と限定いたしますと、いろいろ青年学級等で平生勉強しているような事例に因連した学習といふものを中心にして、これにレクリエーション等を加味して、一週間の行事を組んでいく。あるいはボーイ・スカウト等の幹部の講習会等もここで実施する場合におきましては、やはりボーイ・スカウトの幹部に必要な、リーダーとしての知識をここで勉強してもらふといふようなこともあるかと思ひます。あるいはまた、地方の青年団等におきまして、自発的に幹部の研修会あるいは講習会をこの施設でやりたいから貸してもらいたいといふような場合には、それを受け入れて、そういった青年団の幹部の講習会等もここでやつていくという考え方をいたしておりますので、個々の非常にこまかい具体的ないわゆるスケジュールについては、まだ、青年の家が発足するまでに決定したいと考えております。

○森中守義君 文部大臣、私はいろいろな委員会では法案の審議をやつてきましたが、文部省不親切です。どこだつてこつた法案の出し方はない。今課長が局長が一つの構想を述べたにすぎない。こつたばかな内容で、法案の審議をしてくれとは何ごとです。いつもそういう出し方ですか、文部省の法案の出し方は。私は了承できない。どうするところという単なる構想を述べたにすぎない。運営委員会ができるとか、審議委員会ができるかどうか知りませんが、そういうところに相談をしてどうしようという話まで出ている。しかし問題は、一億一千九百万という予算を取つておいて、そういう際には、大蔵省には、現に要求のときに、いろいろの話を内容も出なければならぬ。それは、先刻来言つておいて、期間にはどの程度、何人、旅費は幾ら、何は幾らというように出てこなければ、こつた法案の審議にはならぬ。材料がない。だからして、先刻来しつばは質問にも出ておるうちに、何か特殊な政治目的を持つておるのじやないか、こつた勘ぐられても仕方がない。私は、こつた言ひたいことは、文部省の法案の出し方そのものがきつめておる礼儀を失つておる。その思いをせんか。もう少し懇切丁寧に、具体案を整備して出して来べきです。その点について、あえて私は文部大臣の責任を追及したい。

○国務大臣(橋本龍伍君) おしかりを受けて、まことに恐縮であります。実は、この国立青年の家につきましましては、昨年の暮れに、この施設を米軍から返還を受けるということがきまりまして、そして、地元に返しますことその他、これの処理を早急にきめたのであります。その間において、この一部を国立青年の家に使つてということとを閣議決定いたしました。そして、予算化をいたした次第でございます。これは、先ほど局長から申されました通り、施設の改造費が大部分でございます。そして、この施設をなるべく大至急改造して、夏がやれば青年の一番ひまなときでありますので、何とか夏に、本来の目的のためにこの青年の家を開くように、間に合せるように修理をいたしたいと、実は考えておる次第でございます。従ひまして、本年度におきましては、十分できるだけの活用をはかつて参りたいと思ひます。けれども、初めてのことでございまして、いろいろやりたいことはございまして、いづれども、それに対して国費で十分な運営費を取つておきたいと、まだ話が十分きまりませんので、とりあえず千万円ばかりの運営費を取りながら、ある程度府県なり市町村が負担しなければならぬと、できるだけのその負担を減らしまして、平素地方でやつておられますような青年の学習なり、あるいはまた鍛錬なり、あるいはレクリエーションなりといふふうなものを全国的規模で、主として幹部訓練をやつて、地方でそういう方面の振興をやつていくような目的に使いたいと考えておる次第でございます。なお、そのアイデアにつきましては、日青協でありますとか、あるいはそのほかいろいろ関係団体の意見等も聞きながら、今日練つておる次第でございます。で、国会に對しましては十二分に、最初ではございましてけれども、一年間のスケジュールをはつきり申し上げることができないことは、まことに恐縮でございます。

○森中守義君 その限りにおいては、これ以上追及しても仕方がないようです。願わくば、これから先、文部省の法案の提出に當つては、もう少し整備をして、国会の審議に支障を来たさないように、特段の注意を払つてもらうように警告しておきます。

それから、もう一つ承わりたいと思ひますのは、情操教育とか社会教育とか、そういうことが主たる眼目になつておるようです。それだとすれば、現在義務教育を全国に行なつておるし、普遍的に、もう少し変つた角度から情操教育なり社会教育を高めるといふ方向に、文部行政としては私は着想を置かれてしかるべきだと思ひます。そういう基本的なこととはお考えにならぬですか。もつと極端に言ふならば、義務教育はあと一年、二年延長していく。さらにそれに上積みをして、社会教育あるいは情操教育等を、従前行われていた義務教育の延長といふような形で、各小中学校等で行うような方向はおとりになれないのですか。ただおそれ、こつた青年の家の構想からいくなれば、ごく短かい期間で、しかも全国から選抜をして、それで何十人か何百人かを集めて開かそうといふのですか、それで果して文部省が、大臣が意図されるような育成の効果を上げることができまうか。もつと普遍的に教育を行ふべきではないか、私はこつたいうふうに思ひます。その辺のかね合せはどうですか。

○国務大臣(橋本龍伍君) もう現在の国立青年の家だけで青年教育ができるのか何とかがいふことは全然考えておりません。今お話がありました点について、一番重視して考えておりますことは、公民館活動を通じて青年学級をできるだけやつて参りたいといふことは、普遍的に文部省としては考えております。政府としては、ただいまのお話は、公民館活動を通じて実現したいと考えておる次第であります。ただ要するに、広い意味での文教行政をやつて参ります場合に、ただ一つの方法がありさすればよいといふことじやなしに、やはり公民館活動、その一環としての青年学級の普及といふようなことをやりながら、あるいは青年団の自主的な活動があり、あるいは府県階あたりのこつた合宿訓練みたいなところに、青年団から頼まれて参ることがありますけれども、これは主として幹部訓練でありまして、県内の。そういった面を全国的な規模で楽しみなながらやるという面も必要だと思ひまして、こつた青年の家をできるだけ活用して参りたいと思つております。しかし決して、こつたいうものがあるから、ほかのことは要らぬといふようなことではありませんが、むしろやはり基礎的には、ただいまお話がございましたように、義務教育の充実をさらに一歩はかつて参ります。あるいはまた、義務教育が済んでからあつても、やはり国としては、いろいろな面でも、社会教育その他の面で、組織的にやはり国内におきまします知識なり徳育なり情操なりの運動といふものはかつて参らなければならぬと思ひますし、そういう面は、十分御意見を承わつて改善に改善を重ねて参りたいと思つております。

○委員長(永岡光治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を起して。

○森中守義君 大へん時間が迫つておるといふことで、はなはだ言論の自由を封殺されて遺憾に思ひます。それで、この一問で終わりますが、官房長の問題ですね。これは、今までどなたが文部省で、こういう官房長的な仕事をやりになつていたのであるか。それが一つ。それと、今度官房長がしかれて、官房長はどの程度の職務を掌握することになるのか。それが第二問。それからもう一つは、近來、いかなる省庁でも、こぞつて官房長を設置したやうですが、そういう一つの潮流に乗つて、どうも文部省も官房長を置かないと工合が悪い、こういうことで、便乗的な意味合いを持つのではないですか。むしろ私は、この際言つておかなければならぬのは、歴代の自由民主党内閣が、行政の簡素化、こういうことをしきりに選挙のときに公約として言つてきました。しかも最近、与党の内閣に行政機構改革特別委員会、こゝろ呼称された特別委員会があるやうです。こういう委員会の意見等はともかくとして、少くとも保守党が選挙に臨んできた方向とはどうも少し逆の方向に行つておる。むやみに官僚の権限の拡大と増強に意を用ひ過ぎて、こういう官房長あたりが出てきたのではないかと、私はこのう思ひます。そういうことも含めて、各行政機関が官房長を作つたから、文部省も肩身が狭いので官房長を作らう、こういう程度のことであるのかどうか。少くともこの提案理由の説明の中にうたわれてゐる殺し文句では承知できない。それは、先刻同僚委員の矢嶋君が指摘した通り、科

学技術教育がどうである、総合調整が必要である、これはあたかも殺し文句にすぎない。実態として官房長を必要とするかどうか。具体的に大臣から述べてもらいたい。

○國務大臣(橋本龍伍君) 官房長がございませぬ。今日におきましては、それだけ事務次官が忙しく動いておりまして、それからもう一つは、総務参事官が動いておるわけでありまして、官房長設置の必要性につきましては、先ほどおる私から申し上げましたが、各省によりまして、いろいろ程度の差はあろうと思ひますけれども、私、文部省に参りまして痛感いたしました。これは、やはり大学学術局であります。これは、大学を所管する、あるいは小中学校を所管する、そういうふうな、ずつと縦割りに仕事を分けていきながら、周で十分な相互連絡をとつて事を練つていくことが非常に必要でございます。これは、先ほど科学技術省あるいは労働教育等を例に上げて、おしかりをこゝろむつたのでありますが、特にそういうふうなもののみならず、非常に大きくそういう面の問題があるわけでありまして、体育関係の問題だけは、これは、体育の重要性にかんがみて、縦割りの局の中に、横割りに体育といふものを所管する局を昨年作つていただいたのであります。今日文部行政をやつて参ります上において、省内において總體的に考へて参らなければならぬ問題がたゞさんございまして、そういう場合に、大臣、次官のところで省議をやつて、全部練つて参るといふふうにも参りませんので、基本方針をきめながら、それを官房長にまとめさせる。その間に、そういう面

でやはり外部との接触を保つていくというところが、これがこの文部行政の能力を上げます上においてぜひ必要と考へて、これをお願いをした次第でございます。ただ流行だからまねをするという建前で出したつもりではございません。

○森中守義君 公約との関係はどうですか。

○委員長(永岡光治君) 文部大臣、質問の趣旨で、今まで行政機構の簡素化を公約したのに、それと反するじやないかという点……。

○國務大臣(橋本龍伍君) これも、先ほど私申し上げたのでありますが、この行政機構を簡素化するといふことは、非常に必要なことでございます。とかくほつておくと、何かとあまり用がなくなつた役所が残つたり、人員が残つたりいたします。行政機構を簡素化するといふことは必要でありまして、しかし、新たにどんな複雑化したして参る社会に對処いたしますために、特に中央官庁におきましては、上になつてさばいて参るものについて、私は、責任者を相当置いておいた方がよいと考へております。私は、前に行政管理局の長官をいたしておつたことがございまして、これは、イギリス、アメリカその他で見まして、役人自体の数がふえないにいたしても、役人自身の数がふえないにいたしても、行政組織の中で、責任を持つ中央官庁の部局といふものが、これもやはりふえておるのであります。私は、今日、たとへば中央官庁において局をつぶして、二局つぶして一局にする、一つの局長が非常に膨大な分量を所管するといふふうなことは、これは行政能力を上げるとは思ひませんので、や

はり今日の行政組織としては、社会の機能が複雑化していくにつれて、やはり行政組織といふものも、責任者の組織といふものは、ある程度単位が多くなつていくのは、私はやむを得ぬと思ひます。ただ、そういうふうなことに精口いたしまして、行政費を膨張したり、あるいはまた、役人がふえたりすることによる行政能力の阻害といふことを避けて参らなければならぬのであります。ただ、今日の文部省につきましては、昨年ふやしていただきました体育所管の体育局の問題にいたしましても、今日また局をさらに分化させることは考へないけれども、官房長を置いて、省内全体の仕事の能力を上げようといふことを考へております。これは、本来行政能力を上げるという点から、公約をいたして参りました行政組織の簡素化、能力化といふ話の筋からは決して離れておらないと考へております。

○委員長(永岡光治君) 速記をとめて下さい。

○委員長(永岡光治君) 速記を起して下さい。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を起して下さい。

他に御発言もなければ質疑は尽きたものと認め、これにて本案の質疑を終局することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

なお、委員長のもとに松岡平市君から本案に対する修正案が提出されてお

ります。本修正の御意見は討論中にお述べをお願いします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を起して。

○松岡平市君 私は自由民主党を代表いたしまして本案に賛成いたします。賛成の理由その他につきましては申し上げる必要はないと思ひますから、ここでは省略いたします。ただ本法律案は改正せざるを得ない、修正せざるを得ないといふ事態に立ち至つておりますので、この機会に修正案を提出いたします。朗讀いたしますから御判断をお願いします。

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

申すまでもなく、これはすでに四月一日は過ぎておりまして、衆議院から送付した原案は四月一日から施行できません。公布の日からというふうに修正をしなければならぬと思ひますので、修正案を提出いたします。この修正で、他の部分については原案通り自由民主党は賛成でございます。

○伊藤道雄君 私は日本社会党を代表いたしまして、次に申し上げよう二点から本法案に反対意見を述べたいと思ひます。

その第一点は、文部省はさきに体育局を新設いたしました。このたびまた官房長を新設して、その機構の拡大強化を考へておるわけでありまして、このことは、一つには文部省の中央集権化といふことが考えられますし、さら

にまた同じ政府の機関である行政審議会が御承知のように行政の簡素化、なるべく新設を廃して、改組活用、こういう点を強調しておられる、この意にもきわめて反するものである、こういう一点。

さらに第二点といたしましては、国立中央青年の家を新設しようとする、こういう意図でございますが、私も、といたしましては、健全なる青年のためのリクリエーション、健全なる青年のための宿泊所を国が提供する、こういう考え方の上に立つた国立中央青年の家であるならば、まことに好ましいと考えるわけでございますが、一方文部省といたしましては、団体宿泊訓練によつて健全な青年の育成、こういうふうなうたつてはおりますが、これはまさしく戦前の団体訓練の強化、こういう点、こういうような二つの点から社会党といたしましては反対いたしますのでございます。

以上簡単に申し上げました。
○八木幸吉君 私には本案に反対であります。その第一点は官房長を置かれるということは行政簡素化の趣旨に反するからであります。ことに官房に四百五十九名の人員を擁する法務省ですら官房長を置かれておりませんのに、三百十七名の文部省が官房長を置くということには反対であります。

それから第二点は、先ほどの質疑応答の間にも明らかにいたしましたように、この青年の家はまず村、町というふうなところを中心に下から盛り上るという方式でもつてやっていくというのがよいのでありまして、たまたま米軍から施設が返されたというので、その施設を使つて天下りのやるといふこ

とは、本来の趣旨から申しまして実効を上げ得るゆえんではない、こういうふうに考える次第であります。ことにこの費用には一億一千九百万円の金が必要のわけでありまして、そのうちで八千四百万円というものは設備費や施設費にかかるわけでありまして、事業費はわずかに一千万円にすぎないのであります。つまり設備や施設にかけては事はいくらでも少いということを考えるのでありまして、一億円以上も文部省が金をお使いになるのでありますならば、今最も危険に瀕している二千点以下の耐力度を持つてゐる義務制校の校舎すら全国で二万五千坪もあるわけでありまして、たとへばこれに坪五千円の補修費をかけたとしても一億二千数百万円程度で一応の危険度は避けることができるのでありますから、義務教育をやつております当面の責任官庁としての文部省は、かようなはつきりしないことに金を使うよりも、子供を預かつて国家が義務的に教育をしてゐるその施設が台風がきたらこわれるかもしれない、子供は死ぬかもしれないというふうなものと深刻な問題に對して真剣にお考えになるといふことが私は必要ではないかと思ひます。本案は岸総理が青年のためにというふうなことを言われるがために、たまたまこの施設が返つたからして、選挙も近いし、選挙の演説に便利だというふうな党利党略から出ておるといふような面が多分に私は考えられるのでありまして、文部大臣が信念を持つてこの一億円の金を危険校舎等々と見比べてみて、どちらが文部行政の上から必要であるかといふことを虚心たんかいにお考えになつて御提案になつたとは私には考え

られない。自分の孫が最も危険な千点以下の危険な校舎に日々通つておつて、それに一文も金を出さぬといふことでもつて、それで果して文部大臣の職責が尽せるかどうか、私は非常に危ぶむものであります。日本は非常に台風が多い所でありまして、年々鹿児島から中国を通過して北陸に抜ける台風は毎年年中行事のように来るわけでありまして、その中に三十メートルぐらいの台風が来たからといつて校舎がこわれんといふことを確言することはできない。そういったような文部行政といふものは私は責任を尽したものでない。一億円の金があるならばその方に使つてもらいたい、こういう意見をつけ加へまして、私はその点で文部大臣の反省を促しまして私の反対討論を終ります。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。まず、松岡君提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(永岡光治君) 多数と認められます。よつて松岡君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よつて文部省設置法の一部を改正する法律案は多数をもつて修正すべきものと議決せられました。

午後三時十八分開会
○委員長(永岡光治君) 委員会を再開いたします。

まず、農林漁業基本問題調査会設置法案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。なお、本案につきましては先刻提案理由の説明があつただけでありまして、本日中に直ちにこの問題の質疑に入つて結論を出すということになります。これは異例の措置でありますので、そういうことは前例にしないという意味でお含み置きをいただきたいと思ひます。

午後一時五十一分休憩
○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さう取り計らいます。

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さう取り計らいます。

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さう取り計らいます。

○委員長(永岡光治君) よろしゅうございませう。

○伊藤彌生君 農林省に二、三お伺いしますが、この法案は農林漁業基本法の法制化推進のためのものであるかどうか、こういう点をまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) 本調査会におきまする議題として基本法を制定することを目標としておるかどうか、こういう御質問であらうかと考えるのであります。

先ほど総理府の長官の方からも提案理由につきまして御説明がございましたように、農林漁業と他産業との生産性の較差、あるいは所得の均衡といったような問題の解決に当りましては、ひとり農林漁業ばかりでなしに、広く国民経済の分野にわたつて慎重に審議し、検討し、それによつて基本的な農林政策を確立する分野が多々あると思ひます。従つてこの答申の結果によりまして、あるいは基本的な法制を作ることも当然予想されるわけであります。しかしまた一面、それ以外に行政的な措置でやる部分もあらうかと思ひます。また今後の農政を推進する上におきます一つの基本的な考え方というものをここで打ち立て、それに基いて万般の予算なり行政なりあるいは現在の施策を是正するなりというふうなこともあらうかと思ひます。しかし御質問になりましたよ

うな、そういう基本法的な法制も、当然検討の題材にはなろうかと考えているのでございます。

○伊藤道雄 農林漁業基本問題ですが、これはどのようなものを指しているのですか。まずその大綱を承りたいのですが……

○政府委員(齋藤誠君) 今回の調査会の題名として基本問題と称し、また調査会の審議の対象としたしまして、今後の農林漁業のあり方というものを国民経済的な見地から、現在の地位、あるいは将来にわたる方向を含めまして、農政の基本を確立したいという、こういう見地に立っているわけでございます。従つてそれらの施策にわたる事項につきましては、おそらく農林内部の問題もありまされども、それ以外にわたる部分によつて解決すべき問題も多々あるわけがあります。

このような問題をわれわれは基本問題と言つてゐるわけでありまして、いわば従来の各種の農林施策につきましては、いろいろその分野にわたつてそれぞれの目標を掲げて行政を行なつてゐるわけでございますが、まあ最近言葉で言いますならば、いわばそれらの個々の木々、個々の林に対して、立木に対して、いわば林なり、森なりという環境から押えて、農林漁業の基本政策を確立したい、こういうことでございます。

○伊藤道雄 特に戦後、日本の農林漁業の生産性は非常に増大してきたわけで、国民経済の上に、非常にその復興と成長に役立ってきたと思つておりますが、ところが半面、所得の面では非常に他の産業に比べて低い位置にあるということ、これも否定するわけ

にいかぬと思うのですが、こういうことはいろいろ原因はありまされども、従来の農林漁業政策の面においていろいろ欠けておつたところがある、こういうふうな断ぜざるを得ないわけですよ。それで先ほど触れたように、この農林漁業基本法というように法案を作つて、そういう改善の面に基本的な考え方を打ち出していく、こういうことはきわめて適切であらうと思うのですが、この点についてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(齋藤誠君) 先ほどお答えしたことをあるいは繰り返すようになつて参るかも知れませんが、われわれといたしましては、先ほど申しましたような一つの農林漁業の基本を確立するということになりまされども、その方策の一つとしてはもちろん法制的な措置を必要とするものも出てくる場合もあると考へるのであります。しかしそればかりに尽きるわけではないと思つてゐまして、この調査会におきまして答申を受けました結果、行政に移すべきもの、あるいは立法に移すべきもの、さらにまた今お話になりまされたような基本法的なもの、この中に含まれることも当然予想いたしておるのでございますが、しかしここでちよつと基本法という言葉が出ましたので、それに付加して一言申し上げておきたいと思つてゐますことは、かようなつまり基本法を、基本的な政策を執行する上におきまして、法制的な措置が必要であらうと考へるのでありますけれども、この法制をもつて基本法というより言葉で現わすべきかどうかという点につきましては、それぞれの国におきまして、それぞれの農業事情に

応じた、あるいはその国の経済状況に応じた各種の法制がとられておるわけでありまして。英国には英国の農業法があり、ドイツにはドイツの農業法がある。それぞれの国に於ける、いろいろの条件に於ける基本的な立法というものがあつたわけでございます。そういう意味からいいますと、日本の場合におきまして、今申しましたような観点に立ちまして、いろいろの条件を検討して、そしてその上に立つて、果していかなる法制的措置が必要であるかどうかという点に於ける問題になると思つてゐます。言いかえれば、法案を作ることその前の前提条件といふべきか、そういう問題が十分論議されなければならぬのではないかと。従つて今回調査会というものを設けまして、しかも期間を二年ということにいたしました、特別に調査審議をいたそうと、こういうことになつたのも、かような趣旨に出ずるものでございまして、法律を作るといふ前提としまして、もつとその前になる各般の事項にわたつて十分な検討調査をいたしたい、日本の農業事業、日本の国民経済に立脚した農業のあり方とか、今後の方向とかいふものについての調査、審議、検討を重ねて参りたい、かような考へでございます。

○伊藤道雄 日本農民は日本総人口の大体四二%くらいと思つてゐますが、それに対して農業国民所得は逆に二四%という程度であらうと思つてゐます。で、これだけ比較して見ても、いかに農民の生活が苦しいかということが、このことだけでもよく察知できると思つてゐますが、これにはいろいろ原因があつたと思つてゐますが、一つは政府の

政策の中で、特に農民関係に対する予算が年々低下してゐる、こういう点も考へなければならぬ、そういうふうな私どもは考へるわけですが、たとえば昭和二十八年の面を見ますと、これは戦後最大であつたと思つてゐますが、国家総予算の一六・五%くらいを占めておるわけですが、三十二年にはもう七・九%くらい、翌三十三年、昨年度はもう七・五%というふうになり、年々国家総予算に対する比率が下つてゐる。それと平行して考へられることは、予算が減つてゐることは、国の農林政策がだんだん熱意を失つてゐる、そういうふうにも考へられるわけですが、この重視の点がだんだん軽く見られてゐる、そういうふうな言われなくてもいふまでもない事実であると思つてゐる。やはり予算を見れば、その事業の重点が考へられるわけですから、そういう意味から、どういふ考へ方から農林関係予算が年々低下してゐるのか、こういうことも十分明らかにしたいと思つてゐます。その点を明確できないと思つてゐます。

○政府委員(齋藤誠君) 御指摘の通り、農林予算の毎年成立いたします国家予算の中における率をとりましますならば、今先生のお話になつた傾向になつておるわけでございますが、ただわれわれといたしましては、農林予算の単純な比率だけで考へるわけには参らな

いと思つてゐるわけでございまして、たとえば過去におきましては非常に災害が大きかつた。たとえば二十八年のごときは非常に災害が大きかつた。従つてその場合におきましては、当然に災害に伴う国家予算が、農林関係予算がふえ

になつたこともありまされ、またその当時におきましては、いわゆる輸入食糧の価格調整のための食糧会計の繰り入れというふうなものもありましたためにそのような比率を示したのでございまして、今後におきましては、われわれといたしましては、やはり必要な予算は確保して参りたい。もつと率直にいへば、多々ますます弁ずるといいますか、必要な予算が農林関係として確保されることを望ましいと思つておられますけれども、しかし、単純な比率だけというだけではなしに、やはり必要な基本的施策に要する経費は確保して参りたいということ、むしろ今後の比率は結果的に出るものであつて、われわれといたしましては、あくまでも基本的な政策、または基本的な計画、これに基く必要な予算は確保して参る、こういうことではないかと考へるものであります。今回の調査会における論議の過程の中におきましても、当然今後の農業予算あるいは農林関係の他産業との均衡的な発展という見地に立ちまして、検討の時代に当然ならうかと考へておられますけれども、われわれとしては、今申し上げましたような考へ方をとつておる次第でございます。

○伊藤道雄 また金融の面を見ても、農民の零細な資金を集めた農林中金の預金を見ても、現在大体千数百億あると思つてゐるのですが、その大部分が農業関係のない工業とか、その他の独占企業家に融資せられておつて、肝心なものの農民にはなかなかこれが還元されて融資がはかられていない。これが現実の姿であると思つてゐます。やはりこういうところにも先ほど言つたような国

民所得が二四％、そういう問題にもつながると思うのです。これはきわめて遺憾な政策だと思ふわけですが、この点はどうしてこういうふうになつておるか、この点明確にお答え願ひたいと思ふ。

○政府委員(齋藤誠君) 御指摘のように、系統金融機関として末端に町村あり、県あり、農協の連合会があり、中央に農林中金がピラミット型に介在いたしまして、そして農林漁業関係の特に農民の預金があそこに吸収される。そしてまた必要な地域あるいは必要な業種に中金が系統金融機関を通じて貸付をする、こういうことに建前としてはなつておるわけでありまして。しかしながら、最近における状況から見ますならば、出回り期から暮にかへまして、一般的な米の販売代金が系統金融機関に集まつて、その結果相当の余裕金が生ずる。そこで中金の余裕金金の運用という形で農林関係の団体に貸付を行なつていく資金が今先生から御指摘のありましたような点になつておるわけでありまして。これは季節的な資金運用といつたしまして、一面においてはそういうことが生ずるわけではございませんけれども、他方におきましては、農業内部における資金の活用という面も当然考へて参らなければならぬわけでありまして。そういう面で農林省としまして、系統金融にまず優先的に融資し、それから余裕金は他産業に、農林関係の団体に融資するということをお認めおるわけではございません。今後におきましては今申しましたような方向で考へていきたいと思つております。

○伊藤道雄君 政府は農林水産業についての生産性の向上ということを従来から相当はでに宣伝してきたわけですが、実際にはあまりやつていない、そういうふうな印象を受けるのですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(齋藤誠君) 生産性向上というところは、いわば農政の最終の目標でも実はあるわけではございません。特に他産業との均衡化ということをお考へていきます場合には、農林業の自然のいろいろな制約があることと思ひますけれども、しかし基本の考へとしては、やはり農林業の生産性を高めていくということに重点をおいて今後指導すべきであるのをはかりたいと思つておるわけではございません。現在までの生産性というところにおきましては、まだ相当他産業との間におきましては、最近における農林業の生産力の進展状況からみましますならば、御承知のように経済計画におきましては、年率三・三％という農林業の成長率を予定しておるわけでありまして。最近までの実績を見ますならば、大体三・三％以上の生産の伸びを示しておりまして、三十二年においては五・七％、三十三年におきましては三・七％というような生産の推移にございまして、われわれとしましては、経済計画の目標に照らし、ますます順調な進展を示しておるものであるというように考へております。もちろんこれには各種の施策を伴つて実現すべきものでありますので、今後といえどもそういう観点に立ちましても、あらゆる施策を講じて参る考へでございまして。

○伊藤道雄君 政府が生産性の向上政策をとつておるから、今御指摘になつたようなパーセントが上つてきたと、そういうような意味に受けとれたわけですが、それにはその理由がほかにあるわけですか。決して政府が生産性の向上の政策を忠実にやつてきたからと考へられない。それどころか、生産性の向上とは逆の減産政策というものが現実に出されてきておるわけですか。たとへて申し上げますと、夏秋蚕の二割減産と、こういうような点で、明らかに養蚕農家にとつて、もつとも手痛しい二割減産というものが現実に行われて、しかも相当痛手を受けておる、こういう現実があるわけですか。

それからいま一つの例をあげますと、酪農振興法によつて牛乳生産量の調整とか、あるいは業者協定の強化が推進されて、その面ではゆる酪農農家が相当手痛しい仕打ちを受けておる、こういう現実が一方にあるわけですか。従つて先ほどの御説明では、政府は生産性の向上に向つてまづしづかに進んでおるというやうな意味の御説明ではございまして、逆の減産政策が一面において相当打ち出されておる。今の養蚕にしても、酪農にしても、そういうことが現実にいわれるわけですか。これはどういふふうに解決したらいふのか、この点を明らかにしたい。

○政府委員(齋藤誠君) 御承知のように、経済計画におきまして農林業の成長率を三・三％というように押えておりますけれども、これはいわば農業生産全体としての年々の成長率を計上しておることは申すまでもないわけでありまして。従つて、この年々の成長率を計算する内容としたしましては、耕種もあり、御指摘になりましたやうな畜産物もあり、養蚕もあるのございまして、けれども、いわば全体として農業が年々三・三％程度の成長率を維持するならば、経済計画としてはほぼ均衡のとれた生産というところに相なるわけではございません。従つて、これを構成しておる各部門々々等におきましては、ときの状況によりまして、あるいは当初の計画通りにならないものもあり、あるいはそれ以上に伸びるものもあるということにならうかと考へるのであります。これはいわば経済計画としては農業全体として三・三％の成長率を占めるといふことでございまして、その中の部門々々におきましては数字につきます。これは、いわばその構成する基礎資料的なものでございまして、当然その間需給の状況その他によつて変動が調整されてくる部門もあるのはやむを得ないと思つておるわけでありまして。ただし、しかし全体としましては、先生の御指摘の通り一つの目標を掲げておる以上は、それに応ずるやうに各種の施策を講ずべきはもちろんでございまして。私の申し上げた結果としましては、全体として三・三％の成長率を占め、全体として三・三％の成長率を占め、上回る数字が最近においては見られておる、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○伊藤道雄君 酪と牛乳の問題で一番大事な問題は、消費の増大ということをおどろいふに考へなければならぬところか、いろいろ価格が下落してくる、政府としては一番やりやすい方法である減産の方針をとつておる。これは一々例をあげるまでもないわけですが、そこで、もう少し前向きな政策が打ち建てられないものか。価格が暴落するとそれを防ぐために価格を安定せしめる面から生産を押えてしまふということでは、今後の農林漁業の向上は期したいと思ひますが、そういう点を明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤誠君) 御指摘になりましたやうに、問題は、いわば長期的な一つの生産目標を掲げ、そして農家に安心感を持たせ、それに応ずるやうな施策を計画的に実施すべきではないか、こういう御質問かと思ひます。御指摘の通りわれわれもさう考へておるわけでありまして、今回の基本問題調査会におきましては、一つの重要な審議事項といたしましては、当然今後のいわば市場といふものを、長期的に見た需要の予測といふものを立てまして、そしてそれに基く安定した生産を取り行ふといふやうなことが当然検討すべき課題の一つになるかと考へたのでありまして、御指摘になりましたやうな酪と牛乳、これは酪農のごときものにつきます。これは、非常に商品生産の性格が強いものでありますので、ひとりで国内ばかりでなしに、国外のいろいろな影響を受けるというやうなことで、非常に敏感な商品の性格を持つておるもので、なかなか長期的な予測のものとしましては、短期的に変動しやすい性質のものであります。しかし今後の基本問題を考へる場合におきましては当然安定した需要予測という長期的な観点に立ちました基礎を立て、そして農業生産に安定した事項を十分検討して参りたい、かやうに考へております。

○伊藤道雄君 酪と牛乳の安定法によつて酪は一貫千四百円、生乳一俵十九万、こゝろ最低価格はあつたわけですが、

けれども、最近の状況ではこれは現実
に次々にくずれおぼろげなわけですね。
こういう問題も当然これは政府の責任
であつて、これをこのままにして置く
と同じことを年々くり返される、こう
いうことになるわけですが、これは何
か対策として抜本的なものが考えられ
ておるのかどうか、このままでは年々
こういう問題がくり返されると思つて
です。この点どうなんでしょうか。

○政府委員(石坂繁君) ただいま蘭
生糸の問題を御指摘になりましたが、
これに對しまして価格問題等について
昨年来今日までやつて参りましたこと
はすでに御承知の通りであります。し
かるに、この後の対策をいかにするか
という問題であります。一面、昭和三
十四年度の対策並びに恒久対策の両
面を相対して養蚕業、蚕糸業の安定
を期して参る方針であります。昭和三
十四年度の方針といたしましては何分
にも経営の合理化をはかりまして生産
費の低下をはかる。そのためには御承知
の条桑育の奨励等によりまして生産の
合理化をはかり、生産費の低下をは
かつていく。同時にまた蘭生糸の消
費の拡大をはかります。ためには混織
であるとか交織であるとか、あるいは
また新規の考案等を奨励いたしまして、
そのためには蘭を安価に提供すること
ころの方法を講じて参りたいと思つて
おります。なおまた国内消費及び国外
の消費市場の失われたものを回復し、
また新たな市場開拓のために民間の
関係団体とも協力いたしまして、啓蒙
宣伝等に十分努力いたしますつもりで
あります。そして恒久対策といたし
ましては蚕糸業の審議会に諮りまして
打ち立てたいつもりでおりますが、

同時に、これはただいま問題となつて
おる農林水産基本問題調査会の一つの
大きな題目となつておられておられ
て、それらの調査会におきまして十分
恒久対策について御審議を願ひ、結
論を得ていただきたい希望を持つてお
ります。

○伊藤彌道君 ただいまの蘭糸価格安
定法によつて特に秋蚕の場合だつたの
ですが、結局、乾繭共同保管というこ
とを政府が政策として打ち出して、養
蚕農家とか、あるいは農協がこれに協
力をして相当面が乾繭共同保管をやつ
てきたわけですね。ところが、最低
価格を基準にしていろいろな関係か
ら相当正直者がばかをみるというた
とえのごとく、政府の政策に即応し
て共同乾繭保管をやつたものがばか
をみておる。相当いろいろな点で質も
低下するし、目方も減るし、結局、な
ま繭で売つたときの方がはるかに有利
であつた。そういうことで最近いろい
ろと関係方面でその損害補償について
陳情に来ておると思つて、そういう
うな点は一体どういふ処理をするか、こ
れは当然政府の責任でなければならな
い。政府がそういうことを奨励して乾
繭共同保管というのを打ち出した。
そして正直な養蚕農家が、また農協
がこれに即応していろいろ政策に協力
してきたわけですね。従つて、そういう
損害をかけたせよといふことは当然な
いと思つて、当然これは政府の責任
において補償するのが理の当然だと思
うわけですね。そういう点はいろいろふ
うにしようと思つておるのか、この点
を明確に……。

○政府委員(石坂繁君) 乾繭を共同保
管いたしました結果、その保管の時期
がやや長期にわたりましたので、品痛
み、もしくは数量減といふようなもの
が生じて参りました。協同組合の損失を
招いた点も、私どもの方にもだんだん
その事情を申し出てきておる向きもあ
るので、御指摘のような事情を確かに
承つております。従いまして、これ
は政府の施策に伴ひましてそういう結
果になつたわけでありまして、政府
といたしましては何かの方法を講じ
なければならぬまい、こういう考えで
おります。

○伊藤彌道君 重ねてお伺いしますが、
私は群馬県で、養蚕家が非常に多いので
特にこの問題に関心が深いわけですが、
なま繭で売れば四千四百円で売れたも
のが、政府が乾繭共同保管という政策
を打ち出して参りましたので、これはま
いことだといふことで、先ほど申し上げ
たように協力してきたわけですね。
従つて、なま繭と同じような値段で売
れば、損害なければ、これはそれで
問題ないわけですね。けれども、先ほど
も申し上げたように、政府の政策に協
力した者が損失を受ける、こういう
ことはどうしても考えられない。そ
こで、政府としては、適当に考えると
は言ひますけれども、具体的にほん
とにやるのかどうか、ただここで答弁
として簡単に片づけられない問題だ
と思つて、責任のある御返事をいた
だきたいと思ひます。

○政府委員(石坂繁君) 昨年の蘭、生
糸の需給の状況は、まことに異常な需
給状況でございましたために、価格も
著しく変動いたしましたわけでありま
して、それがある程度実勢の価格に落ち
つきましたために、乾繭の共同保管とい
ふような方法も講じて参りました。し
かし、政府がとりました方針に従つて
やつた結果が損害があつたといふこと
になれば、政府といたしましては何か
の方法を講ぜなければならぬ、こ
ういふ考えは持つておられます。ただ
私におきまして、具体的にそれを
どうするといふところまでの具体的
案を持ち合はれておりませんが、決し
てこれはおさなりの答弁で糊塗し
ようといふ考えで申し上げておるわけ
ではございません。

○伊藤彌道君 時間の関係で、最後に
一点お伺いしますが、この乾繭共同保
管に即応して農民としては協力してき
ました。しかし、これをいろいろとあつせ
んし、骨折つてきたのは農協その他の
団体であつたと思つて、これが政
府の政策を宣伝するために、また浸透
させるために、いろいろな諸経費がか
かつておる。あるいはまた指導、集荷
費とか、そういう具体的な面でもいろ
ろ、こういう農協その他の団体が経費
を負担しておるわけですね。これは、
なま繭で措置すれば全然必要のないこ
ういふ経費が、乾繭共同保管に伴つて
出てきたといふ團體としての一つの
損害とも見ることができると思つて
います。従つて、政府としては、農民が政府
の政策に協力して損害を受けたものは
政府が補償する、したいと、そういうこ
とであるならば、同じ考え方から、こ
ういふ團體が政府の政策に協力して、
そしてその趣旨の徹底に努めたために
特別にいろいろな経費がかつた、こ
れはまた当然政府がこれを補償してし
めるべきものである、従つて、農民に
対する補償と同様、かような農協その
他の団体に対しても同じような考え方

から責任をもつてこれを補償する考
えがあるか、用意があるかないかとい
うこと、こういう点を明確にお答えを願
ひたい。

○政府委員(石坂繁君) 先ほど私の答
弁いたしましたのは、直ちにこれを補
償するといふ表現はいたしておりま
せんが、先ほどからの言葉が足りませ
んでしたが、先ほど御指摘の点も十分に
調査いたしまして何らかの方法を講じ
たい、こういうふうなことを申し上げ
たわけでありまして。

さらに農協が投じた費用その他の点
についてどうするかといふ重ねての御
質問であります。いろいろ御指摘に
なりましたような具体的問題につ
きまして、私がこれをつまびらかに承知
いたしておりませんので、事情をとく
と調査いたして、適当な措置を講じた
といふ考えております。

○横川正市君 基本法に對する関係の
向きの要望といふものは非常に熾烈な
ものがあるといふふうに私も判断
をいたしております。同時に、これは
どうぼうをつかまえてからなわをな
つておるような、政府の施策として
きわめておそきに失したうらみが私
はあつたと思つて、そこで、この法
案の成立については、私も必らずし
も反対をするものではない、賛成する
ものでありますけれども、まず第一に、
現在の政府のつておられます自由經
済の立場から、この基本問題の調査の
結果を一つの、方向づけると思へば、
現在までの農林行政の中では、たと
えは農業関係に對しては耕作地の確保、
反別の増進、それから土地改良、こ
れに加えて次三男対策もあわせて価格
安定、価格補償、こういうようなこと

が私は現在までの行政機構の中で相当熱心に行われ、日本の農業の一つの基盤というものは作られてきたと思う。そういう行政あるいは政治上の一つの結果というものが、さらに基本法の必要とするという要望にたえて、私は政府の方針としては、たとえは米価に対する二重米価の廃止の問題とか、あるいは輸入制限を解除して、ある程度その輸入に依存をせよとか、あるいは方向としては自由米価というものを近々これをとりたかといふような、そういう方向を指向しながら、この基本問題というものを考えようとしておるのではないか、この点は非常に重要問題だと思ひますので、これを明らかにしていただきたいと思ひます。同時に、漁業関係では、日本の周辺の漁区は、これはもうきわめて零細化をいたしております。いわば沖釣一本釣というようにことに生計を託しておる。あるいは沿岸でアワビやコンブをとって生計をしておる、いわゆる漁家の収入は、これは農家の収入よりか、もつと零細化しておるということが言えると思ひます。これはよつてきた原因というものは、私は漁家に対する保護政策というものは、日本の場合はほとんど今までなかったといつてもいいのではないか。これは船を作るにしても、相当大きな資本を必要とするといふところから、資本のないものはほとんど零細化して行く。一回しけや何かにあつて生活ができない。一漁期に不漁になりますと、すぐに次の支度ができない、こういう状態が私は沿岸漁民ないしは漁業に従事する人たちの零細化という結果になつてきたと思ひます。そのためには最近いろいろ言われ

ておりますけれども、漁区の問題では他国との間の折衝も当然これは必要になつてくる。しかしいづれにしても沿岸の方々と、相当程度資本を持つて漁業できる人との関係というものは、これは決して今対等というものは、この操業のできるような状態に私はなつておらぬと思ひます。そういうような問題とか、あるいは計画水揚げの問題、あるいは魚族保護のための研究対策の問題、水温の調査の問題、それからこれに対処するために計画造船の共同化の問題、こういったことが当面漁家の人たちは、非常に差し迫つた問題として要望されておるわけですから、これもこれは行政上は意味では手がつけられ、一つの基礎的なものはありますけれども、それはほとんど見るべきものがないというのが現状ではないだらうか。そうなるにつれて、私はたとえば電探を持つた船が魚を過つて、そして底びきで取り歩く、これを沖で小船でもつて沿岸の漁業をやつておりますが、それが指をくわえて見ているというふうな、そういう関係で放置されるような、そういうことであつては、私は基本法ができる趣旨にもとるのではないか、そういうことから、この点について政府としては実際上漁家としての対策をどのようにされようとして基本法にその調査を待とうとしておるのか、その点を第二点として明らかにしていただきたい。

それから林業の問題は先般もいろいろここで論議をいたしましたのであります。第一にこれだけの地域であつて、林道の実際の開発計画というものは非常に遅々として進んでおらないわけですから、そのために当然国の資材として活用すべきものが山の中で腐つていつてしまふとか、あるいは細菌によつて非常に大きな損害を受けておる、こういう状態でありまふ。これは戦時中の乱伐と相待つて、植林を急ぐといふこととあわせて、これらの保林のための林道を敷設しなければならぬといふことは、近々の問題になつておるわけですから、このことと実際上私どもは林業そのものについては、現在までの行政は予算その他の問題に制約をされて、實際上見るべきものがなかつたのではないか、こういう点でこれは三つにも共通することなのであります。国がまず基本法を作られたら、これは国のいわゆる産業の基本なのでありますから、そういう意味では国の財源、予算をある程度思い切つて投入してこれを実施しようとする心がけ、これが私は必要なんじゃないかと思ひます。そういう点についてどうお考えになつておるか。それは根本的には第四の問題として、この法律案は運営については総理府が担当し、それから事務の処理については農林省が担当いたしておる。ことに人員の構成を見ますと、調査、臨時職員、専門調査員、幹事等百名ぐらゐる人たちがよつて調査されようとしておりますが、機構からいへば、おそらく私は頭が二つあるやうな気もするわけですね。そういう観点と、もう一つは二年間に成案を得たいといふ考え方でありまふが、実際上は、これは一体どの程度熱心に、どの程度熱意をもつて、そうしてこれをやろうとしておるのか、この点はこの運営、機構上の問題からいいますと、いささか期待とマッチしておらないように思ひ

わけでありまふが、その点についてお答えをいただきたい。以上五つでありまふが、これは時間がありませんので、一括して私の方から質問申し上げます。

○政府委員(石坂繁男) 農林省は昨年の農業白書におきまして、従来の農林行政についての一つの反省をいたしました。そうして将来の農林行政の方針を示し、赤信号といたしまして五つの点を指摘いたしておりました。すなわち日本農業の生産性の低さといふこと、第二は食糧自給度の低さといふこと、第三は国際競争力の弱さといふこと、第四には兼業農家の増加といふこと、五つには農業就業構造の劣弱化、この五つのものをあげておりました。それぞれこれらのものに反省を加へまして、そうしてこの後の日本農林行政をどうやっていくかという問題につきましても、考え方を進めております。これを端的に要約いたしますと、要するに日本農業の生産性を高め、同時に所得の増加によつて農林水産漁家の生活の安定をはかり、従ひまして方向の大きな問題といたしましては、生産基盤を強化して参るということが基本的な問題と考へております。従ひまして昭和三十四年度の予算におきまして、この目標からいいたしまして、それぞれの施策を講じておることは御承知の通りであります。

第二の水産業に関する問題といたしましては、まさに御指摘の通りでありまして、私どもも水産業、ことに沿岸零細漁民の生活のはなだしく他の産業に比較いたしまして劣つておることを十分に痛感いたしております。あるいは従来の水産施策というものはな

はだ欠けておつたのではないかと、こういう御批判もあらうかと思ひますが、この水産業全体の問題といたしましては、一面水産漁業制度調査会という会もありまして、そちらの方でも制度のみならず、水産業の全体の検討を願つておりますが、これも新たにできる調査会の大きな項目とならうかと思つております。しかし当面の問題といたしまして、それをそのまま放つておくわけには参りませんので、昨年あたりから沿岸漁業振興の対策を講じまして、魚族の保護なり、あるいは沿岸漁業の零細漁民に対する施策を講じて参つておるような次第であります。

要するに、この林業の問題も御指摘になりましたが、林業の問題につきましましては、昭和三十四年度の施策を改訂いたしまして、官有林と民有林との協力態勢を強化いたし、官有林と民有林との接合の深い奥地林道につきましまして、この森林開発公社に政府が林道の開さくを委託してやらせるようにいたしております。なお戦争中の伐採、あるいは乱伐、もしくはそのあとの植栽ができておらない面も多数あるものであります。林政上の大きな問題といたしましては、植林に對しましては、優秀な林木をできるだけ広範囲に広めて植栽をしていく、そのために昭和三十四年度におきましては林木育種場を全国に五カ所設置することによりまして、そういう点に大きく前進して参ることだと思つております。

最後に、新たにできる農林水産基本問題調査会の運用の点につきましましては、御指摘がございましたが、これは総理府に設置されることになりましたこと

につきましては松野長官からも御答弁ありましたが、これはひとり農林水産省内部の問題ばかりでなく、これは国民経済の全般に関連することであるのであります。そういったことです。ひとり農林省関係ばかりでなく、他の各省にもいろいろの関係を持つようなことからいまして、これは総理府に設置することが適當であるという考えで総理府に設置することになりました。ただしその職務的なこと、事務の取扱いにつきましては、何分にも農林水産省を主管する農林省内に置き、また方が適當であろう、こういうふうの考えから庶務的な仕事を農林省でやろう、決して頭が二つあるような、そういう考え方ではないのでございませう。御了承を願いたいと思います。

○横川正市君 結果的にこれは方向としては自由米価——二重米価の廃止というところと結び付かないかという問題については、どうですか。

○政府委員(石坂繁君) 米価の問題につきましては、生産者米価について消費者米価につきましても、毎年非常に熱心な議論がかわされてきておること、つとに御承知の通りであります。本年もまた遠からず米価審議会を開きまして、米価審議会において御審議を願うことになりましたが、きょうは本院におきましては国会議員六名のうちの満場一致の御決議も得たような次第でございまして、米価の問題につきましては米価審議会の審議の結果に待つのであります。昨年の米審においての強い希望をいたしまして、従来のパリティ方式を改めて生産費補償方式でやるようにと、こういう御要望もあつております。従いまして、どうい

う考え方で米価を算出するかという点につきましては、今事務局におきましては、これをいろいろ検討いたしておりますが、パリティ方式並びに生産費補償方式というようなこれらの方式を種々検討いたしまして、政府は政府としての一応の結論を得たいと、せっかく今努力をいたしておるような段階でございませう。

○八木幸吉君 この審議会で米の統制撤廃の可否、御審議になりますか。

○政府委員(石坂繁君) おそらくこの委員会ができましたときに、米の統制撤廃というふうな問題は、取り上げられる問題ではないのではないかと、私はただいまは、かように考えております。

○八木幸吉君 前に、予算委員会でも岸総理に私の問題を伺ったときに、米価審議会での問題も合せて審議する、こういうふうな御答弁がありました。たけれども、一向審議された形跡もないし、そのときの御答弁も実はあやしいものだと思つて聞いておつたのです。農山漁村の根本的な問題を審議する、というこれだけの大きな審議会が、現在米の統制の問題に触れないというふうなことは、私はよくないと思うのですが、なぜお触れにならないのか。御承知の通り、この問題をいへば長くなりますけれども、昭和二十六年、今よりずっと需給状況が悪い時分に、すでに吉田内閣では自由販売を閣議決定をしたことがあるのです。ましていれんやそのときから見ますれば、現在はいくほど食糧事情はよくなつておるのです。が、当然この問題は研究の対象にならなければならぬと思うのですが、こういう問題を、一体農山漁村の根本的な

問題を審議するというのに、のけるといふふうな御答弁は私は納得はいきませんが、御訂正になるお考えはありますか。

○政府委員(石坂繁君) 私の答弁の表現がなほだとも適當でなかつたと思ひますが、今回の調査会は農林水産省基本問題調査会、私の先ほど答弁いたしましたのは、今の私の考えで、米の統制を撤廃するかどうかということ、これは議題にならぬのじゃないかと、こういうふうなことを申し上げましたが、いろいろの問題が論議されるでありまして、よろし、これは農林水産物の価格対策の問題として、そのうちには取り上げられることであらうかと思ひます。ただ私が申し上げましたのは、米の統制を撤廃するかどうかというものを一つの項目として、それを諮問するようなことはおそろくないのじゃないかと、こういうふうなことを申し上げたわけでありましたが、要するに調査会発足の後、調査会自体の自由な、かつ広い視野からのいろいろの御議論、御検討のあることを私も期待いたしておるわけでありませう。

○八木幸吉君 次に、この基本問題の調査会に、蚕糸関係の問題も審議する、という先ほどの御答弁でございましたが、そういたしますと、この蚕糸業振興審議会、それから繭糸価格安定審議会、これとの関係はどうなるかという点が一つ。それからもう一つは、現在農林省に農山漁村振興対策中央審議会、こういうものがありますが、これとの基本問題審議会との関係はどうなるのですか、これが第二点。

それから第三点は、この基本問題審議会に、国会議員も、学識経験者もしくは国会議員としてお入れになるかどうか、この三点を伺います。

○政府委員(松野三三君) 各種の委員会との関連は、農林関係でございまして、各種の産業についての審議会、委員会がございしますが、そういうものだけで解決できない場面が今日非常にふえて参りました。蚕糸におきましても、蚕糸の価格安定だけでは永遠の解決はできませんので、そういう臨時決断あるいは個別的な審議会とはちろん関連はございしますが、それだけで解決できない問題が今日農村問題には多数出て参りましたので、この際、基本問題という大きな観点からこの審議会を作ることが妥當であらうという意味で、この審議会の発足をいたしたいと存じます。

なお、この中に国会議員を入れないということは、今日いろいろな審議会がございしますが、一応法案に、いずれ議會に再び御審議をいただくものがたくさんございしますので、あえてその前に、国会議員の方の御議論をいただくに、一応学識経験者の審議会を発足して、その後において議會を通じて国会議員の方に審議していただくことが妥當じゃないだろうか、この意味で今回に入れておられます。

今日、政府のいろいろの審議会がございしますが、飼料審議会には国会議員という名義で入れてございします。これは価格を對象として、直ちに議會関係の法案に關係ございせんので、国会議員の方が入つていただくことが妥當だという意味で入つております。いろいろまだ明確には判断、判決はまだで

きませんけれども、一応基本問題でございしますから、農林委員会でも再び御審議をいただく問題が結局出てくるかと存じまして、その前に学識経験者をもつてこの審議会の運営をはかりたい、こういう趣旨で、国会議員の方はこの審議会の中には入れないつもりで実はおります。

○八木幸吉君 国会議員としてではないに、学識経験者としてもお入れになりますか。私は入れぬ方がよいと思ひますが、お入れになりますか。そういうことが一つ。

それから蚕糸業関係の方はわかりませんが、農山漁村の中央審議会とは、どういふ關係になりますか。

○政府委員(松野三三君) 国会議員の方は、ただいまのところ入れないつもりでおります。ただ絶対に入れないか、国会議員としては私はお入りいただかないつもりでおりますけれども、学識経験者として他に求めることができない場合にはその方をお願いする場合がありますけれども、しかし、これがたまたま国会議員であるために、そういう学識経験のある有能な方を排除するという積極的な意味もございせんので、一応国会議員という資格ではお入りいただかないつもりでございします。ただ、学識経験者として他に求めることができないような代表者の方がおられた場合には、国会議員だからあなたに入れませんと、そういう積極的な意見は、私はある程度今日差し控えないと存じますが、国会議員としては入れないつもりでおります。

なお、ただいまのあとの問題は、農林省からお答えをお願いします。

○政府委員(斎藤誠君) 御指摘になり

ました農山漁村中央審議会でございますが、これは具体的には御承知のよう新農村建設事業というのを、昭和三十一年から五カ年計画で進めておるわけです。この内容は御承知のように、全国四千五百の農業地域につきまして約一千万の事業を町村で行なつていくことにいたしております。この審議会におきましては、いわばその実行的な基準、あるいは指針等の審査をいたしておるわけでございます。この事業に伴ういわば中央の審議会になつておるわけでありまして、従つて今回の基本問題調査会とは、固有の業務を持つておりますので一応違つたものでございます。同じような意味で農林省に各種の制度がございますけれども、先ほど事務局長からお答えがありましたように、直接のそれぞれの目的を持った調査会に對しまして、これはもつと基本的な問題を調査したい、こういうことで発足しておるのであります。

○森中守義君 内容そのものは歓迎すべきことですが、今まで二、三の質問もありましたからあえて繰り返しますが、この調査会の編成を総理府にされておるようですが、これが私はどうもちよつと合点がないか、これはどうも理府設置法の第三条に項目が四つありますが、あえて総理府関係に該当するとして、三の「各行政機関の施設及び事務の総合調整」、これにかかつておるのじゃないかと思ひます。しかし問題は農林漁業の基本問題を審議会にかけ、あるいは調査、答申を行おうというならば、むしろこれは農林省のこれこそ基本的な問題じゃないか、こう思ふのです。従つて本来総理府よりも当然農林省、農林大臣がこれを所掌す

るというのが建前ではなからうか、こう思ふのですが、その点について農林省及び総理府のおのおのの理解を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) 総理府設置法の三号、ただいま森中委員のお話みの通りであります。従つて、特に各省に關連のあるもの、いわゆる専管とするにはあまりに關連が多くて、各省に多くの關連を持つておるものは、総理府において各種の委員会をここに設置してあります。本日ただいま審議いただいておる中に税制審議会というものが、所管は大蔵省でございますけれども、その關連が非常に大きな場合には、総理府に実は設置し、事務局を大蔵省あるいは自治庁にいたすという例が今日そうやつておりますので、その運営がどちらでなければいけないという理由はありませんが、一応設置法の目標がそこにあるので、今日までそのような運営をいたしております。

○政府委員(石坂繁君) ただいま松野長官から御答弁申し上げました通りでございますが、なおそれに若干農林省としての考え方を付加いたしますならば、なるほどこの調査会は農林漁業に關する基本問題を調査する会でありまして、事は農林漁業に關してはおりまするけれども、およそ農林漁業というものは、先ほど私も一言いたしました通りに、ひとり農林漁業内部の問題ばかりでなく、国民経済という観点においての農林漁業の地位あるいはその立場、それと關係するところは広くかつ多いのであります。従ひまして、単に農林省内部に設置いたしますよりも、各省、關係各庁ともいろいろな關

連も出て参りますので、これを統括して内閣に設置いたしました方がより適當だという考え方からこういう構想になつたのでございます。

○森中守義君 これは総理府設置法に違反しておるわけでもありませんから、そうむすくしく論議する必要もないのです。ただ答申が出た場合に、答申の扱いはどうなるのですか。つまり総理府で行政行為を主としておやりになるのか、あるいは農林省がこの行政行為をつかさどつていくのか。そういう答申の扱い等がどうもここでははっきりしない。さつき横川君から、頭が二つ、問題が一つじゃないか、こういつた問題が出たようですが、確かにそういう感じがするのです。従つて協議をする、あるいは話し合ひをする、これだけのことであれば総理府でも一向かまわない。しかし調査会が一たん答申をして、もちろんこれは総理大臣に歸属しては行かぬ。総理大臣が農林大臣の方に移していけばさして問題はなんでしょうが、要するに形と実体が少し食い違つてくるような気がするのですが、そういう場合どうなりますか。

○政府委員(松野頼三君) お説のように総理大臣あてに答申が出て参りました、その所管別に各省にそれを配分をいたしまして、そして必要の措置をとる、こういうことになつております。社会保障審議会も、つい先般総理大臣に答申が出まして、厚生省關係としてその法案については厚生省に、税及び大蔵省關係は大蔵大臣に、その部分のあとの担当をお願いしているわけでありまして、答申としては総理大臣あてに出て参ります。

○森中守義君 それからもう一つ、二年間の時限立法ということですが、大体この二年の間にわが国の農林漁業の基本的な政策については、ほぼ百パーセントに近い水準まで実行に移し得る、こういうような構想のもとに二年間という時限立法になつたのですか。それとも二年の間に構想をまとめ上げまして、そのどちらなのでしょう。

○政府委員(松野頼三君) 実は時間的に申しまして、一年でこの答申が出てくるならば非常に期待をいたしてありますが、一年で果してこの大きな、膨大なものが答申が出るかといふことも多少心配がございますので、あと一年を予備的に見て、できるならば一年で答申が出るように運営をやつていきたい。しかし一年間ではこの大きな問題ですから、あるいは多少時間的に間に合わないかもしれないので、その予備的な意味で一年といふのをつけ加えたわけでありまして、その後において私たちの方はその答申をいただいた結果、当然政府としての対処すべき方向をきめなければならぬ、こう考えております。

○政府委員(石坂繁君) 農林省の考え方でありまして、ただいま森中委員の御質問には、二年間に基本的な日本の農林行政の全部がそれで確立するかどうか、こういうようなことであります。たが、これはできるだけすみやかにといふことでありますけれども、二年間のうちに基本的な諸問題に対する結論を得ていただきたい、こういうことであります。松野長官の答申の通りであります。そこでいろいろ、農林行政であります、これは二年間のうちにこの調査会の答申が出るからと申しま

して、農林当局といたしましてはそれまで従来通りのしきたりで、安易なイージー・ゴーイングをやるわけには参らぬのであります。先ほど私が農林白書の反省する五つの赤信号を指摘いたしましたように、あの反省のもとに立ちまして、本年度も生産基盤の拡充のためには、あるいは耕地の整備をやるとか、あるいは治水、灌漑の点を促進するとか、あるいは畑作振興に特に重点を置きまして、ことに畑作振興のために深層地下水の開発等によつてやるとか、その他各般の施策につきましては、それぞれ前年度よりも相当積極的な、数歩進めました予算も御審議を願ひ、またそれに予算を裏づけするところの政策も出しておるわけでありまして、昨年度の農林関係当初予算に比べますと、本年の農林関係の一千六十三億といふのは、まさに五十五億の増加となつておるような状況でございます。これが成立いたしました後に、新年度になりますれば、それぞれの新しい計画をできるだけ進めて参るつもりであります。しかし、その生産基盤の拡充と申しまして、あるいは畑作振興と申しまして、これが単年度でいわゆる百パーセントで上る性質のものばかりでもないであります。それから、かたがたわれわれといたしましては、結論を得れば、また結論を得たことに即応するような方策を立て、それまでは、それまででできるだけの適切な施策を積極的に進めて参る、こういう方針でやつておるわけでありまして、

○森中守義君 先刻八木委員の方から、關連をした幾多の委員会だとかあるいは調査会だとか、これとの關係がどうなるのかといふことに對する松野

長官の御答弁はいささか抽象的であつて、どうもやはり釈然としない。しうして、問題はその農林漁業全体に関する問題を調査、審議していく中に、関連をした幾つかの調査会あるいは委員会等と意見が対立するようになつても多分にあると思う。そういう際に、作

り方は逆にならざるを得ない。片一方の方はとまつてしまふ、これもとまつてしまふ、こういうようなことも全く想像されないことはない。で、そういう場合に他の関連をした調査会なり委員会等との関係はどうなるか。その点を一つもう少し運用上の問題としてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(松野三三) 委員の構成につきまして、そういうことはないうに十分留意いたすつもりでおります。なお委員の中には必要の場合には臨時委員あるいは特別その関連の委員会の合同審議会をやるとか、いろいろの問題も出て参りますから、運用においては十分すべての問題、農林漁業の問題に関連する審議会がたゞさんありますので、運用の際に十分それは留意して参りたい、こう考へております。

○森中守義君 ちよつと松野長官、質問のとらえどころが違ふ。私は人ではない。人はたゞさんおいでになりましようからね。人ではない。つまり政策上の問題として……この委員会では蘭系問題はあまり比重は置かない。ところが片一方の蘭系委員会の方では、それでは困るという事で、意見がまつところから政策論争として対立するような場合があると思ふ。これは私は総合的な基本問題を諮問をし、調査をするところから、ときにはやはり比重の置き方が漁業に中心を置いて

いくとか、あるいは農業に中心を置いていく、林業に中心を置いていく、そういうことが過程では起り得ると思ふ。そういう場合にどういうようなお考へであるか。これを聞いておる。

○政府委員(松野三三) まあ例を引いておられましたが、もちろん蚕糸の委員会は蚕糸専門におやりますから、非常に百パーセント蚕糸問題について、非常な権威があり、しかも一致した御意見が出るかもしれない。この基本問題——基本問題として農林全般として取り扱いますので、蚕糸の委員会、審議会でやられるような議論は、あるいはある場合にはある程度制約されるかもしれない。もちろん蚕糸関係の代表者も入つていただきますし、林業の方ももちろんこの委員会に入つていただきますが、ただその専門の專業の委員と基本問題の委員会において、全然相反する意見は私は断じて出ないと思ひますけれども、ともに日本の農林漁業の所得増進という意味においては、これは少しも差はございませんで、根本的にはもちろん意見の相違はないと思ひますが、ある場合に比重の置き方においては多少は私はニュアンスの違いはこれは出てくるだらう。しかし、それをやるのがより以上農林行政全般の経済推進によりいというのであるならば、おのずからそのある場において調整点が出てくる

と私は考へております。

○森中守義君 そうしますと、各種の諮問委員会等は一応法律によつて保障された委員会です。やはり国会としましては先んじていずれがあらくなる、こつたやうな判断はつき得ない。しかし今松野長官の御説明

を聞きますと、どうもこの基本問題の方を優先権を持つていふような気がする。だからある場合には——なければいいです、いずれも一つの問題を討議するのですから、反対、賛成の意見はあるでしょう。あるでしようけれども、やはり基本問題の方が先行してその他のものがある程度制約を加えるといふようなこともあり得るというやうな御意見のように受け取れる。そうなる、いずれも委員会がそれぞれの任務を持ちながら、しかも法律の保障によつて運営をされておるのに、いささかまつた結果を生じはしないか、こつたやうなことも若干心配になつてくる。その点について他の委員会との調整が——今長官ははしなくも調整という言葉をお使いになりましたが、そういう調整機能はこつたやうな中にもない。こつたやうな調整機能はこつたやうな中にもない。こつたやうな調整機能はこつたやうな中にもない。

○政府委員(松野三三) 各種の委員会の答申はその委員会独自で出されますが、いよいよ対策を立て、これを法案としてあるいは予算として議会に出しますときには、おのずから財政当局の意見及び関係各省の意見の調整の上で予算が成立するということが現実の姿であります。従つて審議会の答申が百パーセントその通り参ることもございまいしうけれども、やはり他に閣議があるとき、財政に閣議があり、他省に閣議があるときには、その省との調整というものはおのずから私は出てくるだらう。こつたやうな意味におきまして、この委員会において蚕糸の審議会が希望通り百パーセントの意見はもちろんで参りますし、最終的にその意見が百パーセント全部出てくる

といふことは、これはこの調査会の内容の運営において、私はおのずから調整があつてしかるべきやなからうか。こつたやうな意味で申し上げたのであつて、すべてが全部ならば、各審議会で出てきたものを全部まとめさせれば百パーセント入つた実意は意見にはなりませんが、しかし農林漁業の基本問題そのものに触れて議論するときには、やはりおのずから基本問題に触れた審議が行われることが、私はより以上農家のためになるのじやなからうか。こつたやうな意味で全然相反した意見は出てこないと思ひますけれども、ある程度の調整的な、調整的な答申が出てくることは、これは基本問題そのものでありますから、私は当然だらうと思つております。

○森中守義君 そつとすると、この基本問題の関係でその他の委員会が制肘を加えられるといふことは、こつたやうなことでせう。

○政府委員(松野三三) 運営において上下の関係及び制肘を加えることはございせん。

○松岡平市君 ちよつと私は関連しますが、これは三十六年三月三十一日までの期限立法です。ところが審議会に三十七年もの事務局組織を持つ、二年間しか存続しない。これは廃止後の計画は新しく設けられるのだからと思ふのだが、それともこれは農林省の職員の仕事であつて、この審議会が二年で廃止された後の職員の整理といひますか、職を失うわけですが、そのことについてはどういふやうな計画になつておるのか。

○政府委員(齋藤誠君) 御指摘のありますが、そのうちすでに従来官房に企画室がございまして、農林漁業に関する各種の企画調査に従事しておる者が二十名含まれておるわけでございます。しかし今回新たにそれ以外の者を増員することにいたしましたわけでございますが、二年間におきます答申の結果、今後行政の組織なりあるいは行政措置なりによりまして、これに應ずるやうなことも当然考へて参らなければならぬかと考へております。従いまして、二年後のことでございますので、今具体的にどういふやうな配置がえをするかといふことは考へておりませんけれども、ただいま申しましたやうなことが当然それに應じて農林省内部において措置すべきであると、かよりに考へておるわけでございます。

○松岡平市君 少くとも相当な職員を何人かは二年間の期限を切つて御採用になる。この大調査会に十分に役に立つといふ人を、何らかの職務を他に持つておる、新しく全員ではないでしうが、何人かはこつたために二年間だけ御採用になる。二年間すればこの調査会にはなくなる。そつとすればこの調査会に役に立つやうな人を、二年間の期限を切つて非常に有用な人を採用し得るといふことは私もちよつとわからぬのです。結局結論は、こつたしてこの二年間でこの調査会が自然に仕事が終わつてやめるときには、そこで御採用された職員だけは宙ぶらりんに浮く。あるいは農林省はそれ何らかの形で当然別なところに吸収をされるかといひますか、その中に繰り込んでいかれるか、こつたに考へておられるのか、これはまさしくこつた二年間だけとい

常に多い問題を調査するという意味で、やはり総理府設置法の条文の中に

ありますように、非常に調整が必要だ
というような問題を含んでいるとい
う意味で、総理府に設置することが妥
当であると考えて今回出したわけで、農
林省の所管事項の専管でございますか
ら、農林省でやったとしても、これは
あえて何ら組織法に違反はいたしてお
りませんが、審議の内容の事柄そのもの
が相当税の問題とか、あるいは輸出
入の問題とか、いろいろに触れる点が
多々あるという内容を含んでおります
ので、総理府に設置したわけで、必ずし
も総理府でなければいけないんだ、ど

こに法文があるんだ、そういう明確な運営を今日まではいたしておりませんが、おのずからその調査会の審議内容の範囲と影響によつて、農林省だけでやるよりも、いずれ他省に關係が非常に深い問題ならば総理府に置いて、その調査会そのものにおいて十分各省關係と連絡調整をする必要があろうという意味で、総理府の設置法に基いた運営をいたす意味で基本問題調査会を総理府に設置したわけであります。

○矢嶋三義君　私は総理府に設置したことに異議を唱えているものではないのです。

それから次にお尋ねすることは、庶務を総理府で処理するのと、各省庁で処理するのとありますね、これはどういふふうに区別されるのですか。

○政府委員(松野頼三君) 総理府で無理いたしておりますものは、おのずから各省に深い関連性がややもすれば強い、もちろんその事柄は深い関連があります、観光事業というよりなものの、これに一応内閣で運用しましては、これは一応内閣で運用

營をいたし、そつして運輸省の観光局で取り扱つてゐるといふふうに、おの

すから非常に極の深さという——これは別に内容じやありませんけれども、行政上において根の深いというものについては各省にその事務局を設けております。税制あたりになりますと、これは大蔵省が非常にその機構と組織が完備しておりますので、大蔵省を事務局として使うことも妥当であらう。そういう場合に各省の行政の組織というものについて、これは大体見当をつけて、事務局というものを置か置かなないかというときの判断にしております。

○矢嶋三義君　時間がないから例をあげて言いませんがね。そうすると、総理府、お宅で庶務しているのがあるの、非常に密接な関係がある。その省庁に庶務をとらしてもよさそうだと思うの、お宅でとつているところがあるし、そういうところが僕はどうも整理しなきゃならぬと思つてゐるのですがね。それでちよつと伺つたのだが、答弁は私満足するような答弁じゃござい

ません。
それから次に何う点は、具体的に伺いますかね。内閣提出の法律案の経緯

企画庁の設置法の一部改正法律案で九州地方開発促進法が出ましたね。その後与党さんの議員立法で、総理府付属機関として単独立法が出ましたね。こ

の場合は政府と与党の立場は違つておつたわけですが、こういうのがやはり総理府付属機関として出るといふのは、やはりクラスが上つたといふような、こういう見解に立つておられるのではないかと思うのですが、こういう

ところはどういうふうに御説明なさるのですか。

○政府委員(松野精三) 議員立法で出しましたもので、私の方に特に意見を求められたこともございません。企画庁に置くか、総理府に置くかという問題が実はありましたが、企画庁の方がよつておりますが、東北開発審議会が、東北官庁に設置されておりますので、企画庁に設置することが慣例上運営がよろしいという考えを持つておりましたが、与党の方々が総理府の方が自分たちは運営がよろしい、こういう意味で総理府に審議会の

設置ができてまして、あえてどちらでなければならぬというわけでもございませぬし。しかしそういう御希望があるり、またそういう方が運営がよろしいのだという御判断の上でなされたことで、私の方も実はどうだと言われますと、どちらの方がいいと——一応東北を考へて参りますと、東北と同じ運営をしていただいた方が運営がいいのではないかと、こういう考へを持つておりました、議会の方で総理府に置く

と、こういう御趣旨でしたから、その御趣旨をそんたくしただけで、特に私に当たらない。實に實問されましても、どちら

がいいという断定的なものは、私どもの考えとしてまだ出ておりません。

○委員長(永岡光治君) 速記をちよつととめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長（永岡光治君） 速記をつけ
て。
○矢嶋三義君 事務総長、来ています
か。事務次長は……。今後のこともあ
るわけですがね。こういう法律を内閣

委員会に付託するのはどういふ理由で
すか。もしこれを内閣委員会に行政機
関の一郭に託して付託するならば、九

州地方開発促進法なんかを建設委員会に付託するのは筋が通らぬと思うので、すかね。機構とはいう立場から言えば、内容的にこれはほとんど農林省関係で、たとえ九州地方開発促進法、ああいうのを建設委員会に付託するのなら、これは何も農水委員会に付託してよからうし、これは従來の慣例は、こういうものを機構の問題として行政機構担当の内閣委員会に付託するのならば、総理府の付属機関としてできる九州地方開発促進法もこちらに付託し

なくちゃならぬ。この付託権は、諮問機関の議を経て議長の権限で付託するわけですが、あなたは次長だけけれども、総長の代理で、国会の役員であり、議長を補佐する責任と権利があるわけですから、どういふ見解に立っているのか、この際承わつておきたいと思ひます。

○参事(宮坂完章君) 十分の御経験のある矢嶋先生に申し上げるまでもないこととありますが、行政機構一本だけ

の法案でございますれば、それに重点を置きまして、参議院規則第七十四条の内閣委員会の(二)の国家行政組織に關

する事項、これに該当をいたしますので、そこに付託する、これは例外がございます。しかし、行政機構と他の問題とともに起案されておる法律案に

つきましては、その重点の置きどころによつて種々なる考え方が出て参りまして、これはそのつど議院運営の理事会にお諮りいたしまして、その重点によつてあるいは当該のその事項に重点がある場合にはそこに入れますが、

また行政組織の方が他の部分に比較して重要性がありますれば、これは内閣委員会に付託いたしません。

うな取扱ひをやつております。

○矢嶋三義君　総理府総務長官と並ぶに事務次長に私ちよつと意見をいいますから、これを聞いて今後善処してもらふとともに、意見も答弁として答へておきたいと思う。

ます、総理府総務長官にですが、私はこの総理府設置法の法の運用には、今後根本的に再検討をする必要があるのじゃないかと思うのですがね、その意味で一問、二問を免したわけですが、そうして総理府の長は内閣総理大臣と

を総理府で扱うということであれば、これは総理府総務長官を大臣にするか、副総理をおかなければ私は無理なところだと思います。たとえば独禁法が出てきたところでも、それからいろいろ問題もあなたのところでも、これは国会の審議とも関連するのだが、内閣委員会が国家の行政機構といふ立場から限度があると思うのですね。内容的にはこの問題は農林委員会でも

分審議しなきやならぬ問題だ、独禁法
 だったら商工委員会でやらなくちやな
 らぬ、九州開発促進法が出れば、機

としてはここに付託して、そうして内容的には最も関係あるあるいは商工業か、あるいは運輸とかで審議するとうり、こういう行政府と立法府の統一と

る再検討をしなければ今のままではいけないと思うのだ。だから国会議員としての事務総長にたいしは、国会法の改正等で、たとえばこうう法案は機構として機構を所管するのは、行政府の行政機構を全般的

眺める意味で内閣委員会に付託することとはよろしいです。と同時に、こういう庶務も農林省で処理することになるんですが、こういうあれならば、一つの例として、たとえば農林委員会と連合審査をしなければならぬという義務規定を僕は設けるべきだと思ふ。そうでなければほんとうの審議はできません。また政府側の答弁も、国家行政機構の全般として総理府総務長官が、あるいは今国務大臣が任用できるようになっているんですが、あなた国務大臣になつていまして、副総理になれば担当するかもしれません。そういう人が国家行政機構の立場から述べるのはよろしい、ただ限度があると思ふ。内容的にはどうしてもこれは当該委員会に所管省庁が相当な責任を持つておるような形の態勢を行政府も立法府も作らなければ、僕は十全を期せない、こういうふうにいるのですが、こういう点は聞いておいて善処してもらいたいことも、今どういふ御見解を持つておるか、ごく簡単に一分程度で言つて下さい。

○政府委員(松野頼三君) お説のように、総理府には各省の意見の対立のあるもの、あるいは多少他省に關連のあるものはみんな総理府にとちからという最近集中する傾向がありまして、事務能力、そのスタッフがそのために非常に混乱することもございます。従つてある程度行政の複雑化といふものも、やはりある時期には変えないと、このままで参りますれば、おそろしく入り切れないぐらゐの事務がふえるのじゃないか、こう考へております。

○参事(宮坂完孝君) お説のように、連合審査会の運用によりまして、これらの点について両委員会の共同の御研究に待つて善処することはしばしば議運の委員会でも論じられて、またそういうふうな御決定もあつたことがしばしばございまして、今後この問題について十分研究するようにお伝え申し上げたいと思ひます。

○八木幸吉君 委員長三分間だけ……。先ほどの松岡委員の質問に關連してあります。この調査会の設置に約二千万円金がかかる。ところが総理府の方では百数十万円しか予算が出ていなくて、農林省に大部分出ている。この予算の組み方はおかしいと思ふのですが、どうかわかるように一つ説明して下さい。

○政府委員(松野頼三君) この調査会の運営費だけでありまして、委員の方の会議費及びそれに對する諸手当だけが総理府の予算に入つておりまして、私の方には特別に人件費とか調査費といふものは入つておりません。この調査会の運営だけの費用でございまして、八木幸吉君 それはどういふわけですか、おかしい。

○政府委員(松野頼三君) 調査會對する運営費だけで、事務局は農林省でございまして、農林省予算の中にそれを組み入れたわけ、百三十万がその会の運営費であります。

○千葉信君 私は大体皆さんの質問できよりは質問すまいと思つておりました。が、どうも先刻来の質疑応答の中からはどうもまだだしておかなければならぬ問題が出てきたようですから、若干の時間お許しを願ひたいと思ひます。

○参事(宮坂完孝君) お説のように、連合審査会の運用によりまして、これらの点について両委員会の共同の御研究に待つて善処することはしばしば議運の委員会でも論じられて、またそういうふうな御決定もあつたことがしばしばございまして、今後この問題について十分研究するようにお伝え申し上げたいと思ひます。

○八木幸吉君 委員長三分間だけ……。先ほどの松岡委員の質問に關連してあります。この調査会の設置に約二千万円金がかかる。ところが総理府の方では百数十万円しか予算が出ていなくて、農林省に大部分出ている。この予算の組み方はおかしいと思ふのですが、どうかわかるように一つ説明して下さい。

○政府委員(松野頼三君) この調査会の運営費だけでありまして、委員の方の会議費及びそれに對する諸手当だけが総理府の予算に入つておりまして、私の方には特別に人件費とか調査費といふものは入つておりません。この調査会の運営だけの費用でございまして、八木幸吉君 それはどういふわけですか、おかしい。

○政府委員(松野頼三君) 調査會對する運営費だけで、事務局は農林省でございまして、農林省予算の中にそれを組み入れたわけ、百三十万がその会の運営費であります。

○千葉信君 私は大体皆さんの質問できよりは質問すまいと思つておりました。が、どうも先刻来の質疑応答の中からはどうもまだだしておかなければならぬ問題が出てきたようですから、若干の時間お許しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) お説のように、総理府には各省の意見の対立のあるもの、あるいは多少他省に關連のあるものはみんな総理府にとちからという最近集中する傾向がありまして、事務能力、そのスタッフがそのために非常に混乱することもございます。従つてある程度行政の複雑化といふものも、やはりある時期には変えないと、このままで参りますれば、おそろしく入り切れないぐらゐの事務がふえるのじゃないか、こう考へております。

○参事(宮坂完孝君) お説のように、連合審査会の運用によりまして、これらの点について両委員会の共同の御研究に待つて善処することはしばしば議運の委員会でも論じられて、またそういうふうな御決定もあつたことがしばしばございまして、今後この問題について十分研究するようにお伝え申し上げたいと思ひます。

○八木幸吉君 委員長三分間だけ……。先ほどの松岡委員の質問に關連してあります。この調査会の設置に約二千万円金がかかる。ところが総理府の方では百数十万円しか予算が出ていなくて、農林省に大部分出ている。この予算の組み方はおかしいと思ふのですが、どうかわかるように一つ説明して下さい。

○政府委員(松野頼三君) この調査会の運営費だけでありまして、委員の方の会議費及びそれに對する諸手当だけが総理府の予算に入つておりまして、私の方には特別に人件費とか調査費といふものは入つておりません。この調査会の運営だけの費用でございまして、八木幸吉君 それはどういふわけですか、おかしい。

○政府委員(松野頼三君) 調査會對する運営費だけで、事務局は農林省でございまして、農林省予算の中にそれを組み入れたわけ、百三十万がその会の運営費であります。

○千葉信君 私は大体皆さんの質問できよりは質問すまいと思つておりました。が、どうも先刻来の質疑応答の中からはどうもまだだしておかなければならぬ問題が出てきたようですから、若干の時間お許しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) お説のように、総理府には各省の意見の対立のあるもの、あるいは多少他省に關連のあるものはみんな総理府にとちからという最近集中する傾向がありまして、事務能力、そのスタッフがそのために非常に混乱することもございます。従つてある程度行政の複雑化といふものも、やはりある時期には変えないと、このままで参りますれば、おそろしく入り切れないぐらゐの事務がふえるのじゃないか、こう考へております。

○参事(宮坂完孝君) お説のように、連合審査会の運用によりまして、これらの点について両委員会の共同の御研究に待つて善処することはしばしば議運の委員会でも論じられて、またそういうふうな御決定もあつたことがしばしばございまして、今後この問題について十分研究するようにお伝え申し上げたいと思ひます。

○八木幸吉君 委員長三分間だけ……。先ほどの松岡委員の質問に關連してあります。この調査会の設置に約二千万円金がかかる。ところが総理府の方では百数十万円しか予算が出ていなくて、農林省に大部分出ている。この予算の組み方はおかしいと思ふのですが、どうかわかるように一つ説明して下さい。

○政府委員(松野頼三君) この調査会の運営費だけでありまして、委員の方の会議費及びそれに對する諸手当だけが総理府の予算に入つておりまして、私の方には特別に人件費とか調査費といふものは入つておりません。この調査会の運営だけの費用でございまして、八木幸吉君 それはどういふわけですか、おかしい。

○政府委員(松野頼三君) 調査會對する運営費だけで、事務局は農林省でございまして、農林省予算の中にそれを組み入れたわけ、百三十万がその会の運営費であります。

○千葉信君 私は大体皆さんの質問できよりは質問すまいと思つておりました。が、どうも先刻来の質疑応答の中からはどうもまだだしておかなければならぬ問題が出てきたようですから、若干の時間お許しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) お説のように、総理府には各省の意見の対立のあるもの、あるいは多少他省に關連のあるものはみんな総理府にとちからという最近集中する傾向がありまして、事務能力、そのスタッフがそのために非常に混乱することもございます。従つてある程度行政の複雑化といふものも、やはりある時期には変えないと、このままで参りますれば、おそろしく入り切れないぐらゐの事務がふえるのじゃないか、こう考へております。

○参事(宮坂完孝君) お説のように、連合審査会の運用によりまして、これらの点について両委員会の共同の御研究に待つて善処することはしばしば議運の委員会でも論じられて、またそういうふうな御決定もあつたことがしばしばございまして、今後この問題について十分研究するようにお伝え申し上げたいと思ひます。

○八木幸吉君 委員長三分間だけ……。先ほどの松岡委員の質問に關連してあります。この調査会の設置に約二千万円金がかかる。ところが総理府の方では百数十万円しか予算が出ていなくて、農林省に大部分出ている。この予算の組み方はおかしいと思ふのですが、どうかわかるように一つ説明して下さい。

○政府委員(松野頼三君) この調査会の運営費だけでありまして、委員の方の会議費及びそれに對する諸手当だけが総理府の予算に入つておりまして、私の方には特別に人件費とか調査費といふものは入つておりません。この調査会の運営だけの費用でございまして、八木幸吉君 それはどういふわけですか、おかしい。

○政府委員(松野頼三君) 調査會對する運営費だけで、事務局は農林省でございまして、農林省予算の中にそれを組み入れたわけ、百三十万がその会の運営費であります。

○千葉信君 私は大体皆さんの質問できよりは質問すまいと思つておりました。が、どうも先刻来の質疑応答の中からはどうもまだだしておかなければならぬ問題が出てきたようですから、若干の時間お許しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) お説のように、総理府には各省の意見の対立のあるもの、あるいは多少他省に關連のあるものはみんな総理府にとちからという最近集中する傾向がありまして、事務能力、そのスタッフがそのために非常に混乱することもございます。従つてある程度行政の複雑化といふものも、やはりある時期には変えないと、このままで参りますれば、おそろしく入り切れないぐらゐの事務がふえるのじゃないか、こう考へております。

策及び事務の総合調整」という言葉が入っておりますのは、各省にもしこれを設置いたしますならば、当然設置法の大きな疑義が出て参ります。ただ総理府だけはそういう意味においては、ある場合においてはそういうものを認めるという条項が、この設置法の第三条の趣旨にやなかりかと存じますので、これが各省の連絡調整の意味だと思ふ。もしこれが外務省その他各省にやりましたならば、おそらく千葉委員のおっしゃるような、行政に對して非常に大きな系乱だといふおしかりもいただきます。総理府は、その程度その意味におきましては、そういうものが総理府だといふ幅広い意味で、総理府の設置法といふのができてくるのじやなかりか、こういう意味で総理府だけは、そういう系乱といふのはおかしいですが、そういう総合調整の趣旨で、こういうものの運営を総理府に、逆に言うならば持つてこられるという、逆の立場から言うならば、私は総理府の設置法はその趣旨を認めて、こう考へております。

○千葉信君 私は今の総務長官の意見は、総理府設置法に關する限りは、その通りでいいと思ふのです。ただし、今この場合は、その総理府設置法に基いて、総理府の所管に屬する事項、各省に屬する事項、調整の要する事項、その事項を取り扱う調査会ですか、従つてこれは総理府に設置されるのが當然です。従つて設置法の命ずるところに従えば、その事務機関も當然これは総理府内に、総理府設置法に基いてその事務機関が設置されなければならぬ。よそへ持つていくから私はおかしい。だからこの第八條の「調査会

の庶務は、農林大臣官房において処理する。」とか何とかいって、そのうちの方に事務機関を置くといふことは、総理府設置法、農林省設置法の違反だと私は、こういうふうに思ひます。この点はいかがですか。

○政府委員(松野三三) 総理府設置法の違反だとは、私は実は事直に考へておりません。ただいまの条項は、あえて再び繰り返すものではありませんが、農林省設置法の方はちよつと私は即答はいたしかねますけれども、総理府設置法の趣旨から申しますと、やはり運営上他省にまたがる議案は審議いたしますけれども、その問題そのものは、農林省関係といふものが非常に多いことは間違ひございませんので、事務局を総理府に置けばこれにこしたことはございませんが、一応連絡調整の意味で、事務局は農林省に置いて、連絡調整を私の方でやる、こういう考えで、私は申して明瞭に——これが明確だとは申しませんが、設置法の趣旨から言つて差支つかえなかり、こう考へております。

○千葉信君 問題が發展して、今度は連絡調整という行政行為の問題に發展してきておられますが、その連絡調整といふ総理府の任務といふことは、これは當然総理府の権限としてなすべき事項です。しかし今回設置されるこの調査会なるものは、これは行政機関ではないのですから、これはあくまでも諸問題から、この調査会自体は、一切の連絡調整などという事項は扱つてはいかぬのです。そんなことをすれば、これは明らかに設置法違反になりますから、ですからそれは総理府でやる行政事務の中には入つてゐるけれども、今回のこの調査会そのものとは全然切り離して考へる。従つて切り離して考へれば、なおさらそういう連絡調整等の行為を許さない事務機関を農林省の中へ置いたら、仕事に支障を生ずるし、設置法にも違反するといふ事態になるわけですから、この点いかがですか。

○政府委員(松野三三) この調査会の運営及び諮問は、連絡調整という意味で諮問をいたすので、農林大臣所管の事項といへば、当然この調査会に諮問いたしますので、諮問は連絡調整といふ立場で、農林省所管以外の問題についても諮問をいたすことになるかと存じますので、その意味においてこの連絡調整といふ意味で総理府に置くといふように、この提案は考へております。

も、今回のこの調査会そのものとは全然切り離して考へる。従つて切り離して考へれば、なおさらそういう連絡調整等の行為を許さない事務機関を農林省の中へ置いたら、仕事に支障を生ずるし、設置法にも違反するといふ事態になるわけですから、この点いかがですか。

○政府委員(松野三三) この調査会の運営及び諮問は、連絡調整という意味で諮問をいたすので、農林大臣所管の事項といへば、当然この調査会に諮問いたしますので、諮問は連絡調整といふ立場で、農林省所管以外の問題についても諮問をいたすことになるかと存じますので、その意味においてこの連絡調整といふ意味で総理府に置くといふように、この提案は考へております。

○千葉信君 私は、少し総務長官は勘違いをしておられるのじやないかと思ひます。連絡調整という行政行為は総理府設置法に基いて、各省間の行政事務に對して連絡調整の権限が総理府には与えられております。いいですか。

しかし諮問機関であるところの調査会には、連絡調整等の行政行為は許されておらないのです。これはちゃんと国家行政組織法第八條に明記されておりますから、諮問機関ですから、従つてそういう連絡調整の行為を行うことのできない調査会の事務局が農林省といふ一つの省にあるといふことは、総理府設置法に基いて総理府の持つてゐる権限の中で行政業務の場合、総理府の中にある場合には、その行為は総理府の所管事項としては認められる、調査会の仕事として認められるのじやなくて、総理府の行政行為として法律に規定されてゐる。ここではその権限がないわけですから、もしここにあらうとしたら、これはもうはつきり行政組織法に違反するわけですから、従つてですね、そういうその事務局はどうしてもこれは総理府に設ける以外に、筋道の立つた規定通りの設置はできないといふのが私の意見なんです。どうですか、その点。

○政府委員(吉田信邦) ただいまの問題、私も長年この問題を取り扱つておりました、いろいろ考へて参つたところでございます。実際表面からみると、いろいろ問題の多いところでございます。先ほど総務長官からお話ございましたように、現実問題として、政府の施策の中で総合調整を要する仕事は非常に多々ございまして、そのうちまた審議会といふようなものに諮問しなければならぬ問題には、とかくそういう各省にまたがる事項が多いわけでございます。従ひまして、そういう意味で、その問題を各省に設置するとすれば、他の省との関係でいろいろ疑問が出てくるというような点から、総理府に設置するといふことになりました。同時に総理府自体の事務局といたしましては、人数もそう大ぜいございませぬし、また生起するやうな問題について、それぞれの専門家の方も非常に少いわけでございます。そういうやうな意味から、便宜上は、事務に關係の深い方にお願ひするといふことが必要になつて参るといふのが一つの事情でございます。その場合、今申されました総合調整との關係につきましましては、総合調整を要する事項につきましましては、私どもの方で、総理府で扱つております。そうして、庶務

務といひましたし、総理府と相談しながら、いわゆる庶務といふ立場において、會議の開催をお知らせしたり、あるいはまた、予算の要求をいたしたり、あるいはまたこの問題につきましましては、農林省に關するいろいろな調査その他の資料を提出するといふやうな庶務をやらねばならぬので、この場合、この審議会に對して諮問を出されるのは、総理大臣が出されるわけであり、その総理大臣が出される諮問をどういふふうにするかといふことにつきましましては、総理府で各省を呼びまして、その意見を総合調整した上で、総理大臣の諮問として諮問をいたし、そのうちで総合調整を要する事項につきましましては、私どもの方で調整して答へをする。また答申が出ました場合には、それを総理大臣が受理いたしました。そしてそれを各省でどういふふうにするかといふことについては、また私どもの方で調整をいたし、そういうやうな形になつております。

それで、この庶務といふ言葉でございますが、これは事務局が全部その主務官庁に移つたといふ意味では必ずしもないといふことは考へております。それは一般的にいへば、會計、予算などか、文書の往復だとか、そういうやうなことに限つては、そういう庶務を農林省にお願いいたしますが、総理大臣の諮問に關する総合調整的な仕事は、これは総理府であくまでもいたして参るつもりでございます。

○矢嶋三三君 ちよつとそれに関連して、松野さんは所管政府委員ですから

何っておきたいんですが、今の説明を承わって、たとえこれからは、国民年金制度は画期的な制度ですが、これだつて大蔵、労働、厚生等関係があるわけ、この国民年金審議会は、厚生大臣の諮問に答えるよりは、総理大臣の諮問に答える形の方が適当じゃないかと思うのであります。これは、どうして総理府のあなたの方に持つていかなかったのですか。

○政府委員(松野頼三君) 社会保障制度審議会の答申が総理大臣に出まして、この中に国民年金の問題が入りまして、その答申を受けて、その一応の結論が出ましたので、法案にするために厚生省に出したわけでございます。この法案の運営上の問題が今度の審議会じゃなからうかと存じます。従つて、一応総理府に設置いたしました社会保障制度審議会のときには、各省にまたがり、広範でありましたから、総理府に設置いたしました。それが、いずれ答申が出て、そして厚生省所管にこれを移し、その法律の運営そのものになりましたので、これは厚生省が妥当であらう、こういう意味で社会保障制度の最初の基本的調査の場合には、総理府に実は設置いたしました。その意味で各省に別がついたものは、各省に移管することが妥当である、それがつかなくて、まだ総合調整の段階で総理府に今日なおあるものが、実はたくさんございまして。

○千葉信君 総務長官、国家行政組織法は、各省の所管事項、各省の権限を明確に境界を設けなければならぬという規定が第二条にあります。これは、ここで読んでみるまでもなく、総務長

官御承知と思うのです。「内閣の統制の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、」とありまして、明確に権限なり仕事の範囲をきめるということになつておる。その精神に基いて、いかなる行政機関といえども、この精神のもとに設置されなければならぬ。ところが、連絡調整の問題は、私は一応あなたの方の答弁で了承いたします。この連絡調整の關係はこの調査会とは關係なしに、総理府設置法の所管事項として各省間の連絡調整をはかる、これは当然ですから、そこまではいいのですが、しかしそれならば、なおさら、なぜその庶務なり事務局なりを農林省に置いたか、設置法によれば、これは当然、そういう連絡調整を要する仕事を分担するところだから、農林省に置いてはいかぬ、貿易に關係することがあつても、これは通産省にも置けない。だから、各省間の連絡調整をはかる、他の部に属せざる事項をやるところの総理府に置いた。その総理府に置いた調査会の關係の事務機關をなぜ農林省に置いたか、なぜ農林省に置かなければならぬのか。その理由をはつきりここでわかるように答弁していただきたい。

○政府委員(松野頼三君) なかなかはつきりした答弁があるいはできないかもわかりませんが、しかし、千葉委員も御承知のごとく、この問題を取り上げますと、非常に答弁に苦労いたしました。行政機関そのものにも、各省設置法を読んでみますと、まだまだ調整を要するところがたくさんあるだろうと思ひます。それはいづれ伝統と今までのいきさつがある、そのために行政機構の改革という問題が常にうしろに

あるのは、そういうようなことがたくさんあるように私は感じます。ことに、総理府に先般設置されました早々でございますので、総理府だけ明確にいたしましたも、各省の調整がなければ、これもまた明確ではございませぬので、ただいまおつちやつたような国家行政組織法のその趣旨に沿つて、なるべく行政機構といふものを単純化し、あるいは明確にすることは、毎年、どの政府もこれは必要だと考えながらやつておりますが、なかなかまだその段階に至つておりません。しかし、その精神は今回総理府設置法になべく明確にいたしましたので、まだそこまで至つておりませんでなかなか苦しいのですけれども、どうぞ今回の場合は一つこれで御了承願つて、次の場合に……。

○委員長(永岡光治君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(永岡光治君) 速記を起して下さい。
○政府委員(松野頼三君) ただいまの御指摘は、過去におきましてまた今後におきましても、相当明確にすべき点がございますので、すでに予算も計上いたしておりますので、この国会はこれをもちて御了承いただきまして、今後の問題として十分誠意をもつて検討いたしますので、今回は、この国会はこれでぜひ御了承いただきたいと思ひます。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、これにて本案の質疑は終局することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○八木幸吉君 私はただいま議題になりました農林漁業基本問題調査会設置法案に反対をいたします。
その理由は、第一に、これと同種の審議会等が農林省に相当たくさんございまして、すでに農林省には三十四の審議会がございまして、定員は七百三十三名、公務員がそのうち二百二十三名で、学識経験者が三百八十八名、欠員百二十名であります。農林漁業の基本問題をこの調査会で審議するということになつておりますけれども、先ほどの質疑応答を伺つておりますと、この調査会で審議するといふような問題についても、すでにこれに關する審議会が相当できております。先ほど政務次官も、調査事項としてたとえば灌漑排水の問題、あるいは畑作振興の問題といふふうなことをおつちやいましたけれども、これらの問題の審議会はすでにできておるのであります。地域的に申しますと、たとえば急傾斜地帯農業振興対策審議会、海岸砂地帯農業改良促進対策審議会、海産物地帯農業振興対策審議会、畑地農業改良促進対策審議会、かんがい排水審議会、積雪寒冷地帯振興対策審議会といふたようなものがあります。それから中央の問題といたしましては、農山漁村振興対策中央審議会、輸出の問題については、たとえば輸出水産物振興審議会、いろいろあるわけでありまして、製品の方の問題からいへば、農林物資規格調査会あるいは技術の方で

は、農林水産技術会議といつたようなものがあるのです。
そこで問題は、つまりかような審議会を十分活用されまして、そして農林当局がこれをいかに実行するかという点に真剣にお取り組みになれば、かような百名名の委員を擁して、屋上屋を架するようなこの種の審議会は必要でないと思ひます。先ほど総務長官は、たとえば蚕糸の問題にしても、蚕糸業振興審議会あるいは繭糸価格安定審議会があるけれども、もう少し高い見地でこの審議会を検討するのだ、こういうお話がございましたが、高い見地といふことからいへば、たとえば繭糸の支持価格制度を今でも支持されておりますが、昨年が戦後初めてという最低の生糸の輸出しかでなかつたといふことは、この支持価格の制度があるからだ。だからこういうものをやめてもらいたいといふのが実は通産省からの要望であつたと伺つておるわけでありまして、でありますから、これを国の産業の方からいへば、基本問題ならばさらに産業全体の審議会を作らなければ、国策としてのこの問題のあり方はきめられぬといふふうなことであつて、要は、政府が行政機関としてどういふ対策を立てて実行するか、ことに今政党内閣でありますから、政党がこういった問題を基本的調査をする、そしてこれを政府に実行させるということであれば、あえてかような審議会を作る必要はないわけでありまして、それがために、と申しますか、私は反対でありますけれども、すでに一億七千二百万円という立

は、農林水産技術会議といつたようなものがあるのです。
そこで問題は、つまりかような審議会を十分活用されまして、そして農林当局がこれをいかに実行するかという点に真剣にお取り組みになれば、かような百名名の委員を擁して、屋上屋を架するようなこの種の審議会は必要でないと思ひます。先ほど総務長官は、たとえば蚕糸の問題にしても、蚕糸業振興審議会あるいは繭糸価格安定審議会があるけれども、もう少し高い見地でこの審議会を検討するのだ、こういうお話がございましたが、高い見地といふことからいへば、たとえば繭糸の支持価格制度を今でも支持されておりますが、昨年が戦後初めてという最低の生糸の輸出しかでなかつたといふことは、この支持価格の制度があるからだ。だからこういうものをやめてもらいたいといふのが実は通産省からの要望であつたと伺つておるわけでありまして、でありますから、これを国の産業の方からいへば、基本問題ならばさらに産業全体の審議会を作らなければ、国策としてのこの問題のあり方はきめられぬといふふうなことであつて、要は、政府が行政機関としてどういふ対策を立てて実行するか、ことに今政党内閣でありますから、政党がこういった問題を基本的調査をする、そしてこれを政府に実行させるということであれば、あえてかような審議会を作る必要はないわけでありまして、それがために、と申しますか、私は反対でありますけれども、すでに一億七千二百万円という立

法事務費というもので、政府から政

党に与えておるわけであり、また、

かような問題は、審議会を作らな

く、要は政府がこれに対して慎重に

取り組む。でありますから、こうい

うのは、われわれから言えは一つ

のセス、チュアでなければ自信の喪失に出た

のだと、こういふ批評もできるわけ

であります。さらに今の審議の過程にお

きまして、いろいろ問題があらまし

たけれども、つまり農林省の企画室に二

十人今定員があられるのであります

が、その二十人が全部この基本問題調

置法案は、多数をもつて原案通り可決

すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の

作成につきましては、慣例により、委

員長に御一任願いたいと存じますが、

御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと

認め、さよう取り計らいます。

○委員長(永岡光治君) 次に、厚生省

設置法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

これより本案の質疑に入ります。政

府側の出席は、池田厚生政務次官、森

本官房長、小澤医務局長、高田児童局

長、ほか説明員数名見えております。

御質疑のおありの方は、順次御発言を

願います。

○矢嶋三義君 私は、自治庁並びに行

政管理庁の政府委員の出席も要請して

あるんですが、どなたが御出席になつ

ていますでしょうか、お伺いします。ど

なたがお見えになつていらっしゃるん

ですか。

○委員長(永岡光治君) 自治庁は、後

藤田自治庁官房長、岸行政局行政課

長、それから山口行政管理局長。

○矢嶋三義君 時間がなから簡単に

若干伺つて参ります。

まずこの法律案は、問題点が少く

で、珍しく大へんけつこうな法律案

で、年金局の設置にいたしまして、別

行政審議会の答申に基いたもので、別

にこれらに対して質疑はいたしません

で、医療制度調査会、これもま

とに時宜に適したけつこうなものだ

と思ひます。ただ、この点については要

望申し上げておきますが、全国のお医

者さんの医師会あたりの圧力によつて

よろめかないで、医療制度調査会の所

期の目的を達するように、特に私は要

望申し上げておきます。

なお、国民年金審議会については、

先ほどもちよつと触れましたが、一応

発足したので、厚生省でよろしいとい

うような見解もあれば成り立つかと思

うのですが、これも任期は二カ年と限

定しているわけですね。いよいよこの

十一月から一部発足するといひえ、ま

だまだレールに乗つているとは考えら

れません。あらゆる角度から、従つて

国の大きな画期的な政策をこれから推

進するといふ立場から、私ならば、他

の経緯からいって、やはり先ほどの法

案のように、総理府設置法の中に単独

法として出して、そうして職務を専門

の厚生省で所管していくという形が

すつきりするのではないかと、こう感

ずるのですが、この点、ちよつと厚生

省の方は遠慮なさり過ぎたのじゃない

かというふうな感じがするのですが、ど

ういう見解をもつていますか、これを

承わつておきます。

○政府委員(池田清志君) ただいまの

お尋ねでございますが、国民年金の審議

会の問題でございますが、この審議会に

つきましては、任期、期限というのを

つけておりませんわけでございます。

国民年金法を成立させていただきます

というところ、それを施行いたしますわ

けであります。その法律の施行につ

きまして、円満なる進み方ができます

ようにという意味合いにおきまして

で、この審議会を設けている次第であ

ります。

なおまた、国民年金制度全体につき

まして大きな問題とか、あるいは各省

の関連の事項等ありました場合に

ましては、それは御承知のように内閣

にありまします社会保障制度審議会にお

諮りをいたしまして、御答申をいた

くことにいたしております。

○矢嶋三義君 この法文には出ていま

せんが、国民年金審議会というものは、

大体二カ年程度を目途にしているのだ

というふうなことを聞くわけですが、

〔委員長退席、理事千葉信君着席〕

そういうこともなくて、恒久的にす

と置かれるというお考えですか。

○政府委員(池田清志君) 今のお尋ね

は、国民年金の審議会のお話でありま

すが、それにつきましては、期限をつ

けておりませんのでございします。

○矢嶋三義君 了解いたしました。

そこで、年金局を新設したわけが

が、初めてのことであります、相当の

私は定員を要すると思ひますが、この

新設に当つて、厚生省では、調達庁の

方から百名程度受け入れられるという

ことが、関係機関の間で話し合われて

いるということですが、その経過はど

うなつていのか、明確にお答え願

ひたい。

○政府委員(森本潔君) 国民年金の仕

事につきまして、本省で六十名、それ

から地方で千七百四十名の増員をいた

すことになりました。一方、調達庁にお

かれますのは、定員の整理等で減少が

ございします。従ひまして、両省話し合

いをいたしまして、調達庁で定員減に

なりまします。百名程度を年金関係の

事務に配置がえをする、こういふよう

に話し合ひをいたしております。両省

におきまして百名程度の配置がえをす

る方針で話し合ひをいたしております。

○矢嶋三義君 防衛方はどなたが出席

されておりますか。防衛庁長官の出席

を要請したのですが、おいでになつて

いないんです。だれがお見えになつて

おりますか。

○理事(千葉信君) 防衛庁長官も、防

衛政務次官も、今、行方不明だそう

です。連絡中だそうですが、行方がわか

らないという事務局の返事でございま

す。

○矢嶋三義君 私は防衛庁と、自治

庁は国務大臣が、さもなくば政務次官

にお願いしたいというところをお願いし

た。それから行政管理局の方は、長官

みずから事情釈明に來ましたから、行

政管理局の国務大臣はおいでいたか

なくつてよろしいということを受承し

ております。防衛庁と自治庁の大員並

に政務次官はどうして出席できないか

というところを一応明確にしたいとい

ふ、それから質疑いたします。防衛

庁と自治庁です。

○理事(千葉信君) お答えいたしま

す。自治庁の政務次官は今連絡中だ

そうございしますが、その連絡がまだ十

分達していませんので、後刻また御

返事申し上げますが、先ほどお話し申

し上げた防衛庁の長官の關係は、

ただいまの連絡では、トルコ国防相と

会見中だそうでございまして、政務

次官は出張中だそうでございします。

○矢嶋三義君 残念ですが了承して、

質問いたします。

では調達庁長官に伺ひます。あなた

の所管のところの三百二十名の減員

は、二百名を防衛庁に、それから百名

を厚生省に配置転換をするということ

が確定しているということですが、こ

の数字は間違いないかどうか。調達

庁長官並びに防衛庁、さらに厚生省の百

名というのは、今の段階では、百名という数字は特定されているのか。三者からそれぞれお答え願います。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、三百二十名の定員減が三十四年度において調達庁は予定されておりますが、その措置に關しまして、各省庁協議いたしまして、約百名を厚生省の年金の關係に、約二百名というものを防衛庁の各部局に、それぞれ御採用を願う、こういう話のもとに、ただいま勤務場所その他実行上の処置につきまして話し合ひを進めておる次第でございます。

○政府委員(森本潔君) 厚生省の態度は先ほど申し上げました通りでございます。

○矢嶋三義君 防衛庁は、大臣、政務次官以外にだれか来ているでしょうか。

○理事(千葉信君) お見えになつておられようですが、至急手配いたしますが、その前に、丸山調達庁長官から御答弁をいただいて差しつかえございませんか。

○矢嶋三義君 この問題は、調達庁は防衛庁の付属機関になつていますけれども、調達庁長官と防衛庁というものは、立場が違ひますから、防衛庁關係もいなくちゃだめです。だから、大臣、政務次官、いなかつたら官房長を呼んで下さい。

○理事(千葉信君) 至急連絡します。

○矢嶋三義君 そこで、厚生省に伺います。年金局の仕事というのは、かなり私は専門的な仕事も出てくると思うのですが、百名を調達庁から充足するとすると、あとの充足はいかようにされる考えでおられるのですか。

○政府委員(森本潔君) まず本省の方

でございしますが、これは現在各局から年金事務準備のための局を編成しております。そこで大要員が準備できておられます。それから地方におきましては、年金關係に關係のあります仕事、たとえば国民保険でありますとか、健康保険、あるいは社会福祉の仕事、こういう方面を主としていたしまして、地方公務員の方、あるいは健康保険でございます。これは国家公務員でございますが、主としてそういう方面から配置転換をはかりたい、こう考えております。

○矢嶋三義君 終戦処理に努力された調達庁の關係職員を、年金局の創設とともに受け入れるということは、非常に私もけっこうなことだと思ふ。先ほど調達庁の長官から、厚生省に配置転換される百名について発言がありました。その通り承してよろしくうございします。

○政府委員(森本潔君) 百名を目途といたしまして配置がえを考へております。ただし、先ほど申しましたように、年金の事務は非常に特殊な事務でございします。それに適した人を御選択願つて御推薦願ひたいと考へております。

○矢嶋三義君 若干それは専門的な面もありまして、そういう職員も必要だ、全部が全部そうというわけではないのですから。あなたの発言は全面的に私は受けるわけにはいかぬと思ふ。重ねて確かめておきますが、調達庁長官は、年金關係に百名厚生省に移しかえることにきまつておられる、こういうふうに答へておりました。厚生省の方は、百名受け入れるのはいいけれども、あなたのところの――言葉は適

当でないが、わかりやすいから申し上げますが、子飼いの公務員は働きやすい所へやつて、今度よから受け入れる調達庁の公務員は、あまり当事者が好まないような職場につける、こういう不人情なことは、厚生省のお役人さんとしてはなさらないと思ひますけれども。

〔理事千葉信君退席、委員長着席〕何か、さつきからちよつと聞いています。調達庁長官の答へとあなたの答へとは若干のニュアンスの差があるもので、私はここで明確に承わつておきたいのですが、調達庁から配置転換になる百名は、国民年金關係に配置されるものか、かように了承してよろしいですね。

○政府委員(森本潔君) 百名配置転換を受けることになっております。それからその個々の人につきましては、なるべく国民年金の業務に携わつていただくにふさわしい人を、調達庁の内部でやりくりされて差し向けていただくことをお願いしておるような次第であります。ですから、個々の人選につきましては、両省よく協議したいと思ひますが、総ワクにおきまして百名程度を受け入れるということには固違ひございしません。

○矢嶋三義君 その年金局を創設することによつて、今、防衛庁長官、責任者はお見えになつておられますが、調達庁の定員減の分を引き受けるということとは、大臣同士の話でございしたということと承わつておられるわけですか。私は政務次官に伺ひますが、従つて、調達庁長官がさつき言明しましたように、年金局の方に私は従属すべきである、かように考えますと同時に、調達庁から配置転換になるところの百名をま

ら配置転換になるところの百名をま子扱いにするようなことはゆめであつてはならないことで、申すまでもないことだと思ひますが、政務次官の答へをわすらわしておきます。

○政府委員(池田清志君) ただいまの矢嶋委員の人事配置の御意見はまことにこつともなことでございします。調達庁關係から百名というものを総ワクといたしまして、国民年金方面に採用するという受け入れの態勢を私どもは整えております。さて、その具体的な配置であります。本人の希望等もありますれば、希望にできるだけ即したいということを念願いたしております。なおまた、年令、職階等によりまして、おのずから上下の区別が出てくるわけでありまして、これらのことにつきましても、旧態を尊重いたしまして、適当な所に配置したいと思ひます。

○矢嶋三義君 池田政務次官からなかなかつばな御答弁をいただいて私は感銘しておりますが、一応やつぱり調査して、希望をとられて、できるだけ希望に沿うようにやられるわけですね。非常に私はけっこうなやり方だと思ひますが、念のために承わつておきます。

○政府委員(池田清志君) 今の問題は、ただいまの百名に限つた問題ではありません。御承知のように人事配置につきましても、そういう点を考慮する上にとりようになつておられるところからいいたしまして、私はできるだけそういうふうにい

希望を申し入れておりますように、年金制度の關係に直ちに役立つていただけるような方面の方をお選びいただきたいという要望をいたしましたわけでございます。

○矢嶋三義君 調達庁の定員減を見ますと、四等級から八等級までであるいは二等級から五等級まで行政職の位置によつてそれぞれ等級別があるわけですから、これを厚生省が受け入れる場合に、調達庁で整理された等級別の人を受け入れられるように、年金局の職員を充足する場合には、まず優先的にこれを取り扱つていかないと、百人が百人皆同じ色の人ではないから、受け入れ技術操作が非常にむづかしいと思ひますが、その点はどういうふうに政務次官としてお考えになつておりますか、承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(池田清志君) 今の具体的な御希望でありますとか、勤務の所でありますとか、あるいはまた国民年金制度に興味のある者とか、事務にたんのうであるとかいうことにつきまして、事務的には両者の間で相談をいたしておるところであります。なお、国民年金制度で、本省におきまして六十人、地方におきまして千七百四十人といふものをふやして参りますのでございしますから、調達庁からいいた

きます方々をどこかまとめて、あるいは上位の方ということにもいかないかと思ひますが、これらの点は、人事配置の關係においてむづかしいことを御了承いただまして、なるべく先ほど来私が申し上げましたような趣旨に従ひまして配置をいたしたいといふことを、御了解いただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 調達庁長官に伺います
が、三百二十人の中の百人を、今度の
この設置法改正に伴って厚生省に引き
受けていただくわけですが、あとの残
りの分についても、いままでいろいろ
な苦しい状況下に終戦処理に従事して
参りましたあなたの部下ですが、そう
いう方々の希望に沿うような配置転換
が十分なし得る、また防衛庁の長官に
も協力を仰ぎ、防衛庁長官は閣内にお
いても強い発言をして、十分処理はな
し得るという見通しを持っておられま
すか、また熱意をもっておられます
か、承わっております。

○政府委員(丸山信君) 調達庁の職員
の問題につきましてことに御同情の
あるお話、私感謝にたえないのでござ
います。長年終戦以後米軍の關係に従
事して参つた当庁の職員、これが時勢
の推移によりまして、業務減のため
に定員減になり、この人事処理の問題
は、歴代の長官、またたたいま私長官と
して、最も心を勞しておるところであ
りますが、幸いにして先ほどからお話
がありましたように、本年度におきま
して厚生省並びに防衛本庁の御同情あ
る御協力を期待できる情勢であります
ので、私は、まずは職員に心配をかけず
にこの定員減の措置ができるものと確
信いたしております。なお、具体的に
は、百名の措置に關しましては、本人
の希望それから勤務場所いろいろの間
題がございまして、それらに關しまし
て、また厚生省といたされまして業務
の關係、全般的な人事配置の關係等
を受け入れの御都合もあることござい
ます。従いまして、それらの具体的な
細目等の事項を、目下両方の人事当局
者がいろいろ打ち合せをいたしておる

次第でございます。なお、防衛庁關係
は、これは御承知の通り昨年の八月以
來調達庁は防衛庁の傘下の機関になり
まして、いわば防衛庁といえども調達
庁と現在一体の形でございまして、従
いまして、私調達庁の長官といたしま
しても、防衛庁の長官である大臣、次官
その他人事当局の者と、これはほん
とにもう自分の内輪のものとして、
今回の百名ほどの配置転換の問題に關
しまして、ずつと具體的の措置の打
ち合せを續けて参つております。従
いまして、結果的に見て決して職員全般
に非常な不満を來たすようなことはな
いと思は信じて、またそのために最大の
努力を払つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 官房長に伺います
この年金局の職員構成に當つては、農
林省で定員減九十五人ほどあるそうで
すが、それもあなたのところに吸収さ
れるというふうに承わつております
が、そうですか。

○政府委員(森本潔君) その通りで
ございます。

○矢嶋三義君 これに關してですが、
おそろくきよう衆議院で行政機關職員
定員法が本會議で上つて、わが衆議院
に送付されて参ると思つて、わが衆議院
の修正とも関連しまして、農林省のこ
の九十五人減は解消するといふことが
第一院の内閣委員會で話されたこと
を、私承わつておるわけですが、そう
なると、農林省の九十五人といふのは
はなくなるわけですね。私は、内閣委
員として防衛庁關係に格別に関心を
持つて、この調達庁業務を見守つて
参つたわけですが、その点、調達庁の
職員今後の行方並びに今後の調達庁
の行政機構を將來どうしていくかとい

ふ点について予算委員會でも若干聞
き、自分でも考えを持つておるわけ
ですが、この職員に關きまして、防衛
の付屬機關になつておるけれども、防
衛庁よりは福祉國家を建設するわが國
において厚生省に行つて働きたいとい
ふのが、不思議ですね、非常に多いん
です。多いのですよ。だから農林省の九
十五人減によるあなたの方への配置転
換といふものがなくなつた場合に、調
達庁には相當優秀な職員もおるそう
ですが、その九十五人に相當する分を、
調達庁とも十分連絡をとられて、調達
庁側からあなたの方に配置転換される
ような配慮をしていただければ、これ
は両方非常によろしいのじゃないかと
思ふのですが、政務次官いかがござ
います。

○政府委員(森本潔君) ただいま農林
省の定員減がなくなるかもしれないと
いうお話でございますが、従来私も
それを予想しておりましたが、それが
かりにそういうことになりました場合に
おきましては、調達庁の方とも十分打
ち合せをいたしまして、できるだけ御
協力申し上げたいと、かように考へて
おります。

○矢嶋三義君 政務次官に伺いま
す、その点はぜひ配慮していただき
たいと同時に、私冒頭申し上げました
ように、この保険、年金といふものは
なかなかこれはむずかしいもので、一
部は、多くは要りませんが、相當数は保
險業務等にきつてたけた、専門とい
いますか、優秀な人を若干は入れて置
かなくちゃならぬと思つたわけですが、
そういう点については十分配慮されて
おることと思ひますが、念のために承
わつておきます。このけたが一けた

違つても大ごとですし、將來をずつと
おもんばかりでおるわけですが、十分
配慮してもらいたいと思ひますが、い
かがでしょうか。

○政府委員(池田清志君) ただいまの
お尋ねは、国民年金事業の内容に深く
ごたんの矢嶋さんから具體的な御
発言がございまして、私もこの国民年
金の機構を中央及び地方に組織いたし
まするにつきましては、いろいろ点を
考慮に入れておるところであります。
なお、農林省關係の問題が、あるい
は予定通りにならない場合におきま
しては、国民年金の關係におきま
して、おいでをいただいてしかるべき人が多
数いらっしゃるかと思ひますので、
この問題につきましては、官房長がお
答へ申し上げましたように努めさして
いただきます。

○矢嶋三義君 次に自治庁のお方に伺
います。この法案によつて、地方
自治法附則八条に基く都道府県職員が
千七百四十人増員されることになって
おるわけですが、これは皆さん方の自治
庁のお考えを聞きたいのですが、あの附
則八条に基く職員の身分を地方公共
団体に移すといふことはいかがなものな
んでしやうかね。どういふ御見解を
持つておられるのか。また、自治体の方
ではどういふ考えを持つておられるの
か、この際、承わつておきたいと思ひ
ます。

○政府委員(後藤田正晴君) 國の仕事
を府県にやらせるといふ場合に、私
ども自治庁の者、つまり地方自治を推
進するといふ立場に立つ者といひまし
ては、これはやはり吏員をしてやらせ
るといふのが私は自治法の建前でもあ
るというふうに考へております。しか

しながら、この自治法附則の八条にあ
りますような仕事に従事する職員は、
現に暫定措置として、國の公務員とし
て置かれておるわけでございます。

で、今回の国民年金の施行に伴う事務
につきましても、私も建前は先ほ
ど申しました通りの考え方を持つてお
りますけれども、この事務がきつめて
重要な事務であり、また政府として
も、直接執行について、各県同じよう
なレベルで整備をせねばならぬとい
うようなこともございまして、さらにま
た、同じような府県の事務が、現在自
治法附則の八条で、國の公務員とし
て、まあ暫定措置として殘されてお
るわけでございますので、今回のこの国
民年金施行に伴う事務についても、や
はり今回は國の公務員としてこれはま
あやむを得ないのじゃないか、こうい
うことで政府内部の意見は一致をした
わけでございます。従いまして、將來
の方途としては、やはり自治法附則八
条が「当分の間」とありますように、
逐次これは地方自治の本旨にのつとつ
てやつていくべきものと、かように
考へております。

○矢嶋三義君 「当分の間、なお、こ
れを官吏とする」といふのは、「当
分の間、なお」といふのは、続いて
いるわけですね。そうして、こうい
うことでまたこの機会に千七百人もふ
えてくるわけですね。それで、國の事務
を自治体に委任するのなら、その事
務費を國が負担するのは當然だしね、
また今のように人件費を補助するの
これは當然だと思つたわけです。だ
から、國の事務を委任しているのだから、
事務費と人件費を出して、そうして
その身分は地方自治に移す方が私は

すつきりすると思うのですけれどもね。「当分の間、なお」ということですから、そういうふうにするべきじゃないかと思うのですが、自治体側は一体どう考えているのですか。あなたの方の基本的な考え方に抵抗はあるのですか、ないのですか。

○政府委員(後藤田正晴君) もちろん自治体としては、ぜひまあ吏員というふうなやり方でやつてもらいたいという希望があることは事実でございます。しかし、まあ先ほど申しましたような考え方で、今回はやはり国の公務員として、まあ事務をやつてもらおうということがやむを得ないのではないかと、こういうふうに存じておる次第でございます。

○矢嶋三義君 自治体の考え方、あなたの方の考え方はわかりましたが、それにかかわらず、なおこういうのが特性でずつといつているというところは、自治庁以外の政府部内の省庁に抵抗はあるのですか。

○政府委員(後藤田正晴君) なかなか、抵抗があるかと言われますと、ちよつとこうお答えにちよつとちよつとでございますが、やはりそれぞれの省には省としての仕事の面から見て、やはり当分の間は国の公務員で仕事をやつた方が齊一な整備ができるというふうなお考えもあるかと思ひますので、私もとしましては、建前は建前として、やはりこういう仕事につきましては、現在の段階ではまあやむを得ないかと、こういうことで政府部内の意見が一致したわけでございます。

○矢嶋三義君 だから私はきょうは大抵あるいは政務次官においでを願つたわけですね、事務当局としては、それ

れ以上の答弁は幾ら聞いてもできないと思う。するわけにもいかぬと思う。だから、こいねがわくは、こういう意見があつたということをお大臣と政務次官にお伝えいたしまして、次の国会までに、あなたのところがイニシアをとつて、政府部内で検討していただきたいと思うのですが、このお約束できますか。

○政府委員(後藤田正晴君) 大臣にも御趣旨の点をよく伝えて、善処したいと思ひます。

○矢嶋三義君 あと二点、行政管理局の山口局長さんお見えになつておるから伺いますが、先ほどこの調達庁の縮小傾向に伴う定員減、その処理の一端をここで何つたわけですか、今もこの国会に行政機関職員定員法が出ています。いすれ近く国会に国家公務員法の改正が提出されるようなことになりまふというところ、さらに大がかりに、行政機関職員定員法というものに手を加えなくちゃならぬということに相なると思ふのです。私は、そういう場合ですね、行政管理局としては、定員関係については各省との連絡調整をとり、相当の発言権を持つておるわけですから、だから、行政管理局当局としては、この調達庁の職員の将来の身の振り方については格別の配慮を、行政機関職員定員法を扱う場合に、政府部内において考慮すべきである。努力すべきだと思ふのですが、そういう御用意があるか、念のために山口局長に何つておきますか。

○政府委員(山口西君) 調達庁につきましては、業務の減少傾向にかんがみまして、本年も三百二十人の減員を予定いたしました。将来も減員傾向が

予想される状況にございます。しかし、一方におきましては、他の省庁におきまして、いろいろの事由で増員される場合も予想されるわけにございます。本年国民年金関係で相当の増員がございまして、その方面に一部吸収するような措置を講ぜられましたが、なお年金関係につきましても、将来業務量は増大していく傾向にございまして、さういふ他の省庁との関連におきまして、できるだけ実際の出血を避けるように、行政管理局といたしましては、極力努力いたしたいと存じております。

○矢嶋三義君 おそくなりなりましたから、門下官房長お見えになつたようです。一つだけ何つておきますか。今もちよつと出ましたが、ちよつと年金局に調達庁の職員百人を吸収する、配置転換をやるという点について伺つたわけですが、今後の立法院における審議の情勢の変化によつては、厚生省としてはさらに考慮、善処しようという御答弁をいただいているわけでありまふ。調達庁においては、約二百人を外局である調達庁から防衛庁の方に引き受けられるということをお承わつておきます。これらについては十分防衛庁長官が所管大臣になつておられますから考慮されていると思ふのですが、その点と、それからついでに、予算委員会でのこの問題を私質問した場合に、調達庁の今後の恒久的行政機関としてのあり方については、鋭意政府部内に

おいて特に所管の防衛庁長官において研究、考慮中である、近く結論が出ると思うということでしたが、この機会に、どういふ考究をされ、どういふ結論が出るとしているか、それらの点についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(門下宗雄君) ただいまの矢嶋委員の御質問にお答えを申し上げます。調達庁は、今回は三百二十名の減員と相なるわけでありまふが、先ほどお話をございましては通り、そのうち百名につきましては厚生省方面でお考え願ひまして、残余の分、二百二十名については防衛庁の今回のいわゆるシビリアンの増員に因連いたしました。ぜひ考慮いたしたいと、諸般の準備を整えつつある次第であります。

○矢嶋三義君 これが最後ですが、この法律案は、冒頭に申し上げましたように、珍しくつばな法律案でありますので、時間もおそくなりまふし、この一問で終わりますが、適正にして活発なる運用によつて所期の目的を十分達せられるように、特に要望を申し上げます。

最後のお伺いいたしましたしましては、千鳥ヶ淵戦没者墓苑が先般あの地にでき上つたことは御苦労でした。非常にけつこうなことでございます。これを国立公園部の方で維持管理されると、さうして常勤職員を二人置かれるやに承わつておるわけですが、お願いしたい点は、清浄な地として維持、管理できるように、格段の意を払つていただきたい。二人の常勤では私は無理じゃないかと思ふのです。最近のこの国立公園部の維持、管理を見ていると、皇居前の公園にしましても、あるいは新宿御苑にしましても、一時よりはずつと管理状況がよくなつてきたようですが、先般私は土曜日の夜に――話が違ひますが――上野の公園に花見を見に行つたわけですが、花見の状況を見に行つたわけですね。ともかく驚いたのです。まさに外国人なんかに見せられるものではなくて、國辱ものです。それについてはここで多言をいたしません。あなたがたのところの所管の国立公園、特に今度これは戦没者の霊を慰める場所ですから、常勤二名予定されているということですが、願わくば省内で操作されて、若干ふやせるものはふやして、ともかく敬虔にして清浄なる場所としてぜひ維持管理していただきたい。これは強く要望するとともに、これに対する御見解を政務次官から承わつて、きょうの質問は終了します。

○政府委員(池田清志君) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑につきまして、長いこと皆様方の御協力をいただいておりますが、幸いにも去る二十八日竣工をいたし、天皇、皇后兩陛下の行幸啓を仰ぎまして慰霊祭をおごそかにとり行つたことができましたことは、私も心安ら

かなるものがございます、皆様方に心よりお礼を申し上げます。

御承知のように、あの墓苑はいわゆる聖域として長く長くつばに保存していかねばならない所であり、す。国立であります関係上、厚生省の私どもがそのことを担当いたし、省内におきましては公團部がこれに当るのであります、これはまさしく御指摘の通りに私どもは考えておるところであります。これに配置いたしました二名をもちましては少いではないかという御指摘でございますが、これは御承知のように宮城、外苑につきましては管理をいたしておりますところから、その管理課と一緒にあわせてこれを管理して参りますので、現在におきましては御趣旨に反するようなことはないと確信をいたしております、なおまた、この墓苑につきましても、御承知のように奉仕会という民間団体もおできになっておられますので、この方々もその聖域維持に御努力していただくことを私は感謝をいたします。

○委員長(永岡光治君) ただいまの矢嶋君の発言に關連いたしました、委員長から特に要望いたしたいことがあるわけでございますが、調達庁の職員の方の振り方については、先ほど質疑の中で明確になりましたが、もとよりこれは誠意をもつてその受け入れに当ることは当然であります、問題は根本的な解決の問題でありまして、ただいま門叶官房長の御答弁によりまして、検討を進めておるといってお話ですが、行政組織法上の委員会とか調査会といふのは別といたしまして、特に責任のある閣僚大臣を持つておる防衛庁におきましては、何らかの形におい

て、その問題に早急に結論を出すような対策委員会と申しましようか、何と申しましようか、そういうものを設けて検討していただくものと理解いたしておりますが、そのように解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(門叶宗雄君) 先ほど御答弁申し上げました通り、この問題は防衛庁といたしましてもきわめて重要な問題でございますので、人事局長及び考査官を中心にしてこの問題について真剣に考究いたしておる次第でございます。

○八木幸吉君 簡単にお伺いいたしますが、老齢、障害、母子年金の給付額は本年は百億七千八百万円、その事務取扱費が九億七千五百万円、これは平年度であります、年金給付額が幾らになるか、それが一つ、それから事務費は平年度におきましてもこの程度でいいのかどうか、それが一つ、それから事務費の中には、地方に仕事を移譲するのであります、移譲をしたために国からそれに要する費用を交付するわけでありましようか、その金額も入つておるかどうか、もし入つていなければ、その金額は平年度でどれくらいになるのか、今年度でどれくらいになるか、この三点をお伺いいたします。

○政府委員(小山達次郎君) 第一の、平年度どのくらいかという問題でございますが、今年度は四カ月分の給与費を組んでおりますので、無拠出年金の平年度はその三倍でございます。大体三百十億から十五億程度というふうに考えられたらいいと思ひます。

それから事務費につきましては、今年度組んでおりますのは無拠出に關係した事務費でございます。この事務費

の中には、本省の費用はもちろん、地方に委託する場合の費用も全部組んでございませう。無拠出に關する限り、大体これが平年度の事務費に近いのでございませう。なお三十六年度から保険料の徴収を行います、本格的な拠出制度年金が始まりますが、この場合の事務費は、これまで別でございませう。どのくらいになるかというところに、昨年来厚生省を中心に、關係省で検討しているところでございませうが、まだ額を示して申し上げる程度にまでは固まつておりません。しかし、相当の費用になるものと思つております。

○八木幸吉君 次に、この無拠出の年金の交付額と事務費との比率は、同じような制度が外国にあれば、それと大体似たものがあるかどうか、これが一点。

もう一点は、問題は違ひますが、医療制度調査会が今度設けられるのであります、今、厚生省にある医療審議会、それから医道の向上に關する重要事項を審議する、医道審議会、これと一体どういふ關係にあるか。あるいはこの三つを一つにすることができないかどうか、この二点を伺つて、私の質問を終わります。

○政府委員(小山達次郎君) 無拠出の給付費と事務費との關係については、別にこれといった一つの基準はございませう。給付額がいかにか多くございませうとも、たとえば所得制限がないとかというふうな単純な仕事になりませうならば、給付額が五百億であらうと六百億であらうと、事務費としてはむしろ少く済むわけでありませう。その意味におきまして、現在私どもが御審

議をいたしております案は、残念ながらいろいろ所得制限が強くなつておりますので、勢い事務費も思ひのほかにかつた、こういうことになつております。なお拠出の場合の事務費と給付費の關係については、制度の立て方によつていろいろございませう。たとえば給付費の一五〇程度というものが大体の例でございますが、多い場合は二五〇程度までなつておる分もございませう。いずれにしてもこれは將來の問題として、なるべく少い事務費で効果の上るようになつていきたいという研究をいたしております。

○政府委員(小澤龍君) ただいまあります医療審議会は、医療機關の配置、計画等を調査審議する機關でございませう。なお、公的医療機關等の医療報酬について調査審議する機關でありませう。医道審議会は医師のこの人格と申しますか、道徳と申しますか、それに関与するものでございまして、医師に關して、医師として不適当な医師があつた場合にございまして、行政処分等につきては審議する機關でございませう。今回設置を計画しております医療制度調査会は、これらのものを含め、さらに深く医療制度全般にわたつて審議検討いたしたい。こういう機關でございませう。

○八木幸吉君 全般にわたるものであります、今の、含めるなら、吸収合併と申しますか、吸収合併して、前のやつを二つやめてしまふということはお考へになりませうか。

○政府委員(小澤龍君) 実は今回医療機關の配置につきては、従来は医療機關は自由設置です、どこにでも好きな所に作られたのであります、医療

機關は都市偏在の傾向が強いので、公的なあるいは公けの医療機關の、特に病院の配置規制をいたしたいと考えております。実はそれに関する医療法の一部改正法案を提出してございませうが、この法案が通りまると、どういふ地域にどの程度の医療機關を配したらいいかという、具体的な審議をいたします機關がなければなりません。それがたまたま御指摘の医療審議会でございます。

それからまた医道審議会におきましては、年々相當数の医師の行政処分の問題等が出て参りますので、その行政処分等につきては、そのケース、ケースを審議しなければなりませんので、今にわかにかこれを廃止するわけには参らぬのでございませう。なお、この医療制度調査会は二カ年の時限立法でございまして、二カ年たちますという、わが国の医療制度の根幹につきての結論をいたしまして、これを廃するものでございませう。

○八木幸吉君 行政管理局の方で、これらの合併を御検討になりましたか、なりましたか、簡単に御答弁を……。

○政府委員(山口西君) 検討はいたしたのでございませうけれども、ただいま御説明のありましたような理由で、今回は合併を見合わせた次第でございませう。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、これにて本案の質疑は結局することに御異議ございませんか。

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)全部を問題に供します。本案を、衆議院修正送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 全会一致と認めます。よって厚生省設置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう取り計います。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を始めて下さい。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十八分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業基本問題調査会設置法案(予備審査のための付託は一月三十一日)

一、厚生省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月七日)

四月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第一六〇四号)(第一六一九号)(第一六四二号)

一、建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願(第一六〇五号)(第一六二五号)(第一六三六号)(第一六三七号)

一、兵庫県美方町等の寒冷地手当等に関する請願(第一六〇六号)

一、恩給法の一部を改正する法律案の一部修正等に関する請願(第一六〇七号)

一、公務員の寒冷地手当に関する請願(第一六〇八号)(第一六一〇号)(第一六四三号)

一、国家公務員等退職手当暫定措置法施行令中引揚者の外地勤務期間通算に関する請願(第一六〇九号)

一、恩給改訂に関する請願(第一六二四号)(第一六五三号)

一、建設省地理調査所の定員外職員の定員化に関する請願(第一六二六号)

一、国立病院医師の待遇改善に関する請願(第一六二七号)

一、自治省設置に関する請願(第一六三九号)

一、金し敷年金等復活に関する請願(第一六四四号)

一、農地被買収者問題調査会設置法案反対に関する請願(第一六四五号)

一、農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第一六五五号)

一、公共企業体職員等共済組合員期間と旧令共済組合員期間の通算等

に関する請願(第一六六四号)

第一六〇四号 昭和三十四年三月二十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡坂北村 関崎屋外四百六十六名

紹介議員 木内 四郎君

先般の国会において恩給法が改正せられた結果、かねて要望した事項はある程度是正されたが、しかしなお「赤紙召集者の加算制廃止による失権者」がそのまま取り残されたことはきわめて遺憾にたえないから、これら失権者に對しぜひとも加算制復元実施の措置を講ぜられたいとの請願。

第一六一九号 昭和三十四年三月二十三日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 長野県南安曇郡三郷村 大塚玄外千六百八十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六〇四号と同じである。

第一六四二号 昭和三十四年三月二十四日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 長野県南佐久郡白田町 三〇九長野県旧軍人関係恩給権擁護連盟南佐久支部内 御手洗新外五百三十八名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六〇四号と同じである。

第一六〇五号 昭和三十四年三月二十日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎一町全建労働常陸支部内 藤田実外百七十九名

紹介議員 郡 祐一君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一な職務内容と責任をもち、しかも長期にわたり継続勤務している常勤労働者(準職員)六千八百八十三名と常勤的非常勤職員(補助員)九千八百八十一名を雇い入れているが、建設省における事業遂行を円滑にし、しかも従業員としての身分を保障することによつて責任ある職務遂行を行い国民の要望にこたえるため、定員法にもとづく定数規程の第二項の定数一万六千四百二十八名を三万二千三百九十二名に改正せられたいとの請願。

第一六二五号 昭和三十四年三月二十三日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 富山県黒部市香掛全建設労働組合北陸地方本部黒部支部内 幸林 幸作

紹介議員 石坂 豊一君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六三六号 昭和三十四年三月二十三日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 鳥取市古海全建設労働組合中国地方本部鳥

取支部内 麻木喜美江 外一名

紹介議員 中田 吉雄君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一な職務内容と責任をもち、しかも長期にわたり継続勤務している常勤労働者(準職員)六千八百八十三名と常勤的非常勤職員(補助員)八千九百四十一名を雇い入れているが、建設省における事業遂行を円滑にし、しかも従業員としての身分を保障することによつて責任ある職務遂行を行い国民の要望にこたえるため、定員法にもとづく定数規程の第二項の定数一万六千四百二十八名を三万一千四百五十二名に改正せられたいとの請願。

第一六三七号 昭和三十四年三月二十三日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願(二通)

請願者 鳥取市古海全建設労働組合中国地方本部鳥取支部内 山川孝一 外一名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一六三六号と同じである。

第一六〇六号 昭和三十四年三月二十日受理

兵庫縣美方町等の寒冷地手当等に関する請願

請願者 兵庫縣美方郡村岡町村岡郵便局内 田中正一

紹介議員 永岡 光治君

冬季における公務員の生活実態にかんがみ、寒冷地手当を増額する必要があるから、昭和二十四年法律第二百号第

二条第一項の「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、五級地十割以下一級地を二割とする。二割きさみの区分とし、なお、公共企業体職員並びに地方公務員に對しても本法律を適用するようこれを明文化すると共に、兵庫縣村岡町、美作町(旧小代村)、岡宮町の一部(旧熊次村)の各地域を四級地とせられたいとの請願。

第一六〇七号 昭和三十四年三月二十日受理
恩給法の一部を改正する法律案の一部修正等に関する請願

請願者 大分市金池町八組大分県傷痍軍人会内 草木利恒

紹介議員 永岡 光治君

傷病恩給に關し、(一)裁定基準を是正するため、恩給法別表第一号表の二及び三を改正すること、(二)第二項の増加恩給年額を二十万一千円とすること、(三)間差を旧法の間差にもどすこと、(四)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること、(五)階級差を設けること、(六)職務関連の傷病者に傷病恩給を支給すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一六〇八号 昭和三十四年三月二十日受理

請願者 兵庫縣多紀郡篠山町兵庫縣多紀郡事務所内

紹介議員 永岡 光治君

冬季における公務員の生活実態にかんがみ、寒冷地手当を増額する必要があるから、昭和二十四年法律第二百号第二

条第一項の「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、五級地十割以下一級地を二割とする。二割きさみの区分とし、なお、公共企業体職員並びに地方公務員に對しても本法律を適用するようこれを明文化せられたいとの請願。

第一六二〇号 昭和三十四年三月二十三日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 新潟市流作場新潟縣農業安定所内全労働省労働組合新潟縣安支部内 岩村保之

紹介議員 永岡 光治君

現給の寒冷地手当は、寒冷度を重点として勘案されたもので全国有数の豪雪県である新潟県においては実情にそわない面が多いから、法律第二百号第二條第一項の「百分の二十」を「百分の二十五」に改正せられたいとの請願。

第一六四三号 昭和三十四年三月二十四日受理

請願者 長野縣飯山市福寿町長野縣職員労働組合飯水支部内 戸田正雄

紹介議員 小山邦太郎君

第二十八回国会において、公務員の寒冷地手当につき現行の支給最高限度である本俸及び扶養手当の百分の八十を百分の百に引き上げるとともに四級地以下についてもそれぞれ適正な増加措置を講じた改正案が参議院においては成立したが、衆議院においては解散による時間切れのため廃案となつたから、今国会に提出されている議員発議による同内容の改正案に對しては、ぜひとも成立せしめるよう格段の配慮を

払われたいとの請願。

第一六〇九号 昭和三十四年三月二十日受理

請願者 大分市中島四丁目大分食糧事務所内 坂元左馬男

紹介議員 永岡 光治君

外地で公務員として勤務した年数を退職年金の通算年数に加算されるのは、引揚げによつて自然退官した後九十日以内に再就職したものに限り、九十日を経過して再就職したものはその恩恵に浴さないものであるが、敗戦による不可抗力な事象によつてこのような不利な条件になつてゐる事情を考慮されて、第二十八回国会参議院内閣委員会の「国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正法案」可決の際における附帯決議中の「一年以内」が実施せられるようすみやかに善処せられたいとの請願。

第一六二四号 昭和三十四年三月二十三日受理

請願者 福島縣二本松市本町一丁目二六番福島縣退職公務員連盟安達支部内 菅野勝美外百六十名

紹介議員 石原幹市郎君

文官恩給の公正な調整のために、仮定俸給抑制措置を是正してすみやかに完全なる一万五千五百円ベースの仮定俸を実施し、さらに文官恩給の内部には、退職時期によつていじりしい恩

給額の不均衡があるから、新旧退職者の間の格差を調整して不均衡を是正するとともに、公務員の給与水準の改定に伴う恩給改正について明確に法文化せられたいとの請願。

第一六五三三号 昭和三十四年三月二十五日受理

請願者 福島縣相馬市立谷町鑑撞田一福島縣退職公務員連盟相馬支部内 草野佳政外二百八十名

紹介議員 石原幹市郎君

建設省地理調査所の定員外職員(臨時職員)の勤務を有する常勤労働者(準職員)六十六名と常勤非常勤職員(臨時職員)三百三十三名が定員外職員として雇用されているから、これらを定員内職員として地理調査所における国家的業務を要する事業遂行に万全を期せられたいとの請願。

第一六二七号 昭和三十四年三月二十三日受理

請願者 東京都目黒区上目黒七ノ一、〇〇〇建設省地理調査所労働組合内 加瀬明

紹介議員 成田 一郎君

建設省地理調査所においては、定員内職員が不足しているため事業遂行上これら定員内職員と同一職務内容及び責任を持ち、しかも長期にわたつて継続的勤務を有する常勤労働者(準職員)六十六名と常勤非常勤職員(臨時職員)三百三十三名が定員外職員として雇用されているから、これらを定員内職員として地理調査所における国家的業務を要する事業遂行に万全を期せられたいとの請願。

国立病院医師の待遇改善に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国立町二〇〇 黒川清之

紹介議員 谷口弥三郎君

国立病院に勤務する医師の待遇改善については、国立病院協議会が、これまでしばしば陳情並びに請願をしてきたにもかかわらずいまだにこれが成果をみるに至らないことはまことに遺憾であり、これをそのまま放置すれば国立病院の運営上に重大なる支障を招来する事態も予想されるから、これらの医師に對する給与改善についてはぜひとも格別の配慮を払われたいとの請願。

第一六三九号 昭和三十四年三月二十四日受理

請願者 山形市旅籠町山形縣町村議會議長会内 樋口友太

紹介議員 海野 三朗君

行政機構改革の一環として自治省を設置することは、地方団体ひとしく要望するところであり、また、地方制度調査会及び行政審議会の答申でもあるから、政府並びに国会は、今通常国会において自治省を設置し地方自治の健全な発達に寄与せられたいとの請願。

第一六四四号 昭和三十四年三月二十四日受理

請願者 埼玉縣浦和市前地町二ノ四六埼玉縣労働組合内 渡辺金造

紹介議員 大沢 雄一君

金し、勲章の恩典復活については、数次の請願もそのつど審議未了となりいま

だ実現に至らないのはまことに遺憾であるが、軍人恩給も既に復活された現在、金し、勲章の恩典のみが取り残されているのはまことに不合理であるから、三十四年度予算において必ず金し、勲章年金及び一時金公債の支払を実現するよう善処せられたいとの請願。

第一六四五号 昭和三十四年三月二十四日受理

農地被買収者問題調査会設置法案反対に関する請願（八通）

請願者 大阪市東住吉区瓜破東之町一、四五二 紺野辰次郎外二百八十二名

紹介議員 亀田 得治君

農地被買収者問題調査会設置法案が可決されると、農地改革のあり方に対する疑惑が公認されることとなり、旧地主と創設自作農との紛争が激化して農地改革の成果がそなわれる結果を生むことは確実であるから、本法案を廃案とせられたいとの請願。

第一六五五号 昭和三十四年三月二十五日受理

農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鳥取市野坂 西村光男 外百六十九名

紹介議員 木島 虎蔵君

昨年度の定員法一部改正により農林省に働く定員外職員のうち定員化された人は、わずかにその三割にすぎず、いまだに約六千四百名という数多くの人が残されたままであるから、今国会において定員化するに必要な措置を行い定員外職員を全員定員化せられたいとの請願。

第一六六四号 昭和三十四年三月二十六日受理

公共企業体職員等共済組合員期間と旧令共済組合員期間の通算等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市植竹町一ノ一六五旧令共済組合、新共済期間通算協議会内 草田佐五郎外三名

紹介議員 大沢 雄一君

公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年六月六日法律第百三十四号）による期間と旧令勅令八十号及び六十号元陸海軍工場共済組合員期間の通算については、長年の期待にもかかわらずいまだに実現しないため、老後を思うとき大きな不安であるから、旧令、新令の通算がえられるようすみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。